

平成 2 3 年度

昭島市事務事業外部評価報告書

平成 2 4 年 1 月

昭島市事務事業外部評価委員会

は　じ　め　に

昭島市事務事業外部評価委員会は、今まで市が行ってきた事務事業評価の透明性・客觀性を高めるため、公募の市民委員を含めた5人の委員により設置されました。

委員会では、昨年の11月19日及び26日の2日間にわたり、事前に事業内容のヒアリングを受けた10事業について、外部評価を実施しました。評価の当日は、1事業当たり50分程度という短い時間でしたが、内部評価の結果を踏まえ、必要性、妥当性、有効性、効率性の観点から慎重に評価を行い、それらについて意見を述べたところです。私たちは、各事業についての専門家ではないため、それぞれが持つ知識と経験等により、一般的な市民の目線で、できる限り客觀的な評価に努めました。

ここに評価結果をまとめましたので、報告いたします。また、全体を通して事務事業評価に対する意見についても最後に記載いたしました。この結果については、昭島市として十分に受け止めていただき、今後の取組の中で活かしていただければ幸いです。

最後になりましたが、評価の当日に傍聴していただいた市民の皆様や評価の過程でヒアリングに対応いただいた担当者など、多くの皆様にご協力をいただきましたことに、委員一同感謝申し上げます。

平成24年1月16日

昭島市事務事業外部評価委員会

委員長 座 間 康 臣

目 次

1	平成23年度の外部評価結果	
(1)	事業別評価結果	
	外部評価対象事業	1
	事業番号 1 広報活動事業	2
	事業番号 2 庁舎等維持管理	4
	事業番号 3 安全・安心まちづくり推進事業	6
	事業番号 4 がん検診事業	8
	事業番号 5 青少年等交流センター管理運営	10
	事業番号 6 ごみ減量化・資源化事業	12
	事業番号 7 交通機関対策等事業	14
	事業番号 8 シルバーピア事業	16
	事業番号 9 就学援助事業	18
	事業番号10 総合スポーツセンター管理運営	20
(2)	事務事業評価全体を通して（今後の課題）	22
2	参考資料	
•	外部評価資料集	-
•	委員会要綱	23
•	委員名簿	25
•	委員会開催経過	25
•	傍聴者アンケート	26

1 平成 23 年度の外部評価結果

(1) 事業別評価結果

外部評価対象事業

(単位 : 千円)

事業番号	事業名	平成22年度 事業費 (決算額)	担当部課	備考
1	広報活動事業	26,395	企画部 秘書広報課	
2	庁舎等維持管理	297,195	総務部 契約管財課	
3	安全・安心まちづくり 推進事業	9,365	市民部 生活コミュニティ課	
4	がん検診事業	86,780	保健福祉部 健康課	
5	青少年等交流センター 管理運営	9,981	子ども家庭部 子ども育成課	
6	ごみ減量化・資源化事 業	235,713	環境部 清掃センター ごみ対策課	
7	交通機関対策等事業	42,692	都市整備部 交通対策担当	
8	シルバーピア事業	20,692	都市計画部 保健福祉部 都市計画課 介護福祉課	平成22年度より、入居 者の安否確認等の事務 を介護福祉課に移管
9	就学援助事業	144,769	学校教育部 学務課	
10	総合スポーツセンター 管理運営	178,321	生涯学習部 スポーツ振興課	

事業番号1 広報活動事業

評価実施日： 11月26日（土）	担当課： 企画部 秘書広報課
------------------	----------------

現状と今後の方向性に関する意見

広報紙は、市の事業やサービスについて市民に知らせるための最も基本的な手段であり、必要性は非常に高い。また平成23年5月の紙面リニューアルにより読みやすい紙面となっており、高く評価できるところである。

今後の方向性としては、現在の状態を継続して、全戸に広報紙が配付されることを望みたい。ただし経費については、委託内容・職員の業務内容の見直しなどにより、コストダウンを図ることも検討するべきである。また、広告の掲載は、検討課題である。これらにより効率化を図りつつ、市民の意見も取り込みながら、広く読まれる広報紙の発行を続けてほしい。

個別評価	① 必 要 性	② 妥 当 性	③ 有 効 性	④ 効 率 性	合 計	今後の方向性				
						□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	4	17	□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	5	4	4	4	17	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	3	4	2	14	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	5	3	3	2	13	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
松本委員	5	3	4	3	15	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	5	3.4	3.8	3	15.2					
内部評価	5	4	4	4	17	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 常に読まれる広報紙を目指し、アンケート等による確認を行い、読まれる紙面の継続をしてほしい。
- 若い人もそうだが、特に高齢者層に読まれる工夫（活字を大きくする、コーナーの設置等）を検討願いたい。
- 広告収入については経済状況等も考えて、導入時期を含め、継続検討課題とされたい。

【佐久間副委員長】

- 行政の事業内容や市民へのサービスについて、市民へ知らせる最も必要なものであり、本来ならば、もっと発行回数を増やしてもよいくらいである。
- 増大する各課の記事を割愛しなくてはならないような時、商業紙やケーブルテレビをどう利用していくか考えておく。
- 今、新聞を取らない若い人も多く、誰でもすぐにインターネットで情報を得られる電子情報の時代の中で、ホームページと広報紙との双方の長所・短所を調べて対応していくなど、紙媒体としての役割を考えてほしい。
- レイアウトについて、外部委託することも考える。
- 広報担当者だけが広報を作るのではなく、広報に載せるイベントの写真は担当課に撮ってもらうなど、職員全体の協力を得るようにすれば、残業代もさらに少なくなると思う。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 事業の内容については、特に外注化について検討の余地がある。記事は特集が入ったとしてもパッケージ化された定常記事が主であり、ある意味割り付け済みであると言えるので、編集能力を高めながら定例的な部分は外注する等のコスト引下げが可能であると判断する。
- 平成23年5月の紙面リニューアルは、読みやすいものであり、高く評価したい。
- 配布委託について、一部10円というのは高いのではないか。
- 全戸配布はいい方法であると思うが、全庁的に市の他の配付物（資源・ごみの収集カレンダー、水道だより、社会福祉協議会だより等）をまとめて配布するようにして交渉すれば、経費を抑えられるのではないか。他部門を巻き込んだ全体の見直しを期待したい。
- 毎年、一部当たりのコストが上昇している。年度毎に削減目標を設定し実行を望みたい。

【出雲委員】

- 一部当たり56.9円という単価の妥当性を判断することは難しいが、安定顧客（=市民）のもとで100万部発行していることからすれば、若干高いのではないかと感じられる。
- 全戸への配布委託については妥当であると思うので、そうなるとあとは、印刷代と人件費である。広報に関わる職員が4.4人という点は、原稿を各所管部署で作ることを考えると若干多いかなという気はする。
- 版下を組む業務を委託するかどうかは迷うところはあるが、現状を維持する中でもう少しコストを削減できるかどうか、検討の余地があると思われる。

【松本委員】

- 見やすい紙面になったことは確かに評価ができると感じる。
- 完成原稿を職員4名で作成して印刷業者に渡すことが妥当なのかは疑問を感じる。
- 派遣職員を雇ったことで達成した、平成23年度の時間外勤務時間の減少が、職員の異動等で元に戻っては有効性も薄れるので、今のポテンシャルを維持したまま事業の継続を望む。慣れた職員のマンパワーに頼らない継続方法の検討をしてほしい。

事業番号2 庁舎等維持管理

評価実施日： 11月26日（土）	担当課： 総務部 契約管財課
------------------	----------------

現状と今後の方向性に関する意見

市庁舎は市民生活の拠点となる市の財産であり、安全に長期間使用するためにも、職員の協力を得ながら適切に維持管理していくことが必要である。また、シティホールとしての性格から、一定の管理水準が必要なのは理解できる。しかし、現状では26市で比較してもかなりの経費がかかっており、委託内容について改めて精査する必要がある。

今後の方向性としては、庁舎管理に係る様々な委託業務（設備運転管理、清掃、電話交換など）の内容について適切に見直しを行い、特に設備運転管理業務のうちコストのかかる常駐委託については、導入している市が26市の中では少数であることなどから、その必要性について改めて検討をするべきである。また、今夏の節電の取組のうち可能なものについては、今後も継続していくことを望みたい。なお、長期的な修繕計画の策定や大規模修繕に対する財源の手当てについても検討をする必要がある。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	3	16	□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	5	5	4	3	17	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	3	4	2	14	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	4	2	3	1	10	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
松本委員	3	2	2	2	9	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
委員平均	4.4	3.2	3.4	2.2	13.2					
内部評価	5	5	5	5	20	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 庁舎の清掃や設備管理は欠かせないものであり、市民の財産である庁舎を、清潔で安全に点検整備し、長期間使用するため、職員の日々の工夫を含めた努力を継続されたい。
- 常駐委託の可否については、他市状況も調査の上、検討されたい。
- 節電効果を恒常的に維持されたい。

【佐久間副委員長】

- 庁舎はシティホールとして市民生活の中心となるべきもので、それなりのものは必要であり、庁舎管理は不可欠である。
- 節水・節電については利用者の協力を求めていく。また、具体的方策についても常に考え、省エネを維持してほしい。
- ノー残業デー等を定め、その日には時間外について、電気・空調を一斉に切るなどを検討すべきである。
- ビルメンテナンスに必要な経費について、ある程度の標準があると聞いたことがあるので、研究してほしい。
- 老朽化による修繕は、大規模になると経費が増大するので、大事に至らないうちに修繕するよう常に心掛ける。また大規模修繕のための基金についても検討が必要である。
- 食堂の効率的活用を考える。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 東日本大震災の状況を見ても、市役所機能は大事であり、拠点として保持していくことは必要である。
- 人件費の削減は評価に値する。
- お金をかければ有効性は上がるが、現状のコストはかかり過ぎている。常駐委託費や電話交換費、ビルメンテナンス費、その他樹木等外部環境に係る経費など、委託費の全般的見直しが必要であると判断する。また、ビルメンテナンス費については、他部門と一緒に市全体として委託費の交渉をしてほしい。
- 長期修繕計画の策定を図り、中期・長期予算計画の中に織り込むことが必要である。
- 民間では、赤字になれば自分のフロアは自分で掃除するのが当たり前である。

【出雲委員】

- 庁舎設備管理委託・庁舎清掃管理委託について、見直し・縮小の必要があるようと思われる。
- 設備管理委託は、一つは常駐の必要があるのかどうかということ、もう一つは毎日設備が異常をきたすということはないのではないかと思われるため、日々設備を管理していくために8,000万円の委託料は高いと考えられ、人数について見直すなど、見直しが望ましい。
- 清掃委託については、市民利用部分は毎日午前（あるいは午後のみ）、職員利用部分は3日に1回程度で十分ではないかと思われる。

【松本委員】

- 市庁舎は行政仕事をするために必要であると感じるが、そのための維持管理にこれほど予算を割いてよいか疑問を感じる。市民以外に係る部分は抑えるなど、ポイントを押さえた維持管理をしてほしい。
- 市民目線で見ると、使用しない階に係る経費や、エレベーターが止まらない階があってもいいし、トイレも1階おきに利用すればよいなど、削減できる項目がある。
- 常駐する必要があるのかどうか疑問である。

事業番号3 安全・安心まちづくり推進事業

評価実施日： 11月26日（土）	担当課： 市民部 生活コミュニティ課
------------------	--------------------

現状と今後の方向性に関する意見

青パトの運行についてはその効果が見えにくい部分はあるが、子どもの見守り、安全なまちづくりの推進のためには、地域全体として一定の取組は必要である。現状は国の緊急雇用創出事業補助金を活用して事業を実施しており、今後補助金がなくなった場合の対応を考えておく必要がある。

今後の方向性としては、市として今以上の経費をかけることなく、市民と連携し地域全体で取組を進めていく観点からも、地域の登録団体による貸出車パトロールを充実していく方向に移行し、青パト以外の見守り活動とも連携して安全・安心まちづくりを推進することが望ましい。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	4	17	■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	3	3	4	3	13	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	3	3	3	2	11	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
出雲委員	3	4	4	3	14	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
松本委員	3	2	3	3	11	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
委員平均	3.4	3.2	3.6	3	13.2					
内部評価	5	5	5	5	20	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- この種の事業の効果を測定することは難しいが、小中学生の見守りという意味での抑止効果、住宅地の留守宅の空き巣狙いへの抑止効果等を含め、どの程度コストをかけるかという問題であると理解している。ある程度のコストはやむを得ないと考える。
- 緊急雇用創出事業打切りの際は、夜間のパトロールが効果的であると考えれば、昼間を貸出車メインでカバーし、夜間に1号車を一部充てることでコストを抑えられるのではないか。
- ボランティアによる貸出団体の拡充など段階的な貸付方式の事業拡充により、将来的には市内全域をカバーするよう役割分担し、コストが増加しないようにすることが望ましい。

【佐久間副委員長】

- 本来、市で行う仕事かどうか疑問である。治安という意味で警察の仕事ではないかと考えるが、市との役割分担がはっきりしない。パトロールなら警察の方が効果的である。
- 青パトに乗車している人の権限はあまりなく、あいまいである。（少年へ注意ができないなど。）
- 1台の運行で17km²の市域をケアするのは不十分なので、安全なまちづくりは行政で行うだけでなく、市民全体で行うことを市民に浸透させる必要がある。
- 自治会や防犯協会などへ青色のトーチを支給して、安全・安心なまちづくりについて市民皆で防犯活動を行うことも考える。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 全体では効果が不明確であり、疑問が生じている。子どもの見守りという点は妥当であるが、1千万円近くかける事業なのか疑問である。当初の目標である子どもの見守りに特化して、車などは使わずに事業規模を縮小し、学校の見守り員等の事業に集約した方が良い。

【出雲委員】

- 事業内容としては、地域の安全・安心に寄与していると考えられるし、コストもかかり過ぎているとは言えない状況である。現状の市と団体の役割分担は妥当であり、このまま、他の同様のサービス（保護者の見守り隊など）と重ならない調整がなされていくことが大切だと思われる。
- 団体に関わる方や市民全体の防犯意識の高まりに寄与するような副次的効果にも注目するとよいのではないか。

【松本委員】

- 市民としてはとても有り難い。
- 青少年の犯罪の低年齢化、多様性に対応できないままでは、自分たちの住むまちを安全・安心と言えない。自分たちの住むまちは自分たちで守ろうという意識が必要である。
- 事業としては、初めは行政が主導であったものの、地域のパトロール組織が育つていけば、十分住民やボランティアで補える活動である。行政は配車・車検・運転手の教育などこの数年でノウハウを十分蓄積してきたと思うので、地域団体のバックアップに回ったらどうか。

事業番号4 がん検診事業

評価実施日： 11月19日（土）	担当課： 保健福祉部 健康課
------------------	----------------

現状と今後の方向性に関する意見

がん検診は市民の健康を守る重要な取組であるが、現状では定員枠があり希望者全員が受診できないなどの問題があり、他市と比べると市の受診率が低い検診項目もある。

今後の方向性としては、様々な工夫により受診率の向上を図り、より多くの市民のがん予防につなげることが必要である。ただし、現在の財政状況や事業を拡充していく必要性、自分の健康は自分で守るという意識醸成のため、利用者の自己負担導入を検討するべきである。併せて、がん検診は国民全体の健康につながる取組であることから、国や都の助成も強く訴えていくべきである。また検診を申し込みながら直前でキャンセルする市民が少なからずおり、それを減少させる工夫やフォロー方法の検討も必要である。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	4	17	■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	5	4	4	4	17	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	4	3	3	15	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	5	2	2	3	12	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
松本委員	5	4	4	3	16	■拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	5	3.6	3.4	3.4	15.4					
内部評価	5	5	5	5	20	■拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 一部を除き、他市と比較して受診率が低い検診項目もあり、「元気都市あきしま」のスローガンにふさわしい事業として、効率性（一部自己負担等）を考え、拡充に努めてほしい。
- 当日キャンセルへの対応として、個別検診については受診期間後のフォローオン期間等を、集団検診についてはなかなか難しいだろうが何らかのフォローの仕方を検討して、少なくとも抽選に当たった人が受診しないというのは改善してほしい。

【佐久間副委員長】

- 自分の健康は自分で守るという市民意識を醸成するためにも、大義名分の意味から利用者負担を検討するべきである。
- 健康については国家事業である点から、国や都の助成を強く要望するべきである。
- 市民の健康を守るという事業の一つであるがん検診は必要不可欠である。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 平成22年度の実質受診率は減少している。受診率を上げるための対策について、さらに工夫が必要である。
- 事業ニーズが増大している一方、国庫補助は減少しており、そのため市の一般財源支出額は増大している。人件費も含めた中長期的な総予算管理を導入し、受益者負担を導入する時期である。
- 効率性について、コスト低減の目標値を設定して取組を希望したい。

【出雲委員】

- 現状では、希望する方（＝必要性のある方）に公平にサービスを提供するよりも、一部の方に対して（検診ごとにその割合には違いがあるが）サービスを集中させる政策選択をする形となっている。
- 委託料について、集団検診などの導入で削減できるのであれば、現状の無料による検診も妥当であると思われるが、それが実現できないのであれば、より公平にサービスを提供することが望ましく、その場合に負担が生じても、なお公平であることの方が望ましいと思われる。
- 現状の無料での検診は、国民健康保険以外の加入者から見ても公平性を欠いていると思われる。

【松本委員】

- 5年間は実施することにしないと公平性を欠くクーポン事業は、なんとしても実現してほしい。そのためには直前キャンセルなどのロスを減少させる工夫が必要かと思う。
- クーポン券があることによる現在の受診率であれば、クーポン事業がなくなった場合に受診率を落とさないための対策も必要になる。
- 定数に関する問題はある。
- 無料化を今後も継続するのは無理がある。直前キャンセルというのは、自費負担がないということによる安易なキャンセルも考えられるので、利用者負担は視野に入れるべきである。

事業番号5 青少年等交流センター管理運営

評価実施日： 11月19日（土）

担当課： 子ども家庭部 子ども育成課

現状と今後の方向性に関する意見

昭島市は「青少年とともにあゆむ都市宣言」をしており、青少年の居場所を確保することは重要な取組である。現在の青少年等交流センターは、もともと別の目的で造られた施設が東京都から移管されたという経緯もあり、青少年の居場所としては適しておらず、類似施設である児童センターと比較しても利用者が非常に少なく、非効率的な運営となっている。

今後の方向性としては、短期的にはコスト圧縮のための方策や利用者を増やす取組が必要であるが、中長期的には、今後この施設をどのように活用していくのか、施設の廃止及び廃止後の取組も視野に入れ、総合的に検討していく必要がある。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	□現状維持	■一部改善	■縮小	□廃止・休止
座間委員長	4	3	2	2	11	□拡充	□現状維持	■一部改善	■縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	3	3	3	2	11	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	2	2	2	2	8	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
出雲委員	1	2	2	2	7	□拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	■廃止・休止
松本委員	3	2	2	2	9	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	2.6	2.4	2.2	2	9.2					
内部評価	3	4	3	3	13	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 昭島市は昭和57年に「青少年とともにあゆむ都市宣言」をしており、この種の施設の必要性は認める。また児童館が線路の北側になるので、南地区に必要というのも理解はできる。
- しかし、あまりにも非効率であるので、本当にこの施設の目的を満たす利用がされているのか利用実態を調査し、効率的な居場所づくりへの改善を検討してほしい。

【佐久間副委員長】

- 利用者が一日平均30人に満たないのは少ない。
- 施設が古く、明るさがないので、長期的には改裝を考えるべきである。
- 女性会館や子育て施設と共にできぬか、検討をするべきである。
- 広く市民が使いやすいようにしていくべきである。
- 施設について、必要性に応じて建て替えることも考慮するべきである。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 周辺には児童センターや公民館、市立会館もあり、地域の人が利用できる場所がないとは言えない。子育て支援の活動は重要だが、青少年等交流センターという観点からは、必要性・妥当性・有効性は現状であまりない。
- 効率性という点では、利用人数21人／日、コスト1,720円／人で、次年度はさらに悪化が見込まれる。よってこの事業は当面は事業規模縮小で、いずれは廃止するべきである。

【出雲委員】

- 行われている事業（つどいの広場など）については、他所で行うことが可能であり、施設を維持していく目的には限界が来ている。目的に疑問が生じてしまうと、効率性などを判断することの意味は低下する。
- 利用者の多い児童センターの運営に集中し、そこを子どもたちが集まる場とした方がよい。
- 廃止後どのように対応するのかについて、早急に検討することが求められていると思われる。

【松本委員】

- 都から市、保健センターから青少年等交流センターへと事業が移行しており、青少年等交流センターとしては根本的な役割の見直しが必要なではないか。
- 会議室の時間貸しや高齢者支援など本当にその地域が必要としている施設内容の見直しが必要である。
- 午前中は閉館するなど時間帯で区切る利用や、夏休み中は5区分で開館するなど期間で区切る利用を検討し、少しでもコストを削減することを考えたらどうか。
- 耐震診断が一つの節目になるので、それまではなるべく地域の拠点として頑張っていただきたい。

事業番号6 ごみ減量化・資源化事業

評価実施日： 11月19日（土）	担当課： 環境部 清掃センター・ごみ対策課
------------------	-----------------------

現状と今後の方向性に関する意見

ごみ処理は行政の最重要課題であり、できるだけごみの減量化・資源化を進めることが求められる。

今後の方向性としては、現在進められているごみ処理基本計画で定められた目標値に向けての努力を、さらに推進していくことが望ましい。特に平成23年度に環境コミュニケーションセンターがオープンしており、この施設を十分活用して市民への啓発、PRに努めていただきたい。また、各種の業務委託経費については恒常的な見直しにより、更なる効率化に努めるべきである。なお、長期的な観点から、施設整備に係る財源の手当てと広域的な連携にも配慮していく必要がある。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	4	17	■拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	5	5	5	4	19	■拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	4	4	2	15	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	5	4	3	3	15	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
松本委員	4	4	3	3	14	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	4.8	4.2	3.8	3.2	16					
内部評価	5	5	4	4	18	■拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 集団回収登録団体の拡充。
- 一般市民への徹底手段として見学会が有効、特に関わりの深い中堅・若手の主婦層への見学会についての実施方法を検討推進されたい。

【佐久間副委員長】

- 市民生活から出るごみ処理については、行政上最も重要であり、かつ課題となっている。
- 資源の確保の点から、資源となる物の収集に力を入れていくべきである。
- ごみについては、市民が出るものであるので、市民のごみに対する意識を上げるためのPRに力を入れるべきである。
- ごみ施設の修繕や改築は膨大な経費を要するので、常に財源の準備をするように心掛けておく。
- 急に、焼却施設が使用できなくなるなど、いざという時のために、広域行政の体制を大事にしておく。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 目標値を設定してそれに向かって取り組むということがこの事業の基本なので、それがきちんとなされている点は大変評価できる。
- ごみ対策は減量化が最重要であり、その取組が今年度は弱い。今後は目標を掲げて取り組むことを期待したい。（今回の委員会で案はいろいろ出ている。）
- 各種業務委託費について、業者側からすれば安定収入源であり、その面からコストの引き下げを絶えず求めていくことが必要である。（民間は毎年コストダウンが来る。）

【出雲委員】

- 環境コミュニケーションセンターは平成23年度に整備されたばかりであり、直ちに見直しという現状にはないと思われる。ただし、効果については手段と成果の相関が見えづらいため、市民向けにはもう少し分かりやすい説明が求められる。
- また予算の組み替えが行われているためコストが表面的に増大しているが、現在もなお資源化コストが1人当たり2,500円前後ということであればおおむね妥当と思われる。
- 委託料については更なる効率化が求められていると思われる。

【松本委員】

- 効果が見えにくく、評価がしづらいが、ごみ減量に係るまち全体の取組を市が率先して行うとともに、事業所を含めた市民との取組をムーブメントにするぐらいの啓発活動を期待する。
- また各地域のごみ減量推進員の更なる活動を促すための教育に力を入れ、ごみの資源化、減量化を進めてほしい。

事業番号7 交通機関対策等事業

評価実施日： 11月19日（土）

担当課： 都市整備部 交通対策担当

現状と今後の方向性に関する意見

高齢社会を迎えるにあたり、路線バス以外の交通手段を確保する必要性はさらに増している。しかし、現状のAバスの運行については、特に北ルート導入以後、毎年の赤字拡大に伴い市の負担額も増加の一途を辿っており、抜本的な対策が必要である。

今後の方向性としては、利用者の実態を把握するとともに、コストに対する市民意識・意向にも配慮しながら、バス以外の手段も含めて検討をするべきである。なお、ルート・停留所の見直しやAバスのPRなど、乗車率を高める取組については、早急に対応してほしい。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	4	3	2	2	11	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	5	4	3	2	14	■拡充	□現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	3	3	2	1	9	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	3	3	2	2	10	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
松本委員	5	4	3	2	14	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	4	3.4	2.4	1.8	11.6					
内部評価	4	4	4	2	14	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 高齢社会のもと、公共交通機関の実態と他市状況を含め、必要性は認められる。
- 特に北ルートについては極めて非効率で、早急にルート変更等の見直しの実施、地域で利用すると思われる層へのPR等、乗車率向上に特段の努力を要する。
- 運賃の値上げは、行うとしても公平性の観点から一律に上げることとするべきである。

【佐久間副委員長】

- 福祉施策という側面がある。
- 高齢化により、高齢者の交通手段の確保がますます重要になっている。
- 商業ベースで採算が取れないからバス会社は路線を廃止していく。それを補うのに行政が携わるのは妥当性がある。
- 市全域を考えた路線を考えていく必要がある。
- 拡充するには一定の財源を必要とするのはやむを得ない。
- タクシー会社の活用を検討するなど、バス以外のこととも考えてみる。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- これだけの赤字は、事業を継続するのが危ぶまれるほどの状況である。コスト面から見て抜本的対策を取る時期に来ている。
 - ・利用者の実態調査
 - ・一般財源の投入上限額、コスト引下げの年度毎目標額を設定し、実行すること
 - ・バス以外の目的にかなう方法の設定

【出雲委員】

- 利用実態の把握や運行計画などについて事業者に依存している印象を受ける。補助金を負担している以上、市として市民の意向を把握して事業者に対案を示すというような強気の事業展開が求められる。
- その際重要なのは、利用をしていない市民の意向も含め、市民全体の意向を確認し、これだけの費用を負担してもAバスの存続を希望するのかどうかを見極めることである。
- 事業の存続ありきとするのではなく、ニーズ把握・これだけの費用負担を容認するかどうかの意向調査を十分にした上で、存続を決めることが望まれる。

【松本委員】

- 市民の重要な足である路線バスとの共倒れは避けたいので、赤字の縮小を目指してほしい。
- 高齢者の利用見込みは今後の人口傾向を見ても増加すると思われる。PRをもっと工夫すること、事業外収入の可能性を検討すること、バス停をスーパー、病院、公共施設に設置して利用者の利便性を高める工夫などをしてほしい。
- バスの大きさが妥当かどうかは疑問である。
- 運賃の上乗せは、物価、消費税の今後の方向性から、高齢者に対しては向かないと思う。できれば現状の運賃のまま頑張っていただきたい。

事業番号8 シルバーピア事業

評価実施日： 11月19日（土）	担当課： 都市計画部 都市計画課・保健福祉部 介護福祉課
------------------	------------------------------

現状と今後の方向性に関する意見

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住宅サービスの必要性は認められるが、シルバーピア住宅の戸数は少なく、特にことぶき住宅については戸数が12戸、年間借上料が約900万円であり、東京都の補助金が終了することを考えると、予算・サービスが一部の市民に集中しており、公平性が損なわれているといえる。

今後の方向性としては、高齢者の住宅サービスについて、総合的に見直しを行うことが望ましい。特にことぶき住宅については、周辺地域の民間住宅の家賃水準を踏まえて適切な賃料を設定するなど、その効率化に努めるとともに、中長期的にはさらなる高齢化が見込まれるため、縮小の方向性も含めて事業自体のあり方を検討する必要がある。また、都営住宅におけるシルバーピア住宅の確保を促進してほしい。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	4	3	3	3	13	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改善	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
佐久間副委員長	4	2	2	3	11	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 一部改善	<input checked="" type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
和田委員	3	3	3	2	11	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 一部改善	<input checked="" type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
出雲委員	3	2	2	2	9	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 一部改善	<input checked="" type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
松本委員	3	3	4	3	13	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改善	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
委員平均	3.4	2.6	2.8	2.6	11.4					
内部評価 (都市計画課)	5	5	5	4	19	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改善	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止
内部評価 (介護福祉課)	5	4	3	3	15	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 一部改善	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 高齢化に伴い、必要性は高いと思うので、市内に総体的には多い都営住宅や市営住宅の確保とともに、効率化（家賃、外部委託など）に努めてほしい。
- その際、高齢サービス係での一元管理が効率性に資する点はないか検討してほしい。

【佐久間副委員長】

- ひとり暮らし高齢者3,500人から見ると、ことぶき住宅12戸は少ない。
- シルバーピアに入っている人とその他の人のサービス格差が大きい。
- ますます高齢化していく中で、高齢者に対して平均的なサービス提供をするべきである。
- 住宅所有者との契約があるが、高齢者への住宅サービスを総合的に見直すべきである。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 借上料については、他市ではなく緑町地域の状況を見ながら適切に見直しを行い、また平成33年まで10年間の借上げのため、粘り強く値引き交渉をしてほしい。
- 入居希望者が増大する中、公平性を保つためにも順次縮小し、最終的には生活保護受給者のレベルまでに限定していくことが望ましい。

【出雲委員】

- 利用者の実態を十分に把握しているわけではないが、極めてサービスが一部の方に集中しており、サービス提供上の不公平がある。
- 自立して生活していくことを目的としつつも、介護施設としての実態も持っております、住宅を提供するというだけでは目的があいまいではないかと思う。
- 生活保護受給者については、別途住宅扶助が支給されるので、利用対象者に含まれることは望ましくないのではないかと感じる。
- 補助金があるうちは何らかの形での存続はあり得たかもしれないが、なくなるとのことなので、将来的には廃止の方向が望ましいと思われる。

【松本委員】

- 生活保護、介護認定を受けている居住者に関しては、二重の保護をしていると感じる。
- 都の補助金が切れる来年度は、事業収入の可能性も考える必要がある。使用されていない団らん室の有効活用（居住者の了解を得て地域に開放し、居住者も受けられる介護事業として何か方策を検討するなど）により、事業収入を増やしてほしい。

事業番号9 就学援助事業

評価実施日： 11月26日（土）	担当課： 学校教育部 学務課
------------------	----------------

現状と今後の方向性に関する意見

準要保護者への援助については、必要性はあるが、認定基準は、26市で比較すると少々甘い水準にある。

今後の方向性としては、他市とのバランスをよく考え、真に必要な人に適切な金額が援助できるように、認定基準を見直すことが望ましい。さらに、就学援助費は教育のために使われるべきであるが、実際の使われ方、効果の有無等が不明であり、何らかの検証をしていくことが求められる。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	4	4	17	□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	3	3	4	3	13	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	2	3	2	12	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	4	4	2	2	12	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
松本委員	5	4	2	2	13	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
委員平均	4.4	3.4	3	2.6	13.4					
内部評価	5	4	5	4	18	□拡充	■現状維持	□一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 準要保護者については、手挙げ方式で配るというやり方によるが、不公平が発生しないよう、告知・説明・審査を適切に行っていただきたい。
- 有効性・効率性を把握できるよう、他市の状況も踏まえて検討することを期待する。

【佐久間副委員長】

- 学校教育法に基づくものなので、事業実施は仕方ないが、生活扶助的なものは生活保護等福祉施策の中で総合的にやるべきであり、国に申し入れていく必要がある。
- それを踏まえて見直しすべき点は、認定基準の1.6倍や支給金額になるが、それについては、できる限り他の市とのバランスを考えていく。
- 支給金額、認定基準等は、市の財政状況（各市の中でのレベル）に応じたものとするべきである。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 小学校や中学校には奨学金が少ないので、この制度は必要である。
- ただ、基準が他市に比べて甘いと感じる。生徒の4分の1を対象とすることには疑問を感じる。
- 有効性の確認がされていないので、効果的に判断できる仕組みを作る必要がある。
- 国庫補助は減っているが、総事業費は年々増加している。歯止めが必要であり、事業費の上限を定めるか、認定基準を見直すか等の時期と判断する。この事業を長く続けていくためにも、担当課としては、支給要綱について変える時期に来ていると提案していく姿勢が必要である。

【出雲委員】

- 生活保護を受けている方に対しては、上乗せサービスになっている。個人的には生活保護の範囲内で援助するのが望ましいとは感じる。
- 準要保護の方への支給について、効果の把握がない、立証できないということであれば、認定基準、支給額の両面において縮小することが望ましい。有効性があるのであれば、必要性を確保できるが、「教育に寄与している」ということが不可欠であり、生活のための援助ではないことを明確にしていくべきである。
- 現状では、中学生の4人に1人が生活保護に準ずる生活をしているということになっており、論理的な説明ができなくなっている。よって、認定基準額、支給額の両面から見直しを図ることが望ましい。

【松本委員】

- 法に基づく事業であり、次世代育成を考えると市民としては充実が望ましい。
- ただし、要綱の見直し、認定基準の見直しを細かに検討して、困窮している人に適切な額が適切に援助されるよう、前例を踏襲するのではなくアクティブな事業となってほしい。
- 支給が保護者へ渡っていて、子どもの教育に使われているのか不明であるので、援助するだけで終わりではなく検証をしてほしい。市民としては次世代育成に十分役立つと分かるだけで税金の納め甲斐があるものである。

事業番号10 総合スポーツセンター管理運営

評価実施日： 11月26日（土）

担当課： 生涯学習部 スポーツ振興課

現状と今後の方向性に関する意見

東京都から移管された施設であり、また老朽化も進み、様々な問題が見受けられるが、現在の高齢化に伴う健康志向もあり、一定の必要性は認められる。

今後の方向性としては、更なる利用人数の拡大のため、PRの努力を望みたい。ただし、可能な限りの効率的な運営が必要であり、指定管理者制度の導入など、委託の内容やその手法については検討をするべきである。さらに、市民と市外利用者との利用料の区別化など、駐車場を含めた利用料の適切な見直しについて検討し、効率化に努める必要がある。

個別評価	① 必要性	② 妥当性	③ 有効性	④ 効率性	合計	今後の方向性				
						□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
座間委員長	5	4	5	3	17	□拡充	■現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
佐久間副委員長	4	3	4	3	14	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
和田委員	5	4	4	2	15	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止
出雲委員	2	2	3	2	9	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
松本委員	3	2	3	2	10	□拡充	□現状維持	□一部改善	■縮小	□廃止・休止
委員平均	3.8	3	3.8	2.4	13					
内部評価	5	4	5	5	19	□拡充	□現状維持	■一部改善	□縮小	□廃止・休止

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【座間委員長】

- 健康づくりに欠かせない施設である。
- 多くの市民に利用されるよう一層のPR努力をしてほしい。老人クラブ等団体を通じての呼びかけも有効ではないか。
- 指定管理者制度など委託制度の更なる検討、また料金見直し等効率化を進めてほしい。
- 改修で休業しないよう、普段の点検・整備に努められたい。

【佐久間副委員長】

- 市民体育館は一つしかないので、市民の健康維持のため必要である。これからスポーツクラブの拠点ともなりうる。
- 溫水プールはガス代など経費を要するので、極端に利用者が少ない時の対策を考えるなど運営に注意が必要である。
- 指定管理者制度の導入も検討するべきである。指定管理者ならば、施設内でスポーツ用品を販売したり、スポーツ教室に有名人を呼んだりすることができる。
- もともと都の施設であったので、運営に当たっての都からの助成を求めるべきである。
- 老朽化など長期的な対策も常に考えておく。

評価にあたってのコメント（評価理由の詳細、改善提案や助言、感想など）

【和田委員】

- 昔に比べると利用人数は確実に増えており、高齢化に伴って必要性はある。
- 事業内容はほぼ委託しているが、安全安心の観点から職員を1人つけているというのも妥当と考える。
- さらなる利用人数の拡大（健康事業によるトレーニングルームの利用、老人会・子ども会・企業への呼びかけ等）と、料金の区別化（プールとトレーニングルームなどかかるコストの違いによって応分の負担とする、市民と市外の人が利用料を区分する等）により、特にコストの面から実施方法を見直してほしい。
- 委託料低減については、3年ごとに見直しの機会があるということなので、他部門と一緒に市全体としてトータルの料金交渉をするよう、努力してほしい。

【出雲委員】

- 健康増進などの目的もあるが、民間にも同様のスポーツジムがあり、基本的にはレジャー施設であって、楽しみたい人が利用する施設であるので、一定の収入確保が望ましい。収入が見込める限りにおいて、プログラムや施設の充実が図られるべきである。
- 付加的プログラム等、プラスアルファのサービスを受ける人には、付加料金を頂くことが望ましい。
- 600円のコストは原則利用者が負担するものとして、（委託料や駐車場収入を含めて）経営努力が図られるべきである。駐車場の料金は上げることも可能なのではないか。
- 一定期間同一業者に委託をしても運営費用が下がらないのであれば、別業者の検討をするなど見直した方がよい。

【松本委員】

- 都からの移管ということで、まず建物ありきの事業である。
- 年間30万人の利用者の中から市内・市外の利用者を把握して、料金の区別化を考える時期ではないか。
- また、団体料金は大きな事業収入であるので、団体利用を広げる活動を実施し、今の料金体系の有効性（昭島市は近隣市と比べても安い方である）を訴え、利用料収入のアップを図る努力を期待したい。
- 病気予防、スポーツ振興の両面から、平成16年から市が直営でやってきたノウハウを活かし、建物の使用限度期が来るまで強気の事業展開を望みたい。
- また、もし指定管理者制度を検討するのであれば、これまでのノウハウを活かしたチェック機能を持たせる必要がある。指定管理者制度を導入しても、業者への丸投げ・任せ切りにすると失敗する。

（2）事務事業評価全体を通して（今後の課題）

今回、事務事業外部評価委員会において、昭島市で初めてとなる外部評価を行う中で、様々な課題が見受けられました。今後事務事業評価を続けていくにあたっては、これらの課題について検討し、改善していく必要があると考えますので、ここにその内容をまとめます。

内部評価について

内部評価は、市の事業担当部署による自己評価ですが、外部評価まで行った10事業について、外部評価結果と内部評価結果を比較すると、個別評価における点数の差が見られました。内部評価の方が明らかに点数が高くなっています。これは、成果指標や市民アンケート調査などによる客観的な検証ができていないことが原因であると考えます。また、担当部署による自己評価を内部評価としていますが、庁内全体で委員会等を組織して、より統一的・客観的な内部評価を行う必要性も感じます。よって、今後は以下の点について検討され、改善が図られることを期待します。

- （ア） 全庁で統一した評価方法を取れるよう、客観的な視点での判断基準を設けること
- （イ） 庁内で評価委員会を組織するなど、内部評価の体制を検討すること

外部評価について

ア 外部評価の方法等について

外部評価にあたって、判断基準について各委員の考え方の統一が欠けていた面も見受けられました。委員会を進める中で調整を行いましたが、こうしたことは事前に調整しておく必要があったと思います。また、説明資料のみから判断せざるを得ないため、事業によっては細部まで把握しにくいものもあり、特に有効性・効率性の判断は難しいことがありました。さらに、今回は土曜日の開催であったにも関わらず傍聴者が非常に少なく、もっと広く市民に关心を持ってもらう工夫が必要だと感じました。よって、以下の点について検討され、来年度以降に実施できるよう望みます。

- （ア） 特に施設の運営管理の事業については、委員会で現場視察を行うこと
- （イ） 活動指標だけではなく、できるだけ目標値と成果指標も明らかにすること
- （ウ） 特にコスト面について他市との比較という意識を持ち、昭島市の順位を把握しておくこと
- （エ） 外部評価の実施について、広く市民に周知されるようPRに努めること

イ 外部評価対象事業の選定について

今回は市において10事業を選定し、選定の基準などを含め委員会で確認をしましたが、今後は委員会において対象事業を選定することが望ましいと考えます。また、事業数が多いことを考慮すると、毎年度の対象事業数を増やすことについても検討する必要があります。なお、選定にあたっては、選定理由が明確に分かるような説明が必要で、市民の関心の高い事業を選定するなど合理的な選定方法を模索するべきだと考えます。

2 參考資料

平成 23 年度

昭島市事務事業外部評価資料集

日時：平成 23 年 11 月 19 日（土）

平成 23 年 11 月 26 日（土）

午前 10 時～午後 4 時

会場：市役所 6 階 602・603 会議室

目 次

1 外部評価当日スケジュール

2 外部評価対象事業の概要

- | | | | |
|-------|----------------|-------|-------------------|
| (1) | 広報活動事業 | ・・・・・ | P(1)-1 ~ (1)-3 |
| (2) | 庁舎等維持管理 | ・・・・・ | P(2)-1 ~ (2)-5 |
| (3) | 安全・安心まちづくり推進事業 | ・・・・・ | P(3)-1 ~ (3)-5 |
| (4) | がん検診事業 | ・・・・・ | P(4)-1 ~ (4)-6 |
| (5) | 青少年等交流センター管理運営 | ・・・・・ | P(5)-1 ~ (5)-5 |
| (6) | ごみ減量化・資源化事業 | ・・・・・ | P(6)-1 ~ (6)-5 |
| (7) | 交通機関対策等事業 | ・・・・・ | P(7)-1 ~ (7)-11 |
| (8) | シルバーピア事業 | ・・・・・ | P(8)-1 ~ (8)-7 |
| (9) | 就学援助事務 | ・・・・・ | P(9)-1 ~ (9)-23 |
| (10) | 総合スポーツセンター管理運営 | ・・・・・ | P(10)-1 ~ (10)-15 |

1 外部評価当日スケジュール

【第2回事務事業外部評価委員会】 11月19日（土）

	事業名	事業担当課
10：00～10：50	がん検診事業	健康課
11：00～11：50	シルバービア事業	都市計画課 介護福祉課
11：50～13：00	休憩	
13：00～13：50	ごみ減量化・資源化事業	清掃センター ごみ対策課
14：00～14：50	青少年等交流センター管理運営	子ども育成課
15：10～16：00	交通機関対策等事業	交通対策担当

【第3回事務事業外部評価委員会】 11月26日（土）

	事業名	事業担当課
10：00～10：50	就学援助事業	学務課
11：00～11：50	総合スポーツセンター管理運営	スポーツ振興課
11：50～13：00	休憩	
13：00～13：50	広報活動事業	秘書広報課
14：00～14：50	庁舎等維持管理	契約管財課
15：10～16：00	安全・安心まちづくり推進事業	生活コミュニティ課

2 外部評価対象事業の概要

（1）広報活動事業

企画部秘書広報課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名				担当部署																			
	広報活動事業				部	企画部	課長	池谷 啓史																
					課	秘書広報課	担当	渡辺 俊一																
					係	広報係	電話	内線2363																
	第4次総合基本計画における位置付け											実施根拠<法令、要綱等>												
	政策項目	07	計画実現のために																					
	大項目	01																						
	中項目	01	情報の共有と協働の推進																					
	予算科目（コード）		款	02	項	01	目	03	細目	001	細々目	01												
	S 29 年度～ 年度																							
事務事業概要	目的																							
	<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																			
	全世帯及び事業所（郵便局、消防署等）など				市の施策や情報を広く市民に伝え、市民との情報の共有化をはかり、市政への理解と市民の市政への参加を促進する。																			
	事業実施方法																							
	直接実施	業務委託（委託先：【印刷】(株)アトミ、【配布】昭島市シルバー人材センター）																						
	補助金（補助先：				）				その他（															
	内容																							
	広報あきしまの発行及びホームページへの掲載																							
	毎月2回（1月、8月は合併号のため1回）=年22回発行																							
	職員が各課の原稿を整理、編集、版下作成する。印刷は業者へ委託。市内全世帯に個別配布し、公共施設にも置く。配布はシルバー人材センターへ委託。																							
	細事業（主な事業内訳）				平成22年度決算額				備考（細事業内容についての補足）															
	報償費：謝礼				10 千円				1/1号特集掲載者への謝礼（図書カード）															
	需用費：消耗品費				113 千円				広報編集用消耗品															
	需用費：燃料費				14 千円				天然ガス車燃料代															
	需用費：印刷製本費				13,384 千円				広報紙印刷代、合本															
	需用費：車両修繕料				50 千円				車検代															
	役務費：手数料				1,076 千円				広報紙編集支援等労働者派遣（11月～3月）															
	役務費：通信運搬費（郵便料）				91 千円				広報紙郵送料															
	委託料：広報紙等配布委託				11,556 千円				広報紙配布委託料（シルバー人材センター）															
	使用料及び賃借料：書体使用料				93 千円				UDフォント使用料															
	公課費：自動車重量税				8 千円				車検時の自動車重量税															
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
					千円																			
事業の必要性																								
平成21年度市民意識調査によれば、市政情報を「広報あきしま」から入手する方が90%を超え、さらに男性、女性とともに高齢になるほど情報源が「広報あきしま」である割合が高くなっている。																								
市では、速報性の高さからホームページ等の媒体も積極的に活用しているが、あらゆる年代、全世帯に市政情報を確実に提供するためには「広報あきしま」の発行は不可欠である。																								
関連事業																								

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト										
			平成21年度決算		平成22年度決算						
	直接事業費		24,871 千円		26,395 千円	29,401 千円					
	報酬		千円		千円	千円					
	賃金		千円		千円	千円					
	報償費		10 千円		10 千円	10 千円					
	需用費		12,813 千円		13,561 千円	14,522 千円					
	役務費		116 千円		1,167 千円	2,419 千円					
	委託料		11,932 千円		11,556 千円	12,233 千円					
	使用料及び賃借料		千円		93 千円	217 千円					
	負担金、補助及び交付金		千円		千円	千円					
	扶助費		千円		千円	千円					
	その他		0 千円		8 千円	0 千円					
人件費		35,700 千円		37,400 千円	35,700 千円						
一般職員	4.2 人	35,700 千円	4.4 人	37,400 千円	4.2 人	35,700 千円					
再任用職員	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円					
総事業費		60,571 千円		63,795 千円		65,101 千円					
財源内訳											
		平成21年度決算		平成22年度決算							
国庫支出金		0 千円		0 千円	0 千円						
(内容)											
都支出金		0 千円		1,169 千円	2,635 千円						
(内容)				緊急雇用創出事業臨時特例補助金	緊急雇用創出事業臨時特例補助金						
その他特定財源		41 千円		19 千円	5 千円						
(内容)	各種印刷物頒布代金		各種印刷物頒布代金	各種印刷物頒布代金							
一般財源		60,530 千円		62,607 千円	62,461 千円						
財源合計		60,571 千円		63,795 千円	65,101 千円						
事業の実績と成果	事業実績										
	活動指標	平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成23年度(予定)							
	発行回数	22 回	22 回	22 回							
	配布部数	1,110,197 部	1,120,595 部	1,137,400 部							
	単位当たりコスト										
課題	配布部数1部当たり	54.6 円	56.9 円	57.2 円							
	成果	紙面刷新への準備：23年5月1日号からデザインを大きく変更し自治体広報紙のかたいイメージを緩和。あわせてUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用し、「見る側、読む側に優しく、見たくなる広報紙」へ前進 職員の技術と意識の向上 職員の時間外勤務(23年度)の大幅減少									
自己評価	市民意見の積極的導入 編集過程における一部外部委託 広告掲載による歳入確保										
	自治体の発行する広報紙の役割は、市内の全世帯に市政に関する情報を確実に届け、かつ、より見やすく、分かりやすい紙面とすることで、あらゆる年代の方に市政に興味を持っていただくとともに参画を促すことである。 こうしたことから、市では、平成22年11月から1年間、冊子の編集・印刷業務に関し豊富な経験と知識を有する派遣職員を雇用(緊急雇用創出事業を活用)し、職員の技術と意識の向上を図りながら、23年5月1号から紙面の刷新を行った。今後は、広報紙を見る側、読む側の意見を積極的にとり入れ、より魅力ある紙面を模索しながら「広報あきしま」の「かたち」としていく必要がある。										
比較参考値											
備考											

平成23年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成22年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署				
	広報活動事業				部	企画部	課長	池谷 啓史	
					課	秘書広報課	担当	渡辺 俊一	
					係	広報係	電話	2363	
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>				
	政策項目 07 計画実現のために				昭島市広報紙発行に関する規程				
	大項目 01								
	中項目 01 情報の共有と協働の推進				事業期間<開始・終了予定>				
	予算科目（コード） 款 02 項 01 目 03 細目 001 細々目 01				S 29 年度～ 年度				
事務事業概要	目的								
	<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>				
	全世帯及び事業所（郵便局、消防署等）など				市の施策や情報を広く市民に伝え、市民との情報の共有化をはかり、市政への理解と市民の市政への参加を促進する。				
	内容								
	○広報あきしまの発行及びホームページへの掲載 毎月2回（1月、8月は合併号のため1回）、年22回発行 職員が各課の原稿を整理、編集、版下作成する。印刷は業者に委託。市内全世帯に個別配布及び公共施設にも置く。印刷と配布は委託。				実績・成果 平成22年度においては、広報あきしまを22回発行した。 平成22年10月から東京都緊急雇用創出事業補助金を活用し、DTP編集・デザイン・印刷業務などに豊富な経験と知識を有した派遣職員を雇用し、紙面のリニューアルの準備を行った。				
	コスト (単位)								
	直接事業費		千円	平成21年度決算	24,871	平成22年度決算	26,395	平成23年度予算	29,401
	財源内訳	国庫支出金	千円						
		都支出金	千円			1,169		2,635	
		地方債	千円						
その他特定財源		千円		41		19		5	
一般財源		千円		24,830		25,207		26,761	
一般職員人件費		千円	35,700		37,400		35,700		
人工数		人	4.20		4.40		4.20		
再任用職員人件費		千円							
人工数		人							
総事業費		千円	60,571		63,795		65,101		
事務事業評価	個別評価（大いにある→5、概ねある→4、どちらかというとある→3、あまりない→2、ない→1）								
	①必要性	5	↙	<判断理由>		②妥当性	4	↙	<判断理由>
	平成21年度に実施した市民意識調査によれば、市政の情報を広報あきしまから入手する方が90%を超え、さらに男性、女性ともに高齢になるほど情報源が広報あきしまである割合が高くなっている。このような状況から市政の理解、参加を促す点からも広報あきしまの発行は重要である。				広報あきしまの印刷や配布については委託し省力化しているものの、編集方法等については民間委託や他市の状況を含め研究の余地がある。				
	③有効性	4	↙	<判断理由>		④効率性	4	↙	<判断理由>
	広報あきしまは高い割合で市の情報を入手する情報源となっている。しかし災害などの緊急事態には情報を正確に速やかに伝えるという即効性には乏しく、広報無線やホームページは情報を瞬時に発信できるものの、発信した情報をすべての市民が受け取ることが難しい。この両方を兼ね備えた広報紙活動が課題である。				競争入札を実施し適切に業者を選定したものの、紙の単価増により印刷製本単価が上がったことや、配布世帯が増えたことなどで前年度と比較し歳出は増額となった。しかしながら新たな広報編集ソフト導入にあわせ、東京都緊急雇用創出事業補助金を活用した経験豊富な臨時職員の指導により、職員の広報編集スキルが上がったことで、紙面作りが短時間で行うことが可能となり、時間外勤務の削減と紙面の刷新ができた。				
	合計点数 (20点満点)	17点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>						
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持	市民意識調査によると市民の多くは市政、市の情報収集に関することは、広報あきしまを情報源としていることから、引き続き手にとどめられ、読んでいただける広報づくりを目指す。						

あきしま

Akishima

7/1



毎日続けよう、節電！

主な記事

市民プール・拝島公園プール	
7月16日オープン	2
夏休みの催しに参加しませんか	3
困難に直面する国民健康保険財政	9
日本脳炎予防接種の対象を拡大	16
インターネット公売を実施	20

平成23年
(2011年)

No.981
kishima

休日応急診療当番医

診療日時	医療機関(内科・小児科)		歯科医療機関
7/3 午前9時～午後6時	○大田医院 (中神町) 内小 ☎541-0311	つつじが丘診療所 (つつじが丘) 内小 ☎545-4737	昭島歯科 (松原町) ☎546-3377
7/10 (○印午後9時～午後6時)	○昭島病院 (中神町) 内 ☎546-3111	医師会診療所 (緑町) 内小 ☎543-3020	佐々木歯科医院 (中神町) ☎543-3030
7/17 は後引き時	○うしお病院 (武蔵野) 内 ☎541-5423	昭島相互診療所 (福島町) 内小 ☎545-2712	寺村歯科医院 (緑町) ☎545-4182
7/18 午後6時～9時	○野村病院 (昭和町) 内 ☎545-2733	田中団地診療所 (田中町) 内小 ☎545-2514	関歯科クリニック (中神町) ☎544-2336
7/24	○蓮村整形外科医 院(田中町) 内 ☎545-4312	栄田医院 (玉川町) 内小 ☎541-0218	松田歯科医院 (朝日町) ☎546-5586
7/31	○竹口病院 (玉川町) 内 ☎541-0176	富士診療所 (朝日町) 内小 ☎541-2263	神山歯科医院 (玉川町) ☎544-5103

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”
☎03-5272-0303へ。

今月の水道修理当番店は10ページに掲載

あきしま

平成 22 年(2010 年)

7月1日号 No. 959

■発行 昭島市 ■編集 秘書広報課

■〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

■☎042-544-5111(代) FAX042-546-5496

■ホームページ

<http://www.city.akishima.lg.jp/>

■発行日 1日・15日(1月と8月)

は1日のみ)

▶携帯電話版はこちらから



初めての田植えを経験しました

(親子米つくり教室)

主な記事

7月17日にオープン
市民プール・挾島公園プール第28回核と平和を考える市民のつどい
平成21年度下半期 水道事業の経営状況

7月11日は参議院議員選挙

国営昭和記念公園レインボープール割引券

休日応急診療当番医

診療日時		医療機関(内) 内科(小) 小児科	歯科医療機関
7/4	午前9時～午後5時	◎つつじが丘診療所(つつじが丘) 内 小 ☎545-4737	蓮村整形外科医院(田中町) 内 ☎545-4312
7/11	◎印は引き続き午後6時～9時	◎野村病院(昭和町) 内 ☎545-2733	医師会診療所(緑町) 内 小 ☎543-3020
7/18		◎竹口病院(玉川町) 内 ☎541-0176	松原町クリニック(松原町) 内 小 ☎546-8610
7/19		◎佑和内科小児科クリニック(昭和町) 内 小 ☎545-6655	大田医院(中神町) 内 小 ☎541-0311
7/25		◎富士診療所(朝日町) 内 小 ☎541-2263	平畠整形外科クリニック(中神町) 内 ☎545-8555
			サン歯科医院(松原町) ☎544-8282

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”

☎03-5272-0303へ。今月の水道修理当番店は8ページに掲載

7月17日(土)オープン 市民プール・拝島公園プール

◇期間 7月17日(土)～8月31日(火)午前9時30分～午後5時

☆入場は午後4時までです。

◇休業日 18日(水)

＊市民プール＝8月3日(火)・18日(水)

＊拝島公園プール＝8月4日(水)・17日(火)

◇施設

＊市民プール＝流水プール(1周150m)・25mプール・児童プール・幼児プール・スライダー・プール

＊拝島公園プール＝25mプール・児童プール・幼児プール

◇使用料(2時間以内)
＊大人＝200円(超過料金1時間以内100円)

＊中学生以下＝50円(超過料金1時間以内20円)
＊ロッカー使用料 1回50円

＊市民プール前下車徒歩約10分

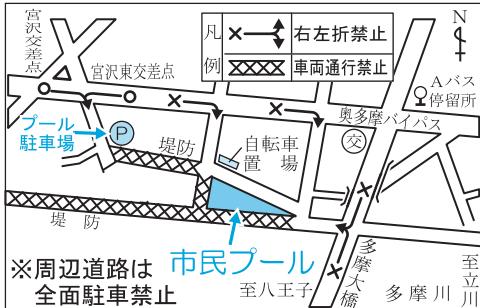
◇Aバス乗車案内
＊市民プール＝東ルート「多摩大橋交番」下車徒歩約10分
＊拝島公園プール＝西ルート「拝島会館前」下車徒歩約10分

※詳しくは、
ボーッツ振興課
(総合スポーツセンター内)
へ。☎ 544-4152

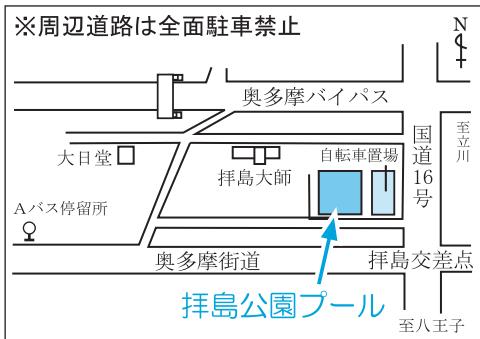
また、拝島公園プールの駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。なお、両プール周辺の道路は駐車禁止です。

※詳しくは、ス
ポーツ振興課
(総合スポーツセンター内)
へ。☎ 544-4152

▼市民プール案内及び周辺交通規制図



▼拝島公園プール案内図



◇周辺道路は全面駐車禁止
＊おむつのとれていらないお子さん・3歳未満のお子さんは入場できません。
◇回数利用券(5枚づり)
＊大人＝1300円
＊小・中学生＝630円
☆障害のある方は半額です(大人料の2分の1(10円未満切り捨て)です)。

＊3歳以上の未就学児＝無料
＊延長料金は、1時間につき使用料の2分の1(10円未満切り捨て)です。
＊詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内)へ。
＊駐車場は有料です。



※詳しくは、
市民税係へ。

◎税額控除の種類
寄附金
※詳しくは、
市民税係へ。



7月20日～8月31日は 総合スポーツセンター屋内温水プールが 全コース個人利用できます(8月2日、16日は休館)

◇時間 午前9時～午後9時45分

◇使用料(2時間以内)
＊大人＝290円
＊小・中学生＝140円

＊3歳以上の未就学児＝無料
＊障害のある方は半額です(大人料の2分の1(10円未満切り捨て)です)。

＊延長料金は、1時間につき使用料の2分の1(10円未満切り捨て)です。

＊3歳以上の未就学児＝無料
＊延長料金は、1時間につき使用料の2分の1(10円未満切り捨て)です。

◇注意
＊小学3年生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊中学生のみの利用は午後7時までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。

＊小学生以下(午後6時以降は6年生以下)のお子さんは、15歳以上の方(中学生を除く)の付き添いが必要です。なお、付き添い1人につきお子さんは2人までです。



市・都民税の所得控除・税額控除に申告漏れはありますか

次のいずれかに該当する方は、所得控除申告すると税額が下がります。
＊年金受給者で、窓口で国民健康保険税を支払っている申告や年末調整は済んでいます。
＊申告していらない所得控除があるなど

＊寡夫控除または障害者控除を申告していない方は、収入金額(年金収入では245万円以下)により非課税になることがあります。

＊また、65歳以上の方で、寡婦・寡夫控除または障害者控除を申告していない方は、収入金額(年金収入では245万円以下)により非課税になることがあります。

◎所得控除の種類

雑損・医療費・社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)、生命保険料・地震保険料、寡婦・寡夫・勤労学生・障害者、配偶者・配偶者特別・扶養

◎税額控除の種類

寄附金

※詳しくは、
市民税係へ。

あきしま

Akishima

10/1

スポーツ・レクリエーションフェスティバルは3ページへ

芸能祭



市民文化祭は6～7ページへ

スポーツの秋 芸術の秋

(昨年撮影)

主な記事

- | | |
|------------------------------|-----|
| スポーツ・レクリエーション
フェスティバル2011 | 3 |
| 空間放射線量の測定結果 | 5 |
| 市民文化祭 | 6～7 |
| 住宅防音工事に助成 | 9 |
| 季節性インフルエンザ予防接種 | 13 |

平成23年
(2011年)

No.986
kishima

休日応急診療当番医

診療日時		医療機関(内内科・小児科)		歯科医療機関
午前 9時 印 午 は 後 引 き時 続 き午 後 6時 ～ 9時	10/2	◎竹口病院 (玉川町) 内 ☎541-0176	田中団地診療所 (田中町) 内 小 ☎545-2514	松尾歯科医院 (朝日町) ☎541-4625
	10/9	◎うしお病院 (武蔵野) 内 ☎541-5423	医師会診療所 (緑町) 内 小 ☎543-3020	昌幸歯科医院 (松原町) ☎543-4182
	10/10	◎野村病院 (昭和町) 内 ☎545-2733	大須賀医院 (昭和町) 内 小 ☎541-0257	アイ歯科医院 (玉川町) ☎545-4618
	10/16	◎大久保内科クリニック (拝島町) 内 ☎500-0013	浅見胃腸科外科医院 (東町) 内 ☎541-3705	協和歯科医院 (緑町) ☎542-6696
	10/23	◎昭島病院 (中神町) 内 ☎546-3111	あきしまこどもクリニック (東町) 内 小 ☎549-1722	わたなべ歯科医院 (中神町) ☎544-6670
	10/30	◎うしお病院 (武蔵野) 内 ☎541-5423	栄田医院 (玉川町) 内 小 ☎541-0218	平田歯科医院 (玉川町) ☎541-0465

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”
☎03-5272-0303へ。

今月の水道修理当番店は10ページに掲載

Special Feature

参加してみませんか

緊急特別消費生活講座

～テレビでは教えてくれない 食品表示のうそ！ほんと！～

食育・食品表示問題に関する第一人者である垣田達哉さん(消費問題研究所代表)が、テレビでは教えてくれない食品表示の裏話を中心に食品の放射能汚染問題を交えてわかりやすく解説します。

◇日時 10月22日(土)の午後1時30分～4時30分

◇場所 市役所市民ホール

◇定員 70人(多数抽選)

◇参加費 無料

※申し込みは、10月14日までに勤労消費者係へ。



▲垣田達哉さん

バス見学・学習会



東日本大震災により生じた、防災への関心、節電や自然エネルギー活用の必要性などの消費者問題を先進的な施設の見学を通して考えます。

◇日時 10月18日(火)の午前8時30分～午後3時(予定) 〈雨天実施〉

◇場所 立川防災館、立川市役所、国立極地研究所、南極・北極科学館

☆市役所に集合し、バスで移動します。

◇定員 20人(多数抽選)

◇参加費 1000円(昼食代、保険料など)

◇主催 消費生活者連絡会

◇申し込み 往復はがきに「バス見学・学習会」と、住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を記入し、10月11日(消印有効)までに〒196-8511 消費生活者連絡会事務局(勤労消費者係内)へ郵送(1人1通のみ)／返信面にも住所・氏名を記入)

※詳しくは、勤労消費者係へ。

魚釣り入門 親子魚釣り大会

多摩川の自然に触れながら、親子で魚釣りを楽しみませんか。

◇日時 10月22日(土)

の午前9時～正午

〈雨天中止〉

◇場所 水辺の楽校

(大神公園西側日野
用水堰上流)



◇対象 小学生(4年生以下は保護者同伴)

◇定員 30人(申込順)

◇参加費 400円

☆保護者が子どもと別に釣りをする場合は、別途遊漁料(500円)が必要です。

◇持ち物 魚を入れる容器

☆釣ざお・餌などは、主催者が用意します。

◇主催 あきしま水辺の楽校運営協議会

※申し込みは、10月3日から水と緑の係へ。

農ウォーキング



市内の畑や果樹園などを農業者といっしょに巡り、新鮮な農産物で作るお弁当を食べながら、昭島の農業に触れてみませんか。

◇日時 10月22日(土)の午前10時～午後3時(予定) 〈雨天実施〉

◇集合 J A昭島支店経済センター(玉川町5丁目)

◇コース J A昭島支店経済センター～梨園～野菜畑(ハウス)～わさび田～農産物加工場(工房旬)～田んぼ～花き温室～J A昭島支店経済センター(徒歩／約4km)

◇定員 20人(多数抽選)

◇参加費 1000円

※申し込みは、10月12日までに産業振興係へ。



あきしま

■発行 昭島市 ■編集 秘書広報課

■〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

■☎042-544-5111(代) FAX042-546-5496

■発行日 1日・15日(1月と8月は1日のみ)

■ホームページ

http://www.city.akishima.lg.jp/

▶携帯電話版はこちらから



きもちいいよ！ 芝生の校庭

(武藏野小)

主な記事

市民スポーツ・レクリエーション
フェスティバル 10月11日に開催

就職フェア in 昭島を開催

働く女性を応援！男女雇用平等セミナーを開催

住宅防音工事に助成

市民文化祭を開催

都市計画マスター・プラン市民説明会を開催

診療日時		医療機関(内小内科内小児科)		歯科医療機関
10/3	午前9時	◎昭島相互診療所 (福島町) 内小 ☎545-2712	つつじが丘診療所 (つつじが丘) 内小 ☎545-4737	アイ歯科医院 (玉川町) ☎545-4618
10/10	午後5時	◎昭島病院 (中神町) 内 ☎546-3111	医師会診療所 (緑町) 内小 ☎543-3020	協和歯科医院 (緑町) ☎542-6696
10/11	午後5時 印は は引き 続 き午	◎竹口病院 (玉川町) 内 ☎541-0176	中神内科呼吸器科クリ ニック(朝日町) 内 ☎549-2366	松田歯科医院 (朝日町) ☎546-5586
10/17	午後6時	◎うしお病院 (武藏野) 内 ☎541-5423	大須賀医院 (昭和町) 内小 ☎541-0257	平田歯科医院 (玉川町) ☎541-0465
10/24	午後6時	◎野村病院 (昭和町) 内 ☎545-2733	竹口病院 (玉川町) 内 ☎541-0176	緑町歯科クリ ニック(緑町) ☎549-0031
10/31	午後9時	◎太陽こども病院 (松原町) 内小 ☎544-7511	松原町クリニック (松原町) 内小 ☎546-8610	ホワイト歯科 クリニック(緑町) ☎542-1480

※24時間医療機関などの案内は、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”

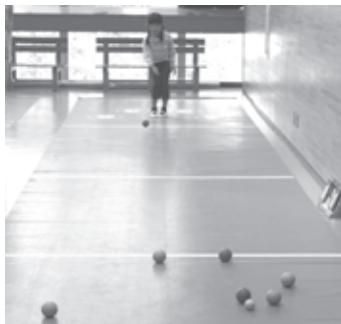
☎03-5272-0303へ。今月の水道修理当番店は8ページに掲載

「10月11日は体育の日」 スポーツを楽しみましょう

市民スポーツ・レクリエーション フェスティバル2010

◇期日 10月11日(祝)
◇場所 昭和公園、総合スポーツセンター
◇主催 昭島市教育委員会・昭島市体育協会
※詳しくは、スポーツ振興課(総合スポーツセンター内)☎544-4152へ。

☆参加費は無料です。
☆運動のできる服装で、直接会場へお越しください。
☆一時保育があります。
☆駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



▼昭和公園 [雨天中止]

場所	種目
市民球場	ホームラン競争(ソフトボール)
テニスコート	ソフトテニス、硬式テニス
陸上競技場	50m走、100m走、400m走、新体力テスト、ゲートボール、ミニゴルフ、輪投げ、縄跳び、ターゲットバードゴルフ、ストラックアウト(ボール・フリスビー)

※時間は、いずれも午前9:30～午後3:00です。

▼総合スポーツセンター(いずれも先着順／体育館履きを持参)

場所	種目・内容	対象	時間	備考
第一体育室	バスケットボール(ハーフコート)	小学生以上	午前9:30～午後1:00	
	ビーチボール(1面)		午後1:30～午後9:00	
	ミニテニス(1面)		午後1:30～午後9:00	
	バドミントン(3面／午後1:30以降は4面)		午前9:30～午後9:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり
第二体育室	卓球(10台／午後0:30以降は5台)	小学生以上	午前9:30～午後9:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり
	クライミング体験		午後0:30～午後5:30	初めての方も参加可
	クライミング開放	認定資格者	午後6:00～午後9:45	シューズ・ハーネス・ロープなどの貸し出し不可
第一軽体操室	一時保育	2歳～小学2年生	午前9:30～午後5:00	定員10人程度／1回につき2時間以内
第二軽体操室	ダンス・バレエ開放	小学生以上	午前9:30～午後3:00	
	ビギナーズヨガ	高校生以上	午後3:30～午後4:30	定員各20人(開始1時間前から総合受付前で整理券を配付)
	護身術	小学生以上	午後5:00～午後6:00	
剣道場	インドアペタンク(国体のデモンストレーション競技)	小学生以上	午前9:30～午後6:00	持ち玉を的玉に近づけて得点を競うスポーツ
柔道場	親子ふれあい広場(めんこ、折り紙、トランプ、けん玉、お手玉)	制限なし	午前9:30～午後5:00	
研修室	ダーツ(4台)	中学生以上	午前9:30～午後5:00	
弓道場	弓道体験	中学生以上	午前9:30～午後5:00	午前9:30～午後3:00はワンポイントレッスンあり 初めての方も参加可／靴下を着用
屋内温水プール	無料開放	3歳以上 ※おむつが取れているお子さん	午前9:00～午後9:45	1回につき2時間以内／小学3年生以下は2人につき高校生以上1人の付き添いが必要／水着・水泳帽を着用
トレーニングルーム	無料開放	高校生以上	午前9:00～午後9:45	1回につき2時間以内
	フィットネス体操		午前10:30～午前11:15	定員各50人(開始1時間前からトレーニングルームで整理券を配付)
	健美ヨーガ		午後2:30～午後3:15	
			午後7:30～午後8:15	

※利用時間は1人(1組)1回につき1時間以内でお願いします(一時保育、屋内温水プール、トレーニングルームを除く)。

※事業終了後の施設は、その目的に沿った個人利用として開放します。

※小学生の利用時間は午後6:00まで、中学生の利用時間は午後7:00までです。ただし、高校生以上の方の付き添いがある場合は引き続き利用できます。

（2） 庁舎等維持管理

總務部契約管財課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名		担当部署																	
	庁舎等維持管理		部	総務部	課長	竹内 光洋														
			課	契約管財課	担当	渡辺 春美														
			係	管財係	電話	内線2332														
	第4次総合基本計画における位置付け								実施根拠<法令、要綱等>											
	政策項目	07	計画実現のために																	
	大項目	01																		
	中項目	03	行財政運営の改革																	
	予算科目(コード)		款	02	項	01	目	06	細目	005										
									細々目	01										
H 9 年度 ~ 年度																				
事務事業概要	目的																			
	<対象は誰、何か>		<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																	
	市民及び職員等		本庁舎の建物、敷地及び設備を適正に最小の経費で管理することにより、市民が安全で利用しやすく、また職員等が働きやすい清潔かつ快適な職場環境を整備し、保持する。																	
	事業実施方法																			
	直接実施 業務委託(委託先: 設備管理(株)プロスペック 庁舎管理業務(清掃、環境衛生、総合案内)昭島ビルメンテナンス事業協同組合 庁舎電話交換業務(株)トムス																			
	補助金(補助先:) その他()																	
	内容																			
	庁舎内の秩序や安全の保持及び災害防止のための警備、災害時の防災拠点としての役割を果たすため、庁舎機能が適正に稼働するための建物や付属設備の保守管理、市民サービスの窓口となる庁舎案内や電話交換、良好な衛生環境維持のための清掃や各種検査、施設修繕等の庁舎維持管理に関する各種業務を専門業者に委託をしながら実施する。																			
	細事業(主な事業内訳)		平成22年度決算額			備考(細事業内容についての補足)														
	報酬:宿日直嘱託職員報酬		2,501 千円			都庁交換及び宿日直業務														
	需用費:消耗品費		3,249 千円			庁舎内消耗品の購入														
	需用費:光熱水費(電気料)		33,940 千円			電気料														
	需用費:光熱水費(水道料)		2,885 千円			水道料														
	需用費:光熱水費(ガス料)		12,052 千円			ガス料														
	需用費:光熱水費(下水道料)		3,701 千円			下水道料														
	需用費:施設修繕料(繰越明許費分含む)		29,027 千円			施設修繕料														
	役務費:通信運搬費(電話料)		7,348 千円			電話料金														
	委託料:庁舎設備管理委託		80,745 千円			設備運転管理、警備業務														
	委託料:庁舎清掃等委託		46,356 千円			清掃、環境衛生管理、総合案内業務														
	委託料:庁舎電気工作物保安委託		1,278 千円			自家用電気工作物保安管理業務														
	委託料:警備委託		975 千円			機械警備														
	委託料:電波障害保守委託		1,985 千円			庁舎を起因とするアナログ電波障害施設設置機器保守														
	委託料:樹木せん定委託		2,308 千円			樹木せん定、害虫駆除等の管理														
	委託料:庁舎電話交換業務委託		9,530 千円			電話交換業務														
	委託料:PCB廃棄物処理委託		1,459 千円			PCB廃棄物(コンデンサ)処理・運搬														
	委託料:庁舎南側遊歩道等整備委託		9,009 千円			南側遊歩道及び樹木環境整備														
	使用料及び賃借料:土地借上料		5,030 千円			庁舎南側庁用車駐車場、中神分室の土地借上代														
	使用料及び賃借料:機械器具借上料		4,062 千円			集中監視室機械器具借上料														
	公有財産購入費:昭和町分室用地取得		36,377 千円			昭和町分室(旧第二分室)用地に係る土地開発公社への償還金														
事業の必要性																				
庁舎の維持管理については、市民の方々や市議会議員及び職員が安全で利用しやすい環境を整備することにより、業務が効率的かつ円滑に遂行でき、その結果市民サービスの向上につながる。また、重大事故を未然に防止する責任もある。																				
関連事業																				

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト						
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算
	直接事業費		284,659	千円	297,195	千円	246,073 千円
	報酬		0	千円	2,501	千円	9,408 千円
	賃金		0	千円	0	千円	0 千円
	報償費		0	千円	0	千円	0 千円
	需用費		74,797	千円	84,855	千円	60,826 千円
	役務費		7,455	千円	8,079	千円	6,904 千円
	委託料		157,063	千円	154,161	千円	157,676 千円
	使用料及び賃借料		7,699	千円	10,196	千円	10,331 千円
負担金、補助及び交付金			0	千円	0	千円	0 千円
扶助費			0	千円	0	千円	0 千円
その他			37,645	千円	37,403	千円	928 千円
人件費			29,750	千円	25,500	千円	17,000 千円
一般職員	3.5 人	29,750	千円	3.0 人	25,500	千円	2.0 人
再任用職員	0.0 人	0	千円	0.0 人	0	千円	0.0 人
総事業費			314,409	千円	322,695	千円	263,073 千円
財源内訳							
事業の実績と成果	平成21年度決算						
	国庫支出金		12,010	千円	15,500	千円	0 千円
	(内容)	地域活性化・経済危機対策臨時交付金			地域活性化・経済危機対策臨時交付金		
	都支出金		12,915	千円	9,009	千円	0 千円
	(内容)	緊急雇用創出事業臨時特例補助金			緊急雇用創出事業臨時特例補助金		
	その他特定財源		5,306	千円	5,999	千円	5,224 千円
	(内容)	行政財産使用料、市有土地貸付収入、庁舎等光熱水費、電話料、中神分室土地借上負担金					
	一般財源		284,178	千円	292,187	千円	257,849 千円
	財源合計		314,409	千円	322,695	千円	263,073 千円
	事業実績						
課題	活動指標	平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(予定)	
	宿日直職員の見直し	職員3 人		職員2、嘱託1 人		嘱託職員4 人	
	単位当たりコスト						
		円		円		円	
自己評価	成果	市民の利便性や職員等の事務効率の向上につながるように、安全で快適な庁舎環境の維持に努めることができた。宿日直職員を嘱託職員にすることで、人件費の削減となった。特に緊急を要する事態に対しても迅速に対応し、庁舎敷地内の安全を確保している。					
	課題	今後の庁舎維持管理運営における経費については、施設及び附帯設備の老朽化に伴い、増大していく一方である。さらに、設備等の修繕において、修繕用部品が製造中止といった事象も発生しており、今後機器の更新も視野に入れた大規模改修も検討しなければならない。こうしたことから、各種点検結果を参考に行政活動等が安定的に、安全に実施できるような修繕計画の策定に着手していく必要がある。また、修繕等の財源について、防衛省との折衝も必要である。					
比較参考値	別紙のとおり						
	備考	平成23年度については、6月補正後の予算となっている。					

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名				担当部署						
	庁舎等維持管理				部	総務部	課長	竹内 光洋			
					課	契約管財課	担当	渡辺 春美			
					係	管財係	電話	内線2332			
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>						
	政策項目 07		計画実現のために								
	大項目 01										
	中項目 03		行財政運営の改革		事業期間<開始・終了予定>						
	予算科目(コード) 款 02 項 01 目 06 細目 005 細々目 01				年度～年度						
	<p>目的</p> <p><対象は誰、何か></p> <p>市民及び職員</p> <p><対象をどのような状態にすることを意図しているか></p> <p>本庁舎の建物、敷地及び設備を適正に管理することにより、市民が利用しやすく、また職員が働きやすい清潔かつ快適な職場環境を整備する。</p> <p>内容</p> <p>庁舎内の秩序や安全の保持及び災害防止のための警備、災害時の防災拠点としての役割を果たすため、庁舎機能が適正に稼働するための建物や付属設備の保守管理、市民サービス窓口となる庁舎案内や電話交換、良好な衛生環境維持のための清掃や各種検査、施設修繕等の庁舎維持管理に関する各種業務を専門業者に委託をしながら実施する。</p> <p>実績・成果</p> <p>市民の利便性や職員の事務効率の向上につながるように、安全で快適な庁舎環境の維持に努めた。事業の性質上、直接具体的な成果は上げられないが、市民サービスの円滑な遂行に寄与することができた。</p>										
事務事業概要	コスト (単位)		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費 千円		284,659	297,195	246,073	行政財産使用料					
	財源内訳 国庫支出金 千円		12,010	15,500		市有土地貸付収入					
	都支出金 千円		12,915	9,009	11,500	庁舎等光熱水費					
	地方債 千円					電話料					
	その他特定財源 千円		5,306	5,999	5,224	中神分室土地借上負担金					
	一般財源 千円		254,428	266,687	229,349						
	一般職員人件費 千円		29,750	25,500	17,000						
	人工数 人		3.50	3.00	2.00						
	再任用職員人件費 千円										
人工数 人											
総事業費 千円		314,409	322,695	263,073							
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)										
	必要性 5		<判断理由>		妥当性 5		<判断理由>				
	施設管理の保全及び啓発を行うことにより、光熱水費の縮減を促進するとともに、施設点検等の業務を推進することにより、施設の安全かつ機能の確保が維持されている。										
	有効性 5		<判断理由>		効率性 5		<判断理由>				
	法令に従い管理しなければならない、時代に即し変更を加えていかなければならない等庁舎を維持管理していく上で問題意識を持ち、市民サービス向上のため、庁舎の機能維持に取り組んだ。										
	今後も効率的な運用と計画的な維持管理が必要であり、無駄のない管理に努めなければならない。平成22年度に実施した冷温水発生器の大規模修繕(全分解整備)を実施したことにより、今夏の電力制限にも対応できる能力を保持できた。平成23年度より当直員を嘱託職員の対応に変更した。										
	合計点数 (20点満点)		20点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>						
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)		現状維持		附帯設備(空調設備、給排水設備、電気設備)の経年劣化に伴い今後の維持管理経費増加が予想され、経費の増額が見込めない現時点では修繕費用の削減をすることは難しい。そのため、一定の修繕計画を策定し、施設の維持管理に努めたい。なお、老朽化した設備の更新を行うことにより、光熱水費及び保守点検費用の削減に取り組むことは可能である。						

市役所庁舎における維持管理経費の状況について

	維持管理経費	修繕費	消耗品費	1,000万円を超える大規模修繕	常駐委託	その他委託	修繕基金の積立	経費削減対策	長期修繕計画
八王子市	H20年度 354,876,428円 H21年度 296,821,985円 H22年度 307,861,097円	H20年度 9,068,745円 H21年度 7,198,580円 H22年度 12,513,718円	H20年度 2,075,768円 H21年度 447,300円 H22年度 0円	H20年度 13,738,159円 H21年度 2,725,739円 H22年度 2,456,684円	有 H20年度 45,927,000円 H21年度 45,495,000円 H22年度 49,560,000円	清掃委託仕様見直し(一部直営化) その他による安価な人手等による光熱水 質の削減	清掃委託仕様見直し(一部直営化) 太陽光発電の導入等による光熱水 質の削減	行っていない	
立川市	H20年度 227,331,732円 H21年度 219,341,942円 H22年度 388,465,247円	H20年度 2,664,200円 H21年度 1,628,439円 H22年度 1,247,910円	H20年度 148,800円 H21年度 0円 H22年度 182,872,620円 (初年度調査年)	H20年度 2,152,332円 H21年度 2,014,562円 H22年度 2,960,444円	有 H20年度 111,300,000円 H21年度 111,300,000円 H22年度 111,300,000円	有 H20年度 なし H21年度 なし H22年度 なし	受付、電気交換機器、節電、雨水利 用(人陽光発電)、節水、雨水利 用(人陽光発電)、節水、雨水利 用(人陽光発電)、節水、雨水利 用(人陽光発電)	行っていない	
武蔵野市	H20年度 518,788,214円 H21年度 374,476,415円 H22年度 415,326,410円	H20年度 162,576,220円 H21年度 51,321,021円 H22年度 (改修も含む)	H20年度 30,105,873円 H21年度 2,929,920円 H22年度 (併設セキュリティ対策実施)	H20年度 4,683,754円 H21年度 3,908,669円 H22年度 3,834,972円	有 H20年度 85,890,000円(3 件) H21年度 45,570,000円(2 件)	有 H20年度 134,393,595円 H21年度 136,130,029円 H22年度 136,170,000円	保守、整備、改修工事設備等 H20年度 64,867,881円 H21年度 68,201,350円 H22年度 96,306,234円	行っていない	①光熱水費削減(省エネ期間や業務時 間の削減等環境改善課と連携 ②省エネルギー計画の実施
三鷹市	H20年度 348,620,315円 H21年度 300,632,840円 H22年度 311,043,335円	H20年度 5,296,173円 H21年度 3,618,596円 H22年度 3,549,129円	H20年度 9,481,572円 H21年度 3,786,828円 H22年度 3,252,417円	H20年度 5,292,036円 H21年度 5,605,966円 H22年度 3,495,848円	有 H20年度 15,671,500円 H21年度 10,183,000円 H22年度 24,980,000円	有 H20年度 131,705,651円 H21年度 141,938,181円 H22年度 140,143,808円	有 H20年度 64,867,881円 H21年度 68,201,350円 H22年度 96,306,234円	行っていない	経常経費4%削減を実施
青梅市	H20年度 136,167,138円 H21年度 125,577,066円 H22年度 178,540,976円	H20年度 1,713,516円 H21年度 748,841円 H22年度 1,142,233円	H20年度 71,400円 H21年度 0円 H22年度 43,050円	H20年度 743,294円 H21年度 664,91円 H22年度 58,195円	有 H20年度 4,011,025円 H21年度 5,683,436円 H22年度 5,697,140円	有 H20年度 664,91円 H21年度 58,195円 H22年度 なし	有 H20年度 56,449,687円 H21年度 50,546,594円	行っていない	節電、冷暖房使用時ににおける 設定温度の調整
府中市	H20年度 321,570,006円 H21年度 304,565,160円 H22年度 275,382,631円	H20年度 35,933,668円 H21年度 38,489,301円 H22年度 23,137,243円	H20年度 3,704,625円 H21年度 2,236,342円 H22年度 6,448,018円	H20年度 4,011,025円 H21年度 5,683,436円 H22年度 5,697,140円	有 H20年度 4,011,025円 H21年度 5,683,436円 H22年度 5,697,140円	有 H20年度 664,91円 H21年度 58,195円 H22年度 なし	総合管理、警備、電話交換、受付 H20年度 9,449,504円 H21年度 9,926,866円 H22年度 75,000円	行っていない	①在庫管理、 ②クーポン発行等による省エネ ③委託業者の見直し
昭島市	H20年度 12,976,608円 H21年度 284,655,899円 H22年度 297,195,524円	H20年度 9,215,016円 H21年度 9,636,451円 H22年度 19,390,250円	H20年度 1,217,370円 H21年度 1,267,836円 H22年度 683,250円	H20年度 1,827,641円 H21年度 2,565,449円 H22年度 3,248,955円	有 H20年度 14,999,230円 H21年度 14,999,230円	有 H20年度 80,115,000円 H21年度 80,115,000円 H22年度 80,745,000円	総合管理、警備、電話交換業務等 H20年度 80,115,000円 H21年度 80,115,000円 H22年度 80,745,000円	行っていない	委託業務の見直し、 転居室内の扇風機等の見直し 地下湧水の中水利用
調布市	H20年度 320,144,000円 H21年度 307,128,000円 H22年度 294,821,000円	H20年度 5,248,297円 H21年度 5,446,808円 H22年度 6,312,909円	H20年度 20,477,604円 H21年度 6,570,417円 H22年度 6,452,607円	H20年度 2,272,653円 H21年度 2,663,9,676円 H22年度 2,083,656円	有 H20年度 2,189,020円 H21年度 12,341,529円 (新規インフルエンザ対策用含)	有 H20年度 33,492,000円 H21年度 33,492,000円 H22年度 33,492,000円	警備、宿泊、清掃等 H20年度 33,492,000円 H21年度 60,810,000円 H22年度 61,320,000円	行っていない	来年(2012年)夏新庁舎移転に おけるため、必要最小限の修繕に 止めていく
町田市	H20年度 656,560,000円 H21年度 583,520,000円 H22年度 576,164,000円	H20年度 22,300,158円 H21年度 29,009,021円 H22年度 21,670,622円	H20年度 0円 H21年度 0円 H22年度 6,823,000円	H20年度 14,380,381円 H21年度 5,176,038円 H22年度 3,291,322円	H20年度 3,678,025円 H21年度 3,856,379円 H22年度 3,046,092円	有 H20年度 51,585,000円 H21年度 53,881,800円 H22年度 51,585,000円	総合管理、保育、警備、清掃等 H20年度 14,261,600円 H21年度 134,29,600円 H22年度 134,29,600円	行っていない	①節電、省エネ対策(厅内周 知、螢光灯交換本数削減等) ②防災行政改修利用の推進
小金井市	H20年度 131,611,304円 H21年度 126,321,261円 H22年度 184,204,736円	H20年度 3,526,269円 H21年度 5,463,171円 H22年度 3,683,858円	H20年度 39,480円 H21年度 36,885円 H22年度 30,400円	H20年度 1,772,457円 H21年度 1,745,728円 H22年度 1,885,811円	H20年度 28,549,500円 H21年度 28,549,500円	有 H20年度 14,999,230円 H21年度 14,999,230円 H22年度 14,999,230円	総合管理、保育、警備、清掃等 H20年度 33,492,000円 H21年度 60,810,000円 H22年度 61,320,000円	行っていない	来年(2012年)夏新庁舎移転に おけるため、必要最小限の修繕に 止めていく
小平市	H20年度 133,871,181円 H21年度 134,846,474円 H22年度 134,915,299円	H20年度 12,823,352円 H21年度 18,986,771円 H22年度 15,869,111円	H20年度 7,291,000円 H21年度 7,738,000円 H22年度 30,829,000円	H20年度 9,7650円 H21年度 0円 H22年度 239,400円	H20年度 1,500,000円 H21年度 1,732,000円 H22年度 1,350,000円	有 H20年度 13,650,000円 H21年度 13,650,000円 H22年度 13,650,000円	電話交換業務 H20年度 7,291,000円 H21年度 7,264,000円 H22年度 7,264,000円	行っていない	特になし
日野市	H20年度 157,840,000円 H21年度 146,833,000円 H22年度 174,061,000円	H20年度 2,075,768円 H21年度 2,998,033円 H22年度 3,364,494円	H20年度 67,162円 H21年度 241,046円 H22年度 0円	H20年度 2,495,002円 H21年度 1,998,745円 H22年度 2,181,972円	有 H20年度 13,650,000円 H21年度 13,650,000円 H22年度 13,650,000円	有 H20年度 33,736,500円 H21年度 23,497,399円 H22年度 23,497,399円	電話交換業務 H20年度 33,736,500円 H21年度 23,497,399円 H22年度 23,497,399円	行っていない	特になし
東村山市	H20年度 188,139,067円 H21年度 178,091,406円 H22年度 186,803,532円	H20年度 2,998,033円 H21年度 2,998,797円 H22年度 3,364,494円	H20年度 2,866,754円 H21年度 2,818,761円 H22年度 1,003,081円	H20年度 1,639,886円 H21年度 1,096,477円 H22年度 1,055,643円	有 H20年度 13,650,000円 H21年度 13,650,000円 H22年度 13,650,000円	有 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	電話交換業務 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	行っていない	特になし
国分寺市	H20年度 102,220,322円 H21年度 103,346,026円 H22年度 98,439,809円	H20年度 12,823,352円 H21年度 18,986,771円 H22年度 15,869,821円	H20年度 2,911,000円 H21年度 1,592,000円 H22年度 5,892,000円	H20年度 1,097,345円 H21年度 1,372,011円 H22年度 1,095,830円	有 H20年度 13,650,000円 H21年度 13,650,000円 H22年度 13,650,000円	有 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	電話交換業務 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	行っていない	特になし
国立市	H20年度 163,712,771円 H21年度 82,550,219円 H22年度 100,380円	H20年度 12,823,352円 H21年度 18,986,771円 H22年度 15,869,821円	H20年度 2,866,754円 H21年度 2,818,761円 H22年度 1,003,081円	H20年度 1,639,886円 H21年度 1,096,477円 H22年度 1,055,643円	有 H20年度 13,650,000円 H21年度 13,650,000円 H22年度 13,650,000円	有 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	電話交換業務 H20年度 60,182,988円 H21年度 64,126,670円 H22年度 71,621,41円	行っていない	特になし

	維持管理経費	修繕費	備品購入費	消耗品費	1,000万円を超える大規模修繕	常駐委託	その他委託	修繕基金の積立	経費削減対策	長期修繕計画
西東京市 (田無)	H20年度 152,171,433円 H21年度 193,845,744円 H22年度 141,405,988円	H20年度 2,478,486円 H21年度 2,251,080円 H22年度 2,392,855円	H20年度 249,327円 H21年度 817,320円 H22年度 156,165円	H20年度 1,344,869円 H21年度 1,341,832円 H22年度 1,319,744円	なし	なし	H20年度 11,697,000円 H21年度 9,445,000円 H22年度 11,006,400円	特段対策はとつていながら、光熱水費の節約に努めている	行っていない	
西東京市 (保谷)	H20年度 169,200,155円 H21年度 134,091,984円 H22年度 132,932,221円	H20年度 4,342,116円 H21年度 4,458,309円 H22年度 4,980,941円	H20年度 1,864,642円 H21年度 285,075円 H22年度 1,020,600円	H20年度 1,829,430円 H21年度 1,935,870円 H22年度 1,257,607円	なし	なし	H20年度 84,777,127円 H21年度 78,629,792円 H22年度 82,576,521円	行つている	行つていない	
福生市	H20年度 35,807,821円 H21年度 38,714,321円 H22年度 41,557,389円	H20年度 629,580円 H21年度 685,650円 H22年度 1,259,797円	H20年度 29,744,085円 H21年度 3,046,239円 H22年度 600,243円	H20年度 1,021,040円 H21年度 1,012,821円 H22年度 1,702,540円	なし	なし	H20年度 23,111,260円 H21年度 23,713,105円 H22年度 28,835,557円	節電による光熱水費の削減	行つていない	
柏江区	H20年度 96,038,000円 H21年度 133,674,000円 H22年度 89,611,000円	H20年度 7,395,000円 H21年度 16,714,000円 H22年度 6,751,000円	H20年度 2,389,000円 H21年度 382,000円 H22年度 1,438,000円	H20年度 1,411,000円 H21年度 1,450,000円 H22年度 1,407,400円	H20年度 40,740,000円 H21年度 40,740,000円 H22年度 40,740,000円	なし	—	電気の使用状況を「見える化」し、職員の新電意識を高めた	行つていない	
東大和市	H20年度 40,873,729円 H21年度 49,140,391円 H22年度 45,846,473円	H20年度 2,991,869円 H21年度 4,276,891円 H22年度 5,386,610円	H20年度 676,987円 H21年度 2,158,397円 H22年度 189,220円	H20年度 1,588,997円 H21年度 1,602,000円 H22年度 1,650,000円	なし	なし	H20年度 21,233,369円 H21年度 34,713,105円 H22年度 37,773,882円	電気機械設備保守、清掃、警備、機械、委託の仕様書見直し、修繕を直営で対応等	行つている	
清瀬市	H20年度 81,679,142円 H21年度 82,193,609円 H22年度 81,791,087円	H20年度 1,147,253円 H21年度 2,365,945円 H22年度 3,849,604円	H20年度 1,184,736円 H21年度 2,365,945円 H22年度 902,585円	H20年度 438,018円 H21年度 519,598円 H22年度 415,551円	H20年度 1,438,018円 H21年度 1,602,000円 H22年度 1,650,000円	なし	—	電気機械設備保守、清掃、警備、機械、委託の仕様書見直し、修繕を直営で対応等	行つている	
東久留米市	H20年度 100,546,320円 H21年度 99,903,523円 H22年度 102,562,404円	H20年度 4,475,246円 H21年度 4,112,051円 H22年度 3,104,272円	H20年度 1,450,470円 H21年度 722,287円 H22年度 977,304円	H20年度 1,479,493円 H21年度 2,250,500円 H22年度 2,239,201円	H20年度 1,479,493円 H21年度 2,250,500円 H22年度 2,239,201円	なし	H20年度 28,879,903円(5件) H21年度 49,603,341円 H22年度 48,987,831円	総合業務(電話交換、清掃等)	行つていない	
武蔵村山市	H20年度 120,734,398円 H21年度 118,715,523円 H22年度 114,061,554円	H20年度 8,294,412円 H21年度 8,567,612円 H22年度 6,731,030円	H20年度 623,175円 H21年度 78,550円 H22年度 530,775円	H20年度 804,775円 H21年度 853,320円 H22年度 716,890円	H20年度 804,775円 H21年度 853,320円 H22年度 716,890円	なし	H20年度 49,402,79円 H21年度 49,402,79円 H22年度 49,402,79円	設備点検・保守、清掃・衛星連通、警備、樹木せん	行つていない	
多摩市	H20年度 219,488,816円 H21年度 170,889,322円 H22年度 156,785,922円	H20年度 1,382,280円 H21年度 953,877円 H22年度 1,359,896円	H20年度 8,168,023円 H21年度 1,032,465円 H22年度 445,725円	H20年度 3,479,134円 H21年度 66,121円 H22年度 66,162円	H20年度 3,479,134円 H21年度 66,121円 H22年度 66,162円	なし	H20年度 0円 H21年度 0円 H22年度 0円	本庁舎日換面屋根委託 常勤業務、電話交換、警備機器保守、樹木せん定等	行つていない	
稲城市	H20年度 115,961,841円 H21年度 143,741,132円 H22年度 117,573,971円	H20年度 6,613,821円 H21年度 9,150,708円 H22年度 8,037,776円	H20年度 90,057円 H21年度 1,032,465円 H22年度 747,600円	H20年度 1,935,551円 H21年度 2,300,989円 H22年度 2,065,552円	H20年度 1,935,551円 H21年度 2,300,989円 H22年度 2,065,552円	なし	H20年度 5,643,445円 H21年度 6,639,286円 H22年度 6,627,909円	電力使用抑制、PPS導入の検討・安価物調達できる業者の調査	行つていない	
羽村市	H20年度 143,643,928円 H21年度 141,285,170円 H22年度 161,885,49円	H20年度 3,906,797円 H21年度 2,322,418円 H22年度 4,170,682円	H20年度 0円 H21年度 950,665円 H22年度 54,138円	H20年度 3,309,263円 H21年度 3,063,343円 H22年度 2,178,698円	H20年度 3,309,263円 H21年度 3,063,343円 H22年度 2,178,698円	なし	H20年度 88,857,359円 H21年度 87,916,304円 H22年度 71,516,901円	総合管理 節電対策等による経費の削減を行つている	行つていない	
あきる野市	H20年度 135,595,584円 H21年度 127,443,380円 H22年度 118,687,782円	H20年度 21,115,603円 H21年度 14,452,073円 H22年度 7,274,955円	H20年度 0円 H21年度 0円 H22年度 1,586,950円	H20年度 1,442,006円 H21年度 1,271,454円 H22年度 1,241,333円	H20年度 0円 H21年度 0円 H22年度 1,586,950円	なし	H20年度 88,857,359円 H21年度 87,916,304円 H22年度 71,516,901円	電気使用量の削減	行つていない	

（3）安全・安心まちづくり推進事業

市民部生活コミュニティ課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート

(平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名					担当部署												
	安全・安心まちづくり推進事業					部	市民部	課長	河野 久美									
						課	生活コミュニティ課	担当	小林 光吉									
						係	市民活動推進係	電話	内線2289									
	第4次総合基本計画における位置付け																	
	政策項目	01	人が輝く(明るい地域社会の形成)					実施根拠<法令、要綱等>										
	大項目	02	市民の安全を守る(安全・安心の確保)					昭島市安全・安心まちづくり条例、昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する要綱										
	中項目	02	防犯					事業期間<開始・終了予定>										
	予算科目(コード)		款	02	項	01	目	14	細目	004	細々目							
										01	H 16 年度 ~ 年度							
事務事業概要	目的																	
	<対象は誰、何か>					<対象をどのような状態にすることを意図しているか>												
	市民					市民の生命、身体及び財産を守るため、防災、防犯等への取り組みを行い、子どもや高齢者、障害者等が安全で安心した生活の出来る地域社会を実現する。												
	事業実施方法																	
	直接実施		業務委託(委託先:昭島市シルバー人材センター)															
	補助金(補助先:)					その他(登録団体によるパトロール)												
	内容																	
	青色回転灯装備車両(青パト1号車)通常運行事業(平日13:00~17:00の4時間、市内全域のパトロール)																	
	青色回転灯装備車両(青パト1号車)緊急雇用拡充運行事業(平日17:00~22:00の3時間、土・日・祝日の13:00~22:00の7時間、市内全域のパトロール)																	
	青色回転灯装備車両(青パト2号車)貸出運行事業(登録している7団体へ貸出、団体の管轄区域をパトロール)																	
事務事業概要	細事業(主な事業内訳)				平成22年度決算額			備考(細事業内容についての補足)										
	報酬:嘱託職員報酬				3,000 千円			1名(当該事業のほか、防犯協会事務も担当)										
	共済費:嘱託職員社会保険料				421 千円													
	旅費:費用弁償				106 千円			嘱託職員交通費										
	需用費:消耗品費				213 千円			制服・タイヤ・マグネットシートほか事務用品										
	需用費:燃料費				314 千円			青パト1号車・2号車ガス代										
	需用費:車両修繕費				265 千円			車検・破損修理代ほか										
	役務費:通信運搬費(電話料)				23 千円			青パト1号車委託用携帯電話										
	役務費:保険料				200 千円			貸出青パト2号車用任意保険(車両保険含む)										
	委託料:広報車運行及び啓発活動業務委託				1,918 千円			通常運行分										
事業の必要性	委託料:広報車運行及び啓発活動業務委託				2,892 千円			緊急雇用創出事業を活用した拡充運行分										
	公課費:自動車重量税				13 千円			車検時の自動車重量税										
					千円													
					千円													
					千円													
					千円													
					千円													
					千円													
					千円													
					千円													
関連事業	事業の必要性																	
	青色回転灯装備車の防犯パトロールによる子どもや高齢者等の見守りなどが、犯罪の抑止へつながっている。安全で安心したまちづくりを推進するには、市民1人1人への防犯意識の啓発が必要である。市と地域での連携による防犯パトロールは、各地域を見守ることができ、犯罪抑止とともに防犯意識の啓発のために必要である。																	
関連事業	関連事業																	
	昭島市安全・安心まちづくり条例に基づき必要な事項を協議するため、昭島市安全・安心まちづくり協議会(年1回開催)の設置。協議会のもとに推進連絡会(年4回開催)を設置。関係団体との連携を図っている。																	

コスト		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	
コストと財源内訳	直接事業費	5,951 千円	9,365 千円	9,517 千円	
	報酬	千円	3,000 千円	3,000 千円	
	賃金	千円	千円	千円	
	報償費	千円	千円	千円	
	需用費	855 千円	792 千円	794 千円	
	役務費	268 千円	223 千円	201 千円	
	委託料	4,828 千円	4,810 千円	4,871 千円	
	使用料及び賃借料	千円	千円	千円	
	負担金、補助及び交付金	千円	千円	千円	
	扶助費	千円	千円	千円	
	その他	0 千円	540 千円	651 千円	
	人件費	3,720 千円	850 千円	850 千円	
	一般職員	0.1 人	850 千円	0.1 人	850 千円
	再任用職員	0.7 人	2,870 千円	0.0 人	0 千円
総事業費		9,671 千円	10,215 千円	10,367 千円	
財源内訳					
		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	
事業の実績と成果	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円	
	(内容)				
	都支出金	3,222 千円	3,189 千円	3,240 千円	
	(内容)	緊急雇用創出事業臨時特例補助金	緊急雇用創出事業臨時特例補助金	緊急雇用創出事業臨時特例補助金	
	その他特定財源	0 千円	0 千円	0 千円	
課題	(内容)				
	一般財源	6,449 千円	7,026 千円	7,127 千円	
	財源合計	9,671 千円	10,215 千円	10,367 千円	
	事業実績				
活動指標		平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成23年度(予定)	
1号車通常分運行日数		236 日	237 日	240 日	
1号車拡充分運行時間数		1,527 時間	1,513 時間	1,527 時間	
2号車貸出件数		186 件	263 件	280 件	
単位当たりコスト		円	円	円	
成果					
昭島警察署管内の犯罪(刑法犯)件数(認知件数)の推移					
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
2,218件	2,102件	2,172件	2,094件	2,021件	2,163件
平成20年	平成21年	平成22年			
2,020件	1,887件	1,759件			
自己評価					
青色回転灯装備車によるパトロールのほか、昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、推進協議会・推進連絡会による関係団体との連携、広報車の貸出による地域団体との協働、嘱託員の設置等を行っている。多様な団体と連携した安全安心まちづくり事業が展開されており、犯罪の抑止に効果がある。					
比較参考値					
青色回転灯装備車による広報啓発事業は、三多摩各市において実施されている。また貸出車両を使って地域の防犯団体に貸出事業を行っている。					
備考					
平成16年7月に施行された昭島市安全・安心まちづくり条例に基づき、平成18年に寄贈された青色回転灯装備広報車(青パト1号)の運行を開始した。その後、平成20年に新たに1台の寄贈を受け、青色回転灯装備広報車(青パト2号)の貸出しに関する取扱要綱を整備し、地域の防犯活動団体に提供している。					

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本 データ	事務事業名				担当部署									
	安全・安心まちづくり推進事業				部	市民部	課長	河野 久美						
					課	生活コミュニティ課	担当	内野 次夫						
					係	市民活動推進課係	電話	内線 2289						
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>									
	政策項目 01 人が輝く(明るい地域社会の形成)				昭島市安全・安心まちづくり条例ほか									
	大項目 02 市民の安全を守る(安全・安心の確保)				事業期間<開始・終了予定>									
	中項目 02 防犯				予算科目(コード) 款 02 項 01 目 14 細目 004 細々目 01 H 16 年度 ~ 年度									
	目的													
	<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>									
事務 事業 概要	市民				市民の生命、身体及び財産を守るために、防災、防犯等への取り組みを行い、子どもや高齢者、障害者等が安全で安心した生活のできる地域社会を実現する。									
	内容				実績・成果									
	昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、青色回転灯装備車両(青パト1号車)通常運行事業				青色回転灯装備車両(青パト1号車)									
	昭島市安全・安心まちづくり条例に基づく、青色回転灯装備車両(青パト1号車)緊急雇用拡充運行事業				ア 平成21年度総運行回数日 236日									
	昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する要綱に基づく青色回転灯装備車(青パト2号車)貸出運行事業				イ 平成22年度総運行回数日 237日									
					青色回転灯装備車両(青パト1号車)									
					ア 平成21年度貸出回数 186件									
					イ 平成22年度貸出回数 263件									
	コスト (単位)				平成21年度決算 平成22年度決算 平成23年度予算 備考<特財名称等>									
	直接事業費 千円				5,951 8,944 8,994 緊急雇用創出事業									
事務 事業 評価	財 源 内 訳	国庫支出金 千円					臨時特例補助金 平成22年度より 安全・安心まちづくり推進事業内に 嘱託員を配置しているため、人件費 は事業費内に含む。							
		都支出金 千円												
		地方債 千円												
		その他特定財源 千円												
		一般財源 千円												
	一般職員人件費 千円				2,729 5,755 5,754									
	人工数 人				0.10 0.10 0.10									
	再任用職員人件費 千円				2,870									
	人工数 人				0.70									
	総事業費 千円				9,671 9,794 9,844									
個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)														
事務 事業 評価	必要性 5	<判断理由>		妥当性 5	<判断理由>									
	市民が望む「犯罪に遭遇しない安全で安心した地域社会」を構築するには、市民は勿論のこと、地方自治体による組織的な犯罪抑止力を構築することが重要である。犯罪のない地域社会を構築して行くためには、市民一人一人が防犯意識を高揚させることは勿論のこと、現在推進している青色回転灯装備車による防犯パトロールの継続運行が犯罪減少に結びつくものであり重要である。				市では、平成18年から寄贈された青色回転灯装備車(青パト1号車)の運行を委託契約先である社団法人シルバー人材センター職員により運行を開始した。平成20年からは、昭島市安全・安心まちづくり広報車の貸出しに関する取扱要綱に基づく貸出利用団体(市立武蔵野会館運営協議会ほか6団体)による運行を継続している。運行継続の結果、貸出利用団体や市民からは、青色回転装備車の運行継続の声が高く、犯罪のない安全で安心した地域社会の実現のためにも青色回転装備車の継続運行の存続が必要である。									
	有効性 5	<判断理由>		効率性 5	<判断理由>									
	犯罪が減少し市民の安全の抑止力や青少年の健全育成と地域の安全確保のためには、保有する青色回転灯装備車の運行事業を委託契約している社団法人シルバー人材センター職員、更には貸出利用団体7団体等による防犯パトロールを実施することで、明るい地域社会を構築することが必要である。				青色回転灯装備車(青パト1号車)に関しては、社団法人シルバー人材センター職員が市内全域を満遍なく巡回パトロールを実施している。また、青色回転灯装備車(青パト2号車)にあっても、貸出利用団体である7団体による地域内巡回パトロールを推進し防犯抑止活動を積極的に実施するなど効果的な運行を行っている。									
	合計点数 (20点満点)	20点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>											
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持	青色回転灯装備車による安全・安心まちづくり推進事業に関しては、市民が犯罪に遭遇しない安全で安心な生活環境を構築し目標を達成しているものと考える。従って、市民が安全で安心した生活を営む社会環境構築のためには、今後とも継続的な青色回転灯装備車による安全・安心まちづくり推進事業が必要不可欠である。											

<青色回転灯装備車両（青パト）写真>



都内区市における青色防犯パトロール車運行状況

	自治体による運行	防犯団体等による運行		自治体による運行	防犯団体等による運行
千代田区	○		八王子市	○	○
中央区	○	○	立川市	○	○
港区	○	○	武藏野市	○	
新宿区		○	三鷹市	○	○
文京区	○	○	青梅市	○	
台東区	○		府中市	○	○
墨田区	○	○	昭島市	○	○
江東区	○	○	調布市	○	○
品川区	○	○	町田市	○	○
目黒区	○	○	小金井市	○	○
大田区	○	○	小平市		
世田谷区	○	○	日野市	○	○
渋谷区		○	東村山市		○
中野区	○		国分寺市		
杉並区	○	○	国立市		
豊島区	○		福生市	○	
北区	○	○	狛江市	○	○
荒川区	○		東大和市	○	○
板橋区	○	○	清瀬市	○	○
練馬区	○	○	東久留米市	○	
足立区	○	○	武藏村山市	○	
葛飾区	○	○	多摩市		○
江戸川区	○	○	稲城市	○	○
			羽村市	○	
			あきる野市	○	○
			西東京市	○	○

※ 大東京防犯ネットワーク資料より(各自治体取組一覧(安全・安心まちづくりの推進))

（4）がん検診事業

保健福祉部健康課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名				担当部署																
	がん検診事業				部	保健福祉部	課長	瀬沼 優子													
					課	健康課	担当	金子 恭子													
					係	健康係	電話	内線2177													
	第4次総合基本計画における位置付け								実施根拠<法令、要綱等>												
	政策項目 02 暮らしを支える(健康と福祉の充実)								がん対策推進基本計画												
	大項目 01 健康に暮らす(市民の健康づくり)								事業期間<開始・終了予定>												
	中項目 01 健康・医療																				
	予算科目(コード)	款	04	項	01	目	01	細目	008	細々目	01	H 年度 ~ 年度									
	目的																				
<対象は誰、何か>					<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																
市民(成人)					がんの早期発見、早期治療により、市民の健康の保持増進を図る。																
事業実施方法																					
直接実施 業務委託(委託先:昭島市医師会)																					
補助金(補助先:) その他()																					
内容																					
1胃がん検診(30歳以上の市民)、2乳がん検診(40歳以上の市民(女性))、3子宮頸がん検診(20歳以上の市民(女性))、4大腸がん検診(40歳以上の市民)、5肺がん検診(30歳以上の市民)、6前立腺がん検診(55歳以上の市民(男性))																					
細事業(主な事業内訳)				平成22年度決算額				備考(細事業内容についての補足)													
賃金:臨時職員賃金				26 千円																	
需用費:消耗品費				154 千円																	
需用費:印刷製本費				655 千円																	
役務費:通信運搬費(郵便料)				733 千円																	
委託料:がん検診委託				83,800 千円																	
胃がん検診				10,076 千円				1人*5920円													
乳がん検診				17,376 千円				1人*9969円													
子宮頸がん検診				31,624 千円				1人*9644円													
大腸がん検診				12,681 千円				1人*5866円													
肺がん検診				6,729 千円				1人*9275円													
前立腺がん検診				5,314 千円				1人*3000円													
委託料:クーポン券作成等委託				1,413 千円																	
				千円																	
				千円																	
				千円																	
				千円																	
				千円																	
				千円																	
事業の必要性																					
がん検診は健康増進法に基づく健康推進事業として位置付け実施している。																					
国は、平成19年4月に「がん対策基本法」を策定し、6月には「がん対策推進基本計画」を閣議決定した。それを受け東京都では、「がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少」を掲げるとともに、「予防の重視」の観点から、「受診率目標50%を目指す」ことを目標とし、各市町村に通知した。がんは、死亡率第1位を占めており、減少させるためには定期的な検診受診により早期にがんを発見し、適切な治療につなげていくことが重要であるため、昭島市では市民の健康を守る重要な施策として実施している。																					
関連事業																					

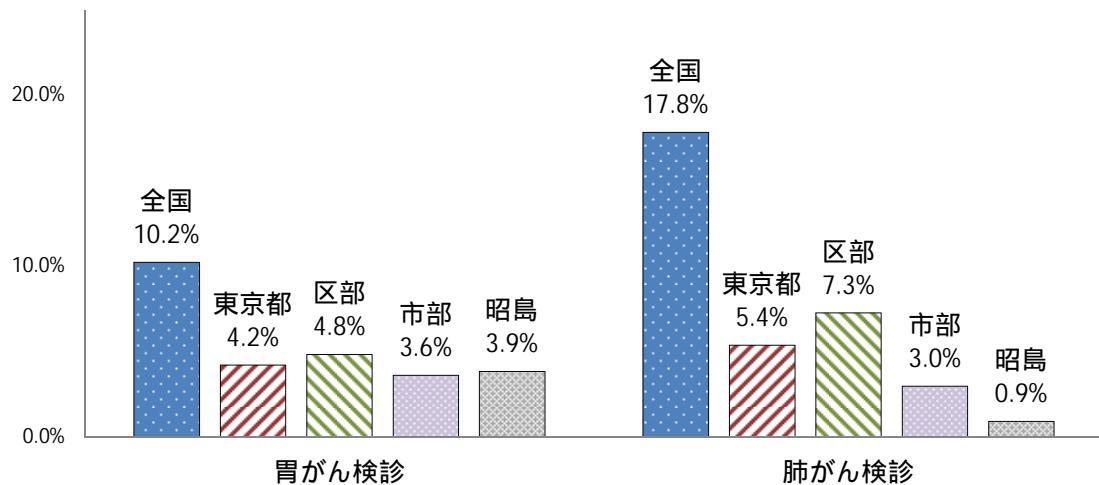
平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト										
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算				
	直接事業費		86,791	千円	86,780	千円	113,982 千円				
	報酬			千円		千円	千円				
	賃金		100	千円	26	千円	74 千円				
	報償費			千円		千円	千円				
	需用費		690	千円	809	千円	2,588 千円				
	役務費		687	千円	732	千円	736 千円				
	委託料		85,314	千円	85,213	千円	110,584 千円				
	使用料及び賃借料			千円		千円	千円				
財源内訳	負担金、補助及び交付金			千円		千円	千円				
	扶助費			千円		千円	千円				
	その他		0	千円	0	千円	0 千円				
	人件費		6,800	千円	6,800	千円	6,800 千円				
	一般職員	0.8 人	6,800	千円	0.8 人	6,800	千円				
	再任用職員	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円				
総事業費			93,591	千円	93,580	千円	120,782 千円				
事業実績											
事業の実績と成果	活動指標	平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(予定)					
	胃がん検診	1,616	人	1,621	人	2,450	人				
	大腸がん検診	1,908	人	2,067	人	2,800	人				
	肺がん検診	337	人	691	人	1,100	人				
	単位当たりコスト										
	胃がん検診(1人 税込)	6,216	円	6,216	円	6,479	円				
	成果										
	各がん検診 受診定員数										
	胃がん検診 平成21年度 1,600人	平成22年度 1,800人	平成23年度 2,450人								
	大腸がん検診 平成21年度 1,800人	平成22年度 2,300人	平成23年度 2,800人								
課題	肺がん検診 平成21年度 400人	平成22年度 800人	平成23年度 1,100人								
	財政的な課題も大きく、各がん検診において定員枠を設け実施している。そのため、希望する者が受診できない場合もあり「早期発見」「早期治療」を阻害する要因となっている。今後は定員制を撤廃し、希望するすべての方が受診できる環境をつくることが重要な課題である。しかし、多額の予算を必要とするなど市単独での実施は困難な状況にあることから、国や東京都に財政的な支援を要請するとともに、受益者負担も視野に入れた検討をする必要がある。										
自己評価	「健康あきしま21」にがん検診の方向性が示されているが、現在はその実施途中であり目標とする結果には届いていない。しかし、定員を毎年増加するなど、その取組の成果は着実に出ている。実施方法の検討、精度管理の推進など、これからの課題は多いが現状の範囲としては評価できるものと考えている。										
比較参考値	*別紙参照										
備考											

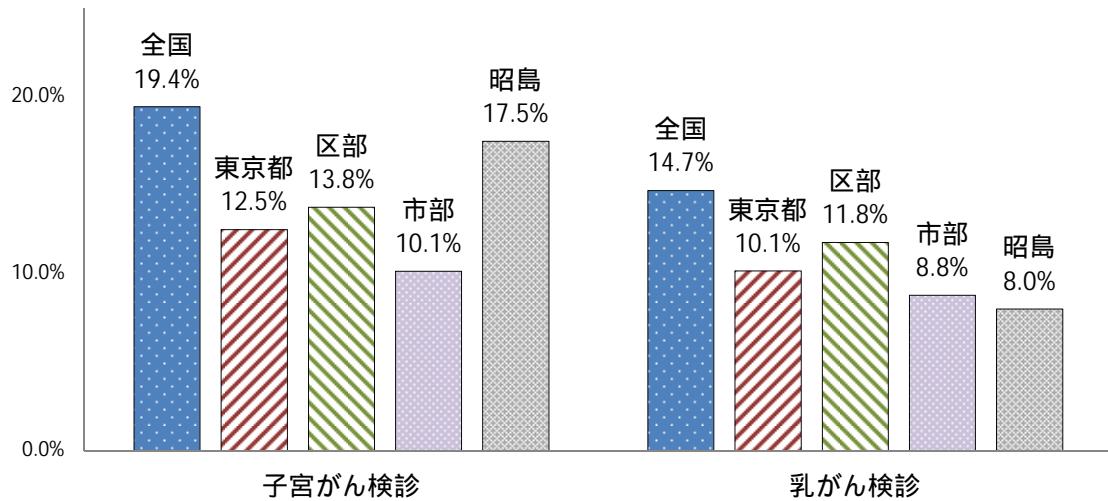
平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名				担当部署			
	がん検診事業				部	保健福祉部	課長	瀬沼 倫子
					課	健康課	担当	金子 恒子
					係	健康係	電話	内線2177
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>			
	政策項目 02 暮らしを支える(健康と福祉の充実)				がん対策推進基本計画			
	大項目 01 健康に暮らす(市民の健康づくり)							
	中項目 01 健康・医療				事業期間<開始・終了予定>			
	予算科目(コード) 款 04 項 01 目 01 細目 008 細々目 01				H 年度 ~ 年度			
事務事業概要	目的 <対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>			
	市民(成人)				がんの早期発見、早期治療により、市民の健康の保持増進を図る。			
	内容				実績・成果			
	1胃がん健診(30歳以上の市民) 2乳がん健診(40歳以上の市民(女性)) 3子宮がん検診(20歳以上の市民(女性)) 4大腸がん検診(40歳以上の市民) 5肺がん検診(30歳以上の市民) 6前立腺がん検診(55歳以上の市民(男性))				受診率 1胃がん検診 4.5% 2乳がん検診 15.1% 3子宮頸がん検診 11.6% 4大腸がん検診 5.0% 5肺がん検診 1.9% 胃がん、大腸がん、肺がんについては、受診率は並行であるが、平成21年度より実施された「女性特有のがん検診事業」により、乳がん、子宮頸がん検診については受診率が伸びている			
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>	
	直接事業費		千円	86,791	86,780	113,982	疾病予防対策事業等補助金	
	財源内訳	国庫支出金	千円	23,125	11,532	11,281		
		都支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他特定財源	千円					
一般財源		千円	63,666	75,248	102,701			
一般職員人件費		千円	6,800	6,800	6,800	疾病予防対策事業等補助金		
人工数		人	0.80	0.80	0.80			
再任用職員人件費		千円						
人工数		人				疾病予防対策事業等補助金		
総事業費		千円	93,591	93,580	120,782			
事務事業評価	個別評価(大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)							
	必要性	5		<判断理由>	妥当性	5		<判断理由>
	がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけ実施している。がんは、死亡原因第1位を占めているため、減少させるためには、検診受診率を上げることが重要であるため、定期的な検診受診が必要となる。検診受診により、早期にがんを発見し、適切な治療につなげていくためにも、がん検診事業は重要である。市民の意識も高く、例年定員枠を超える大幅な応募があり、必要性を感じる。							
	有効性	5		<判断理由>	効率性	5		<判断理由>
	検診受診者によるがんの早期発見により、適切な治療を行うことで医療費の削減につながっている。しかし、各がん検診ともに定員枠があり、希望者全員が受診できない現状があるため定員枠を拡大し、市民の健康増進を図りたい。							
	合計点数 (20点満点)	20点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>					
	健康あきしま21計画の目標値をクリアするためには、事業の拡充は当然必要となる。実施方法については若干の修正の必要もあるが、現状としてはベストであると考える。							
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	拡充						

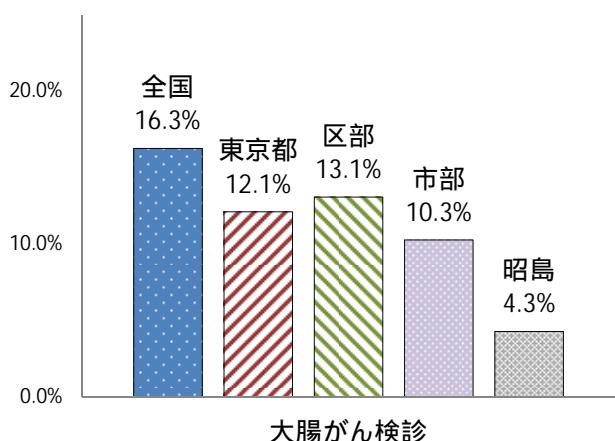
胃がん・肺がん検診の受診率の状況(平成20年度)



子宮がん・乳がん検診の受診率の状況(平成20年度)



大腸がん検診の受診率の状況 (平成20年度)



受診率 = 受診者数 / 対象者数

(対象者数 = 対象年齢者数 × 対象人口率)

受診率を比較する場合、統一的な算定方法が必要となる。そのため、東京都が対象年齢者について調査し、区市町村で実施する各がん検診の受診が必要な者の割合を算出し、対象人口率として示している。

資料: 東京都がん検診支援サイト「がん検診対象者数・受診者数・受診率(区市町村別)」

* 子宮頸がん検診は、原則として2年に1回行うこととしているが(がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針)、本市では毎年実施しているため、受診率は換算した数値としている。

がん検診事業実施状況(平成20～22年度)

	年度	定員数(人)	応募者数(人)	受診者数(人)	抽選もれ(人)
胃がん	20	1,600	1,701	1,502	0
	21	1,600	2,012	1,616	311
	22	1,800	2,504	1,621	672
肺がん	20	400	613	351	213
	21	400	939	329	539
	22	800	1,129	691	318
大腸がん	20	1,800	2,027	1,727	0
	21	1,800	2,427	1,906	527
	22	2,300	2,821	2,049	485
子宮頸がん	20	2,700	2,789	2,688	0
	21	2,700	2,850	2,511	0
	22	2,700	2,680	2,099	0
乳がん	20	900	967	923	0
	21	900	1,052	1,077	0
	22	1,000	979	761	0

子宮頸がんと乳がんについては、クーポン券による受診者数を除く

多摩26市 がん検診 自己負担制度導入状況 平成23年4月現在

(単位:円)

検診種別 自治体名	乳がん		子宮頸部がん		肺がん		大腸がん		胃がん		前立腺がん	
	自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額		自己負担額	
八王子	1,600円		700円		800円		700円		500円		500円	未実施
立川	1,000円		1,000円		1,000円		300円		900円		900円	未実施
武蔵野	1,000円											未実施
三鷹												
青梅	1,000円		500円		500円		200円		500円		500円	未実施
府中	2,000円											
昭島												
調布	1,500円											未実施
町田	2,800円		1,000円		1,200円		800円		800円		800円	1,000円
小金井	2,000円											未実施
小平	1,000円											未実施
日野	1,000円											
東村山	2,000円		1,000円		1,000円		500円		1,000円		1,000円	未実施
国分寺												未実施
国立	2,000円											未実施
福生	1,600円											
狛江	2,100円											未実施
東大和												
清瀬	2,000円		1,000円		1,000円		500円		1,000円		1,000円	
東久留米	1,000円		1,000円		2,000円		1,000円		500円		500円	未実施
武蔵村山												
多摩	2,500円											
稲城	2,380円		2,250円		未実施		460円		1,330円			
羽村	1,600円											未実施
あきる野	1,500円		1,500円		1,000円		300円		1,000円			300円
西東京												
自己負担のある 自治体数	20市		9市		8市		9市		9市		3市	
	1	2,800円	1	2,250円	1	2,000円	1	1,000円	1	1,330円	2	1,000円
	1	2,500円	1	1,500円	1	1,200円	1	800円	3	1,000円	1	300円
	1	2,380円	5	1,000円	4	1,000円	1	700円	1	900円		
	1	2,100円	1	700円	1	800円	2	500円	1	800円		
	5	2,000円	1	500円	1	500円	1	460円	3	500円		
	3	1,600円					2	300円				
	2	1,500円					1	200円				
自己負担のない 自治体数	6市		17市		17市 (稲城市を除く)		17市		17市		9市	

府中市の前立腺がんは、人間ドックの一項目として20歳以上について実施。人間ドックの負担額は16,000円又は11,000円

（5）青少年等交流センター管理運営

子ども家庭部子ども育成課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名				担当部署																				
	青少年等交流センター管理運営				部	子ども家庭部	課長	板野 浩二																	
					課	子ども育成課	担当	岡村 晃																	
					係	青少年係	電話	内線2254																	
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠<法令、要綱等>																		
	政策項目	03	人を育む (生涯学習の充実)				昭島市青少年等交流センター運営要綱																		
	大項目	02	青少年とともにあゆむ(青少年の育成)																						
	中項目	01	青少年の健全育成				事業期間<開始・終了予定>																		
	予算科目(コード)	款	10	項	04	目	02	細目	009	細々目															
									01	H 16 年度 ~ 年度															
事務事業概要	目的																								
	<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>																				
	青少年及びその保護者、青少年健全育成にかかわる団体(地域の者)も対象とする。(年齢制限は設けない)				青少年団体や青少年健全育成関係団体に活動場所を提供し活動の援助を行う。また、個人利用スペースを設けて青少年の居場所、交流の場とする。																				
	事業実施方法																								
	直接実施	業務委託(委託先:青少年等交流センター運営委員会(一部事業委託))																							
	補助金(補助先:)	その他()																							
	内容																								
	年末年始等を除き、午前9時から午後10時まで開館する。 団体利用は青少年団体や青少年健全育成関係団体を優先し、利用が無い場合は他団体も利用可。 個人で利用できる部屋とロビーを開放し、子どもや若者が気軽に集まれる交流の場を提供する。 利用者の増加と施設の周知を図るため、施設を利用する青少年を中心に組織する団体に、居場所づくり事業を委託している。																								
	細事業(主な事業内訳)			平成22年度決算額			備考(細事業内容についての補足)																		
	共済費:管理員社会保険料			300	千円																				
	賃金:臨時職員賃金			3,733	千円	4名によるシフト制 日中1名 夜間1名配置																			
	賃金:管理員賃金			1,481	千円	夜間管理員 1名																			
	賃金:管理員付加支給			473	千円																				
	需用費:消耗品費			87	千円																				
	需用費:光熱水費(電気料)			998	千円																				
	需用費:光熱水費(水道料)			10	千円																				
	需用費:光熱水費(ガス料)			75	千円																				
	需用費:光熱水費(下水道料)			6	千円																				
	需用費:施設修繕料			325	千円	外階段、高圧電気設備修繕等																			
	役務費:通信運搬費(電話料)			37	千円																				
	役務費:保険料			12	千円	施設所有者管理者賠償責任保険																			
	委託料:冷暖房設備保守委託			94	千円																				
	委託料:電気工作物保安委託			214	千円																				
	委託料:消防用設備点検委託			37	千円																				
	委託料:警備委託			212	千円																				
	委託料:清掃委託			1,029	千円																				
	委託料:青少年居場所づくり運営委託			100	千円	運営委員会による事業運営委託																			
	委託料:管理員健康診断委託			10	千円																				
	工事請負費:フェンス等設置工事			748	千円	平成21年度繰越明許費																			
	事業の必要性																								
	青少年団体が活動する場であるとともに、概ね25歳未満の青少年がいつでも自由に気軽に集まる場として設置している。学童クラブ、放課後子ども教室、児童センターなど児童を対象に健全育成を行う居場所づくり事業は充実しているが、18歳以上の青少年を対象とする施設は本施設だけであり、次代を担う青少年の健全育成の推進のため必要であると考える。																								
	関連事業																								
	青少年の利用できる施設としては児童センターがあるが、利用対象は18歳未満(高校生を除く)の児童だけとなっている。																								

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート

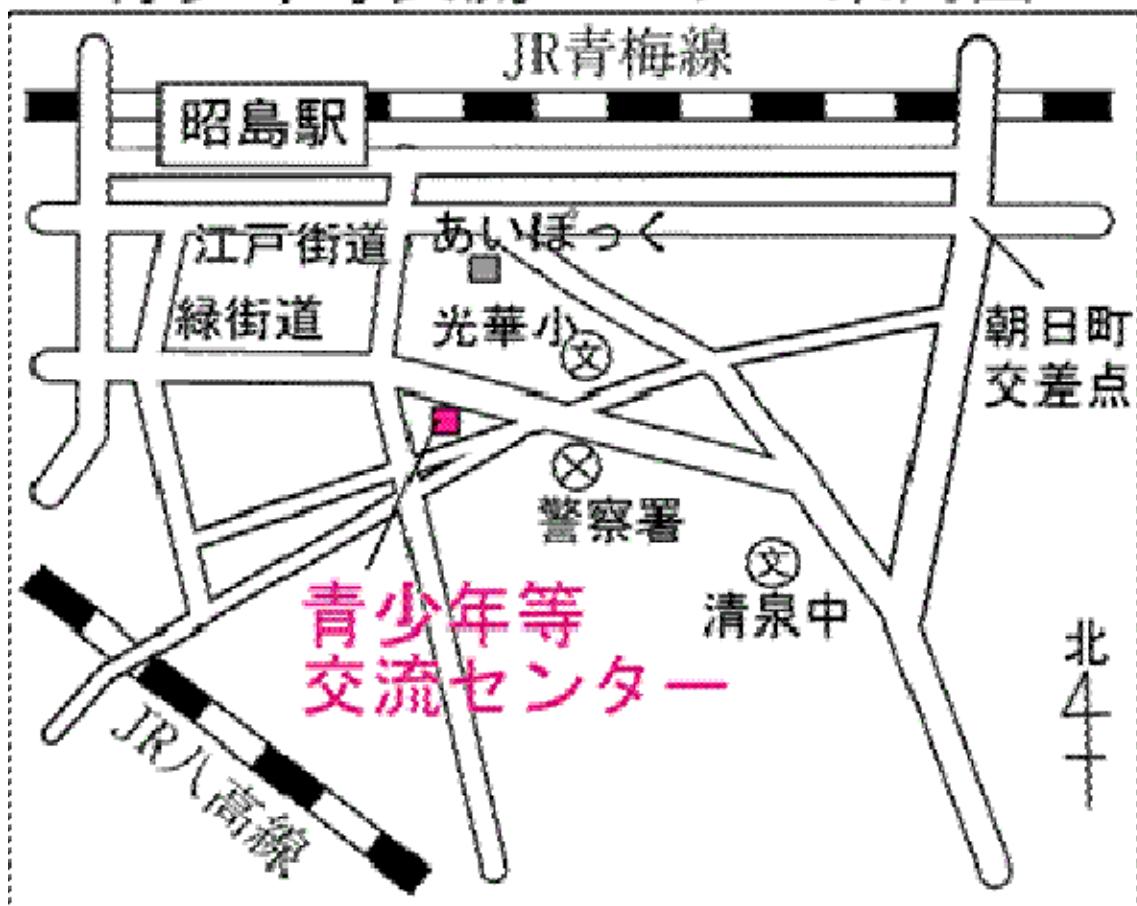
(平成22年度実施事業)

コスト		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算
コストと財源内訳	直接事業費	9,174 千円	9,981 千円	9,518 千円
	報酬	千円	千円	千円
	賃金	5,589 千円	5,687 千円	5,777 千円
	報償費	千円	千円	千円
	需用費	1,571 千円	1,501 千円	2,096 千円
	役務費	51 千円	49 千円	53 千円
	委託料	1,695 千円	1,696 千円	1,314 千円
	使用料及び賃借料	千円	千円	千円
	負担金、補助及び交付金	千円	千円	千円
	扶助費	千円	千円	千円
	その他	268 千円	1,048 千円	278 千円
	人件費	2,550 千円	2,550 千円	2,550 千円
	一般職員	0.3 人 2,550 千円	0.3 人 2,550 千円	0.3 人 2,550 千円
	再任用職員	0.0 人 0 千円	0.0 人 0 千円	0.0 人 0 千円
総事業費		11,724 千円	12,531 千円	12,068 千円
財源内訳				
		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算
事業の実績と成果	国庫支出金	0 千円	600 千円	0 千円
	(内容)		地域活性化・経済危機対策臨時交付金	
	都支出金	0 千円	千円	0 千円
	(内容)			
	その他特定財源	6 千円	6 千円	6 千円
課題	(内容) 行政財産使用料		行政財産使用料	行政財産使用料
	一般財源	11,718 千円	11,925 千円	12,062 千円
	財源合計	11,724 千円	12,531 千円	12,068 千円
	事業実績			
活動指標		平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成23年度(予定)
自己評価	開館日数	345 日	345 日	346 日
	来館者数	8,450 人	7,284 人	6,880 人
単位当たりコスト				
来館者数1人当たりコスト		1,387 円	1,720 円	1,754 円
成果				
児童・青少年の健全育成の成果を数値で評価することは困難性があるが、利用者の青少年を中心に組織する「青少年等交流センター運営委員会」が平成18年度に発足し、事業を企画・運営するなど青少年の自主性と行動力を育む場として一定の役割を果たしている。				
平成21年度 事業数6 実施回数9回 平成22年度 事業数9 実施回数16回				
平成23年度(予定) 事業数7 実施回数10回				
課題				
学童クラブ、放課後子ども教室の充実などにより、平成20年度をピークに利用者は減少傾向にある。施設も狭隘で老朽化も進んでおり設備も整っていないことから、魅力的な施設とはいえない。利用者も近隣の小中学校の生徒がその多くを占め、高校生以上の青少年の利用は個人・団体ともに少数である。耐震診断が平成26年度に予定されているので、その結果をもって今後の方向性について検討していく必要がある。				
比較参考値				
児童センターの来館者1人当たりのコスト 平成21年度 883円 平成22年度 806円 平成23年度(予定) 820円				
備考				

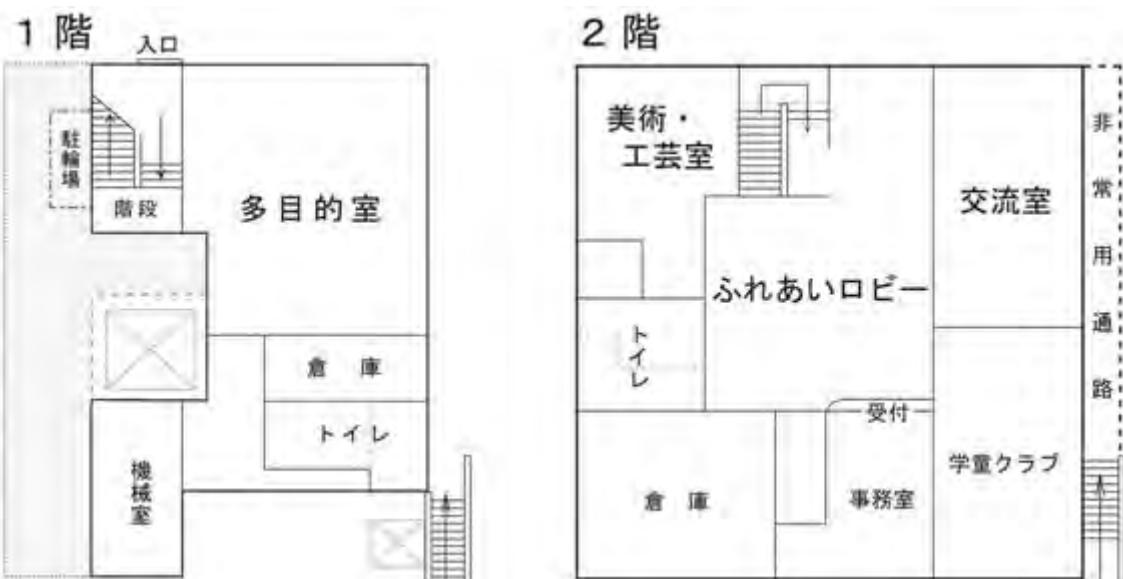
平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本 データ	事務事業名			担当部署								
	青少年等交流センター管理運営			部	子ども家庭部	課長	板野 浩二					
				課	子ども育成課	担当	岡村 晃					
				係	青少年係	電話	内線2254					
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目	03	人を育む(生涯学習の充実)									
	大項目	02	青少年とともにあゆむ(青少年の育成)									
	中項目	01	青少年の健全育成	事業期間<開始・終了予定>								
	予算科目(コード)	款	10	項	04	目	02					
	細目	009	細々目	01	H 16	年度	~					
事務 事業 概要	目的											
	<対象は誰、何か>			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>								
	子どもや若者を中心に、地域の方(大人)も対象とする。(年齢制限は設けない)			青少年団体や青少年健全育成関係団体に活動場所を提供し、活動の援助を行う。また、個人利用スペースを設けて青少年の居場所、交流の場とする。								
	内容			実績・成果								
	年末年始等を除き、午前9時から午後10時まで開館する。 団体利用は青少年団体や青少年健全育成関係団体を優先し、利用が無い場合は他団体も利用可。 個人で利用できる部屋とロビーを開放し、子どもや若者が気軽に集まれる交流の場を提供する。 利用者の増加と施設の周知を図るため、施設を利用する青少年を中心に組織する団体に居場所づくり事業を委託している。			平成16年の開館以来、利用者は着実に増加してきた。特に、利用者の青少年を中心に組織する「あい・ランド運営委員会」が発足し、各種事業を実施することにより施設の周知と利用者増に貢献している。								
				利用実績								
				平成16年度	2,282人	平成20年度	9,516人					
				平成17年度	5,885人	平成21年度	8,450人					
				平成18年度	7,371人	平成22年度	7,284人					
				平成19年度	8,738人							
事務 事業 評価	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費		千円	9,174	9,981	9,518	経済危機対策臨時交付金 行政財産使用料					
	財 源 内 訳	国庫支出金	千円									
		都支出金	千円		600							
		地方債	千円									
		その他特定財源	千円	6	6	6						
		一般財源	千円	9,168	9,375	9,512						
	一般職員人件費		千円	2,550	2,550	2,550						
	人工数		人	0.30	0.30	0.30						
	再任用職員人件費		千円									
	人工数		人									
事務 事業 評価	総事業費		千円	11,724	12,531	12,068						
	個別評価(大いにある5、概ねある4、どちらかというとある3、あまりない2、ない1)											
	必要性	3		<判断理由>		妥当性	4		<判断理由>			
	青少年団体が活動する場の確保とともに、青少年がいつでも自由に、気軽に集える場所が必要である。市内において青少年のための施設としては児童センターがあるが、利用対象は18歳以下の児童だけであり、概ね25歳までを対象とする本施設は、青少年の健全育成の推進のため必要であると考える。					利用者の大半を占めるのは小学生であり、夏休み・冬休み・春休み等を除き、午後2時以降を中心に利用されていることから、現在は正規職員ではなく臨時職員が管理運営にあたっている。利用者1人あたりの経費は平成21年度1,387円、平成22年度1,720円と児童センターより高くなっているので、委託の導入を検討する必要もあると考える。						
	有効性	3		<判断理由>		効率性	3		<判断理由>			
	開館以来、順調に利用者が増加してきたが、平成20年度をピークに21、22年度と減少している(21年度は新型インフルエンザの影響によるもの)。学童クラブの充実や放課後子ども教室の全校開設により利用者数が減少しているものであると考えるが、施設や設備についても青少年にとって魅力的なものであるとは言えず、今後の方向性について検討する必要がある。					狭隘かつ老朽化している施設であり、設備も整っていないことから、高校生以上の『若者』の利用は個人・団体とも少数である。青少年が利用したくなるような魅力ある施設にするべきであるが、妥当性、有効性より、当面は児童センター同様の開館時間にするなどして、効率的な運営を図ることを検討したい。						
	合計点数 (20点満点)	13点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>									
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持	狭隘で老朽化(昭和48年建築)した建物であるうえに、特徴となる設備もなく、青少年が魅力を感じる施設ではない。多くの青少年に利用してもらうためには改修整備が必要であると考えるが、将来に向けた利用計画を明確にし、今後の方向性について検討することが必要である。									

▼青少年等交流センター案内図



館内平面図



館内写真

1階正面玄関



ふれあいロビー (2 階)



多目的室 (1 階)



美術工芸室 (2 階)



（6）ごみ減量化・資源化事業

環境部清掃センター・ごみ対策課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート (平成22年度実施事業)

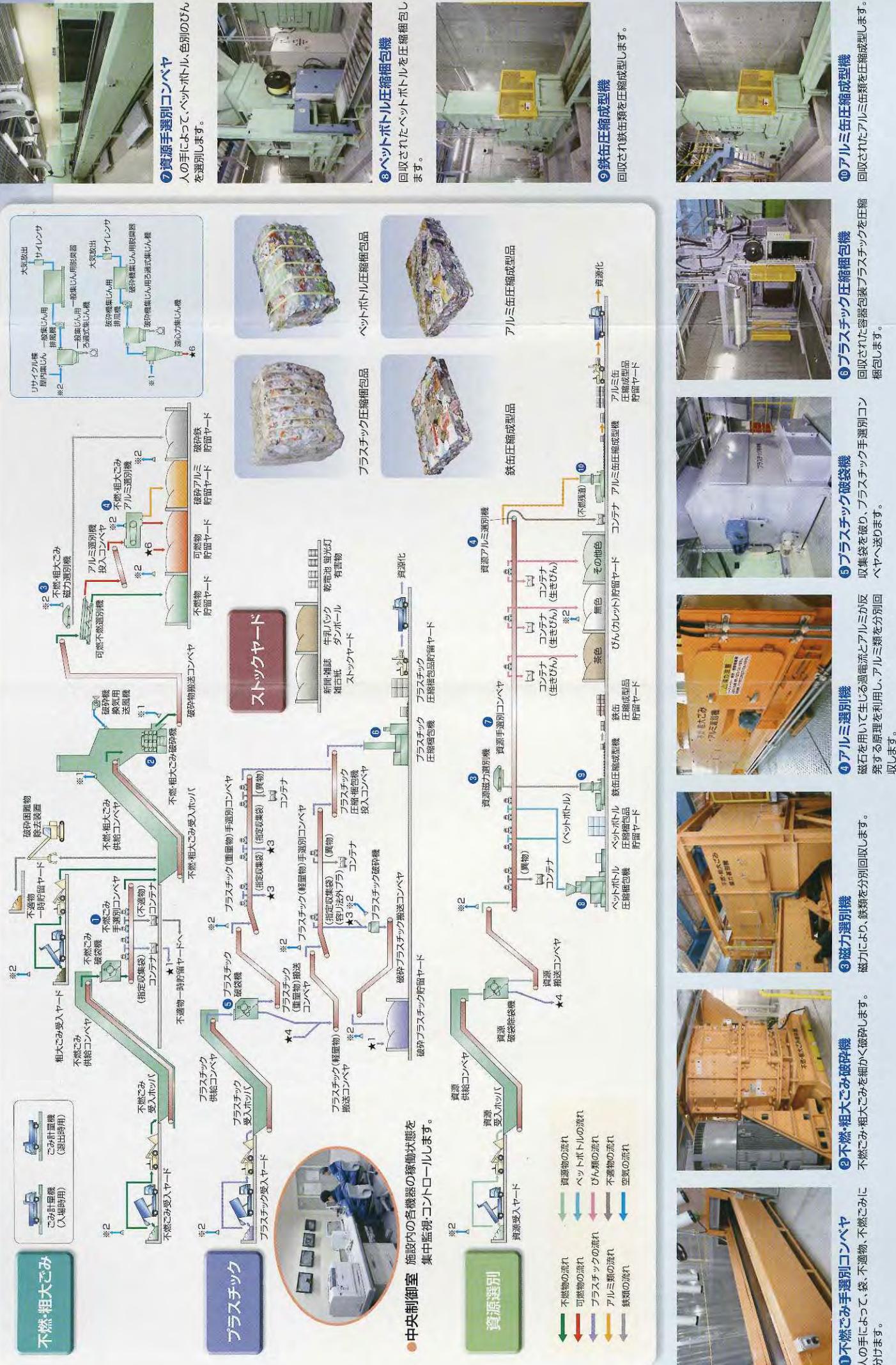
基本 データ	事務事業名				担当部署					
	ごみ減量化・資源化事業				部	環境部	課長	鳥海 稔		
					課	清掃センター	担当	栗田 祐二		
					係	業務係	電話	内線2299		
	第4次総合基本計画における位置付け								実施根拠<法令、要綱等>	
	政策項目 04 環境を守る（循環型社会の形成）								昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	
	大項目 01 まちの環境を保つ（環境の保全）								事業期間<開始・終了予定>	
	中項目 02 ごみ処理								年度～年度	
	予算科目（コード） 款 04 項 02 目 02 細目 005 細々目 01									
	目的 <対象は誰、何か> <対象をどのような状態にすることを意図しているか> 市民等が排出するごみ ごみの減量化と資源化を図る。									
事務 事業 概要	事業実施方法 直接実施 業務委託（委託先：原島組・財団法人日本容器包装リサイクル協会・市川環境エンジニアリング・株）埼玉ヤマゼン・比留間運送（株） 補助金（補助先： ） その他（ ）									
	内容 資源回収奨励金の交付、資源ごみ選別業務、廃プラスチック資源化処理、不燃物等資源化処理、焼却残さ資源化処理、せん定枝リサイクル処理など。 平成22年度までは清掃センターの所管であったが、環境コミュニケーションセンターの設置に伴い、平成23年度から新設のごみ対策課が所管することになった。									
	細事業（主な事業内訳）		平成22年度決算額		備考（細事業内容についての補足）					
	報償費：資源回収奨励金		19,321 千円		市民団体が集めた資源ごみ回収量に対して支払う奨励金					
	需用費：印刷製本費		5,870 千円		資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方					
	委託料：資源ごみ選別業務委託		57,388 千円		容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物に選別するための事業					
	委託料：資源ごみ搬出委託		573 千円		容器包装リサイクル法に規定するガラス瓶及びペットボトルに係る分別基準適合物のうち、市町村負担分の再商品化の業務及び特定事業者負担分の引き渡し業務					
	委託料：廃プラスチック資源化処理委託		121,157 千円		プラスチック系ごみを固形燃料・発電用燃料等にするための、搬送から処理までの業務委託					
	委託料：不燃物等資源化処理委託		245 千円		家電リサイクル法による4品目以外の小型廃家電製品の運搬処理の業務					
	委託料：ごみ収集カレンダー配布委託		2,443 千円		資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方における配布委託					
委託料：焼却残さ資源化処理委託		26,399 千円		焼却残さを人口砂として資源化する業務及び運搬委託						
委託料：せん定枝リサイクル処理委託		1,403 千円		清掃センターに搬入されたせん定枝を業者委託によりリサイクル（人工軽量土壌・家畜の飼料等・堆肥化）処理する						
負担金、補助及び交付金：生ごみ処理機器購入費補助金		914 千円		生ごみ処理機購入費補助						
		千円								
		千円								
		千円								
		千円								
事業の必要性 「循環型のまちづくり」を目指す上では、技術的・財政的に可能な範囲で、さらなる資源化を推進していくことが必要である。 埋め立てるごみの減量につなげるため、ごみ・資源の分別の徹底を図ることが必要である。										
関連事業										

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト					
			平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	
	直接事業費		236,366 千円	235,713 千円	702,431 千円	
	報酬		千円	千円	千円	
	賃金		千円	千円	千円	
	報償費		19,466 千円	19,321 千円	22,000 千円	
	需用費		1,871 千円	5,870 千円	300 千円	
	役務費		千円	千円	千円	
	委託料		214,029 千円	209,608 千円	398,974 千円	
	使用料及び賃借料		千円	千円	千円	
負担金、補助及び交付金		1,000 千円	914 千円	280,857 千円		
扶助費		千円	千円	千円		
その他		0 千円	0 千円	300 千円		
人件費		35,700 千円	35,700 千円	35,700 千円		
一般職員	4.2 人	35,700 千円	4.2 人	35,700 千円	4.2 人	35,700 千円
再任用職員	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
総事業費		272,066 千円	271,413 千円	738,131 千円		
財源内訳						
事業の実績と成果		平成21年度決算		平成22年度決算	平成23年度予算	
	国庫支出金		0 千円	0 千円	0 千円	
	(内容)					
	都支出金		0 千円	0 千円	0 千円	
	(内容)					
	その他特定財源		214,029 千円	209,608 千円	322,154 千円	
	(内容)	ごみ処理手数料、清掃センター等有価物売却代金、日本容器包装リサイクル協会配分金				
	一般財源	58,037 千円	61,805 千円	415,977 千円		
	財源合計	272,066 千円	271,413 千円	738,131 千円		
	事業実績					
課題	活動指標	平成21年度（実績）	平成22年度（実績）	平成23年度（予定）		
	集団回収量	1,848,909 kg	1,833,256 kg	1,926,364 kg		
	焼却残さ資源化処理量	742 t	840 t	800 t		
	せん定枝リサイクル処理量	58,100 kg	44,530 kg	80,000 kg		
	単位当たりコスト					
	市民1人当たり資源化コスト	2,412 円	2,392 円	6,496 円		
自己評価	成果（成果指標があれば、指標の推移も記入すること）					
	集団回収においては、リサイクルしやすい良質な資源を回収することに加え、市民のリサイクル意識の高揚や地域コミュニティの醸成につながっている。					
	集団回収団体交付数と集団回収量の推移					
	平成21年度 101団体 1849 t 平成22年度 101団体 1833 t					
比較参考値	資源化の促進					
	集団回収の促進					
	ごみ・資源の分別排出の徹底					
備考	環境コミュニケーションセンターの整備によるプラスチック製容器包装の再商品化					
	将来的な資源化方策についての検討					
	資源回収団体の減少について、市民に循環型まちづくり・地域コミュニティを広くアピールしていく必要があると感じている。					
	市民等に資源・ごみ収集カレンダー、資源とごみの分け方出し方を発行し、ごみ・資源の分別の徹底を図った。					
	平成23年度に環境コミュニケーションが整備され、さらなる資源化の実施を図っていく必要がある。					

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名					担当部署									
	ごみ減量化・資源化事業					部	環境部	課長	鳥海 稔						
						課	清掃センター	担当	栗田 祐二						
						係	業務係	電話	内線2299						
	第4次総合基本計画における位置付け					実施根拠<法令、要綱等>									
	政策項目 04 環境を守る(循環型社会の形成)					昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例									
	大項目 01 まちの環境を保つ(環境の保全)					事業期間<開始・終了予定>									
	中項目 02 ごみ処理														
	予算科目(コード)	款	04	項	02	目	02	細目	005						
	細々目	01					年度～	年度							
事務事業概要	目的														
	<対象は誰、何か>					<対象をどのような状態にすることを意図しているか>									
	市民等が排出するごみ					ごみの減量化と資源化を図る。									
	内容					実績・成果									
	資源回収奨励金 資源ごみ選別業務 廃プラスチック資源化処理 不燃物等資源化処理 焼却残さ資源化処理 せん定枝リサイクル処理					資源回収奨励金 19,320,571円 交付団体101団体、交付件数417件 資源ごみ量1,750.89t 缶(スチール・アルミ)、BIN(生BIN、白、茶、緑、黒、その他)、ペットボトルを選別 固形燃料化資源ごみ処理量 545.31t 廃プラスチック処理量 1,792.40t 白色トレー処理量 660kg 焼却残さ資源化量 839.99t せん定枝リサイクル処理量 44,530kg									
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>								
	直接事業費		千円	236,366	235,713	702,431	ごみ処理手数料等								
	財源内訳	国庫支出金	千円												
		都支出金	千円												
		地方債	千円												
		その他特定財源	千円	214,029	209,608	322,154									
		一般財源	千円	22,337	26,105	380,277									
事務事業評価	一般職員人件費		千円	35,700	35,700	35,700									
	人工数		人	4.20	4.20	4.20									
	再任用職員人件費		千円												
	人工数		人												
	総事業費		千円	272,066	271,413	738,131									
	個別評価(大いにある5、概ねある4、どちらかというとある3、あまりない2、ない1)														
	必要性	5		<判断理由>		妥当性	5		<判断理由>						
	集団回収は、リサイクルしやすい良質な資源を回収することに加え、市民のリサイクル意識の高揚や地域コミュニティの醸成につながっている。					市民等から排出される際に、ごみの分別が徹底されていることが最適であるが、100%の実現は不可能である。収集後分別していくことは、現状ではやむを得ない。なお、収集後の分別等については委託化が計られている。									
	有効性	4		<判断理由>		効率性	4		<判断理由>						
	ごみの減量化・資源化は、着実に進んでいる。					資源化を進めるためには、一定のコストが必要となるが、「資源循環型のまちづくり」を推進するなかにあっても、費用対効果の検証を怠ることなく、事業の効率性の確保に努めていく必要がある。									
	合計点数 (20点満点)	18点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>												
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	拡充	平成23年度には環境コミュニケーションセンターが整備され、さらなる資源化の推進が図られる。また、良質な資源を回収するうえで資源回収団体の増加に向けた取組みも必要となっている。												



平成22年度 多摩地域市町村のごみ量等一覧

市町村	人口	t/年	家庭ごみ量	事業系ごみ量	資源	1人1日当たり	1人1日当たり	合計	g/日	g/日	資源化率	総資源化率	一人当たり
八王子市	563,253	76,079	35,897	29,131	590,1	187.9	778		52.8	28.5		33.1	830.7
立川市	178,561	25,414	11,522	11,734	609,2	210.1	819.3		67.5	31.4		36.6	886.8
武蔵野市	138,294	21,332	9,562	11,020	695,5	189.4	884.9		65.3	33.8		38.3	950.2
三鷹市	179,811	22,531	5,261	13,465	606,7	80.2	686.9		55.6	41.4		45.8	742.4
青梅市	139,932	23,090	5,778	6,163	638	136.7	774.7		90.7	28.4		35.9	865.4
府中市	251,396	28,821	8,759	15,658	537,3	95.5	632.8		79.3	36.2		43.3	712.1
昭島市	113,697	17,375	5,697	7,109	633,9	143.6	777.5		44.2	33.6		37.1	821.6
調布市	221,441	26,511	4,309	19,534	635,6	53.3	688.9		55.4	46.7		50.6	744.4
町田市	424,669	63,995	23,685	19,488	581,9	183.2	765.1		73.3	26.1		32.5	838.4
小金井市	115,351	13,387	752	7,486	603,3	18.1	621.4		32.5	49.1		51.7	653.9
小平市	184,216	29,448	3,953	10,138	682,3	64	746.3		34.5	32.2		35.2	780.7
日野市	177,700	21,656	5,540	10,307	595,9	101.6	697.5		25.9	34.2		36.6	723.4
東村山市	153,278	20,295	5,260	9,522	578,1	110.3	688.4		55.6	38.7		43.3	744
国分寺市	117,773	16,954	3,131	8,179	664,3	73.1	737.4		55.3	37		41.4	792.7
国立市	74,623	11,328	2,874	4,471	657,6	112.5	770.1		53.5	29.2		33.8	823.5
福生市	60,149	10,052	1,554	4,003	690,8	81.5	772.3		65.5	31.7		37	837.7
狛江市	77,142	12,105	1,800	4,709	645,6	63.9	709.5		53.2	32.5		37.2	762.7
東大和町	83,928	14,477	1,898	5,275	679,9	77.2	757.1		32	34		36.7	789.1
清瀬市	74,055	10,450	2,028	3,947	587,5	76.2	663.7		50.9	32.8		37.6	714.6
東久留米市	116,785	17,827	4,047	5,888	612	96.6	708.6		90.9	30.1		38.1	799.5
武蔵村山市	71,611	12,671	1,731	4,508	710,5	69.5	780		29.2	33		35.4	809.1
多摩市	147,592	22,191	9,973	6,934	586,2	193.4	779.6		87.4	27.6		34.9	866.9
稲城市	84,442	13,535	3,041	3,575	611,9	99.8	711.7		71	25.9		32.6	782.7
羽村市	57,746	8,903	2,311	4,539	666,6	127.2	793.8		54	33.7		37.9	847.8
あきる野市	81,852	14,818	0	4,903	795,8	0	795.8		69.6	20.3		26.7	865.4
西東京市	195,305	23,911	6,306	13,568	577,4	89	666.4		47.1	37.6		41.8	713.5
瑞穂町	34,277	5,732	1,788	2,878	729,4	167.9	897.3		32.7	33.3		35.6	930.1
日の出町	16,503	3,203	0	463	760,7	0	760.7		94.5	10.8		20.7	855.1
檜原村	2,704	470	0	193	837,9	0	837.9		28.4	23.8		26.3	866.3
奥多摩町	6,239	1,165	584	462	751,3	303.4	1054.7		23.7	27.8		29.4	1078.5
合計	4,144,325	589,726	169,041	249,250	19553,2	3205,1	22758,3		1671,5	961,4		1103,1	
平均	138,144	19,658	5,635	8,308	651,77	118,71	758,61		55,72	32,05		36,77	

（7） 交通機関対策等事業

都市整備部交通対策担当

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート (平成22年度実施事業)

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト						
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算
	直接事業費		41,443	千円	42,692	千円	43,789 千円
	報酬			千円		千円	千円
	賃金			千円		千円	千円
	報償費			千円		千円	千円
	需用費		100	千円	100	千円	113 千円
	役務費			千円		千円	千円
	委託料		699	千円	699	千円	700 千円
	使用料及び賃借料		2,119	千円	2,368	千円	2,451 千円
	負担金、補助及び交付金		38,525	千円	39,525	千円	40,525 千円
	扶助費			千円		千円	千円
	その他		0	千円	0	千円	0 千円
人件費			3,400	千円	3,400	千円	4,250 千円
一般職員		0.4 人	3,400	千円	0.4 人	3,400	千円
再任用職員		0.0 人	0	千円	0.0 人	0	千円
総事業費			44,843	千円	46,092	千円	48,039 千円
財源内訳							
		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算	
国庫支出金		0	千円	0	千円	0 千円	
(内容)							
都支出金		7,500	千円	7,500	千円	625 千円	
(内容)	地域福祉推進区市町村包括補助金			地域福祉推進区市町村包括補助金		地域福祉推進区市町村包括補助金	
その他特定財源		0	千円	0	千円	0 千円	
(内容)							
一般財源		37,343	千円	38,592	千円	47,414 千円	
財源合計		44,843	千円	46,092	千円	48,039 千円	
事業実績							
活動指標	平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(予定)		
年間運行日数	365	日	359	日	365	日	
1日当たり運行便数	(北) 5 (東) 8 (西) 13	便	(北) 5 (東) 8 (西) 13	便	(北) 5 (東) 8 (西) 13	便	
年間利用者数	145,741	人	146,773	人	147,000	人	
単位当たりコスト							
利用者1人当たり経費(運賃収入除く)	313	円	315	円	320	円	
成果(成果指標があれば、指標の推移も記入すること)							
交通不便地域の解消を図り、高齢者等の交通手段を持たない市民の足の確保及び利便性向上に寄与している。							
民間既存バス路線については、引き続き市民の利便性向上のため努力する。また、コミュニティバスは、その運営状況(運行経費圧縮、路線の再編等)について引き続き検討を進めていく。							
自己評価	コミュニティバスが地域に定着するにつれ、導入当初の意義・目的に加えて、「日常生活の移動手段の確保」に対するニーズが高まっている。また、生活環境の変化等、多様なニーズに対応した運行計画の検討が必要である。						
比較参考値	別紙(各市コミュニティバス収支及び補助金の状況)						
備考							

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本 データ	事務事業名				担当部署						
	交通機関対策等事業				部	都市整備部	課長	江沢 秀也			
					課	交通対策担当	担当	江沢 秀也			
					係		電話	内線2561			
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>						
	政策項目 05 うるおいのあるまちを築く (質の高い都市基盤整備)				昭島市コミュニティバス運行						
	大項目 02 魅力あるまちをつくる(市街地の整備)				事業補助金交付要綱						
	中項目 01 公共交通				事業期間<開始・終了予定>						
	予算科目(コード) 款 02 項 01 目 01 細目 009 細々目 01				年度 ~ 年度						
	目的										
<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>							
市民全般				市内の公共交通不便地域の解消し、利便性の向上を図る。							
事務 事業 概要	内容				実績・成果						
	市のコミュニティバス(Aバス)など採算が取れないバス路線の運行事業者に補助金を交付し、安定したバス運行を確保する。また、既存バス路線のルート見直しによる交通不便地域の解消を図る。補助金は、バス運行に要する補助対象経費(人件費、燃料油脂費、車両修繕費等)の総額から、収入(運賃)を控除した額を限度に交付するもの。				既存バス路線は、市民生活の重要な交通手段であり、高齢社会を迎える充実を求める市民要望が強く、コミュニティバスの利用者については平成21年度145,741人、平成22年度146,773人と1,032人増加している。						
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>				
	直接事業費		千円	41,443	42,692	43,789	地域福祉推進区市町村包括補助金(生活福祉課)				
	財 源 内 訳	国庫支出金	千円								
		都支出金	千円	7,500	7,500	625					
		地方債	千円								
		その他特定財源	千円								
		一般財源	千円	33,943	35,192	43,164					
		一般職員人件費	千円	3,400	3,400	4,250					
人工数		人	0.40	0.40	0.50						
再任用職員人件費		千円									
人工数	人										
総事業費	千円	44,843	46,092	48,039							
事務 事業 評価	個別評価(大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)										
	必要性	4		<判断理由>		妥当性	4		<判断理由>		
	バス運行は、採算面で厳しいため増線等の現状になく、逆に規制緩和による既存バス路線の撤退が懸念されている。				一方、市民要望としては、核家族化、高齢化による高齢者の外出機会確保のため、バス路線の必要性に対する要望が強くなると思われる。					バス交通は、公共交通機関を担う民間バス会社の運行を基本とするが、民間事業者では採算面で厳しいという理由から交通の空白地域が発生している。この地域へコミュニティバスを導入することには一定の妥当性がある。	
	有効性	4		<判断理由>		効率性	2		<判断理由>		
	コミュニティバスの利用者については平成21年度145,741人、平成22年度146,773人と1,032人増加している。				平成20年5月に新設した北ルートの運行により、コミュニティバス運行事業者の損失が大幅に増加し、運行を維持することが困難となっていることから補助金額は年々増加している。						
	合計点数 (20点満点)	14点	評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>								
	現状維持とするが、民間バス路線については引き続き市民の利便向上のため努力をする。また、コミュニティバスはその運営状況(運行経費圧縮、ルート再編)について引き続き検討を進めていく。										
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	現状維持									

昭島市コミュニティバス事業（運行）

1. 運行開始時期 平成 13 年 12 月 1 日（東・西ルート）
平成 20 年 5 月 10 日（北ルート）
2. 利用対象者 誰でも可
3. 運行ルート 東・西・北ルート
東ルート 循環 13.45km
西ルート 循環 7.05km、9.00km（市役所経由）
北ルート 循環 19.0 km
ルート、バス停留所位置、名称（別紙資料 1 による）
4. 運行車両 東・西・北ルート各々小型バス 1 台で運行する。
点検、故障等により前記車両が使用できない場合は、立川バスで代替車を用意し運行に支障のないよう措置する。
5. 運行時間 運行時刻表（別紙資料）
年間通して運行する。
台風、雪、事故等による突発的な運行時間の変更等は立川バスの判断によるものとし、その旨速やかに市都市整備部交通対策担当に報告することとする。
6. 運賃等 小学生以上一律 100 円とする。
回数券（1000 円で 11 回分）1 日乗車券（300 円で 1 日乗り放題）を用意する。
上記以外（IC カード乗車券、バス共通カード、東京都シルバーパス、他の路線定期乗車券等）は使用不可とする。
車内広告等の活用を図る。
7. 運行形態 本事業にかかわる基本的事項（運行時間、運賃、経費負担等）については昭島市、立川バス双方で協議するものとし、必要事項について協定書を締結する。
立川バスはバスの運行、運営並びに運行許認可等、関係機関への諸手続きを行う。
8. 運行準備 本事業に必要なものについては、昭島市と協議のうえ、運行経費に含め立川バスで措置する。
9. 車椅子対応 車椅子 2 台分については、優先乗車とする。
車椅子の乗車にあたっては、バス乗務員が補助する。
10. 利用者への対応 立川バスは利用者に対して、親切、丁寧をモットーに利用しやすい環境づくりに務める。

Aバス収支状況

年度	A 運行経費	B 運賃収入	C 収支 (B - A)	D 補助金額	E 差引収支と 補助金の差 (C + D)	F 利用者数
13	12,624,839	2,625,911	9,998,928	9,998,928	0	23,390
14	33,964,393	11,054,509	22,909,884	22,909,884	0	113,671
15	32,857,478	11,422,781	21,434,697	21,434,697	0	120,498
16	32,451,287	11,339,761	21,111,526	21,111,526	0	118,946
17	32,922,115	11,006,238	21,915,877	21,915,877	0	116,081
18	34,983,442	11,781,876	23,201,566	22,299,545	902,021	123,920
19	35,330,762	12,402,891	22,927,871	22,000,000	927,871	131,817
20	55,196,674	12,732,158	42,464,516	35,000,000	7,464,516	145,807
21	58,096,986	12,437,856	45,659,130	36,000,000	9,659,130	145,741
22	58,592,037	12,307,550	46,284,487	37,000,000	9,284,487	146,773

東西ルートは、平成13年12月から運行開始

北ルートは、平成20年5月から運行開始

Aバス利用状況

平成13年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
10,054	116	10,170	13,201	19	13,220				23,255	135	23,390

平成14年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
45,130	886	46,016	67,577	78	67,655				112,707	964	113,671

平成15年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
47,304	647	47,951	72,300	247	72,547				119,604	894	120,498

平成16年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
45,128	614	45,742	72,784	420	73,204				117,912	1,034	118,946

平成17年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
43,963	348	44,311	71,566	204	71,770				115,529	552	116,081

平成18年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
45,900	229	46,129	77,647	144	77,791				123,547	373	123,920

平成19年度

東ルート			西ルート						合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計
49,905	222	50,127	81,575	115	81,690				131,480	337	131,817

平成20年度

東ルート			西ルート						北ルート			合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計	乗車人数	車椅子	合計
49,434	67	49,501	80,619	177	80,796	15,502	8	15,510	145,555	252	145,807			

平成21年度

東ルート			西ルート						北ルート			合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計	乗車人数	車椅子	合計
47,039	34	47,073	77,040	94	77,134	21,527	7	21,534	145,606	135	145,741			

平成22年度

東ルート			西ルート						北ルート			合計		
乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	小計	乗車人数	車椅子	合計	乗車人数	車椅子	合計
46,818	51	46,869	75,633	136	75,769	24,109	26	24,135	146,560	213	146,773			

各市コミュニティバスの収支及び補助金の状況（平成22年度）

自治体名	路線数 (本)	運行経費(円)	運賃収入(円)	収支(収入 - 経費) (円)	補助金額(円)	差引収支と補助金の差 (円)	利用者一人当たり経費 (円)	営業係数	利用者数(人)	運賃(円)
1 八王子	3	52,211,032	13,307,465	38,903,567	38,903,567	0	216	392	179,966	100,170
2 立川	3	71,707,770	24,816,632	46,891,138	46,891,138	0	176	289	266,701	200
3 武蔵野	6+2	288,290,261	238,515,484	49,774,777	48,517,619	1,257,158	19	121	2,585,690	100
4 三鷹	4	67,074,676	78,089,890	11,015,214	0	11,015,214	24	86	463,708	200
5 府中	5	243,773,124	159,484,621	84,288,503	84,288,000	503	51	153	1,637,720	100
6 昭島	3	58,592,037	12,307,550	46,284,487	37,000,000	9,284,487	315	476	146,773	100
7 調布	3	44,783,868	36,754,405	8,029,463	8,029,000	463	11	122	758,303	200
8 町田	2+2	100,504,203	110,295,091	9,790,888	11,600,000	21,390,888	11	91	879,190	170,190
9 小金井	5	122,823,639	102,155,511	20,668,128	33,610,256	12,942,128	20	120	1,055,057	100
10 小平	1	56,758,719	33,037,550	23,721,169	23,721,169	0	99	172	239,397	150
11 日野	8	314,984,583	124,398,073	190,586,510	74,400,000	116,186,510	150	253	1,269,827	170 ~ 470
12 東村山	4	86,973,678	39,873,047	47,100,631	44,866,886	2,233,745	109	218	431,245	100
13 国分寺	4	92,481,607	92,545,733	64,126	31,149,844	31,213,970	0	100	965,184	100
14 国立	2	57,910,798	23,535,320	34,375,478	34,375,478	0	129	246	266,029	170
15 狛江	2	37,293,322	20,708,703	16,584,000	16,584,000	619	119	180	139,302	200
16 東大和	1	51,471,926	12,095,956	39,375,970	39,375,970	0	312	426	126,218	100
17 清瀬	1	29,825,141	12,702,114	17,123,027	17,123,027	0	178	235	96,207	150
18 武蔵村山	4	165,648,500	31,188,040	134,460,460	85,000,000	49,460,460	556	531	241,677	170 ~ 440
19 多摩	2	114,195,305	70,378,641	43,816,664	43,810,000	6,664	76	162	576,700	170 ~ 450
20 稲城	4	68,322,000	69,410,000	1,088,000	0	1,088,000	3	98	382,182	170
21 羽村	3	52,388,000	10,775,000	41,613,000	41,613,000	0	344	486	120,958	100
22 あきる野	2	12,678,000	3,190,000	9,488,000	9,488,000	0	276	397	34,427	100
23 西東京	4	224,192,781	121,281,805	102,910,976	102,910,976	0	79	185	1,303,078	100

青梅市、福生市、東久留米市の3市は運行未実施



Aバス時刻表

ご自宅近くのAバス停留所をご確認ください

A Bus

へ北ルート 中神駅北口～掘向方面

へ西ルート 昭島駅南口～保健福祉センター方面

時刻	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
バス停名												
中神駅北口	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00	00
平畠整形外科	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01	01
小町駐車場	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
仲町公園北	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03	03
昭島病院前	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06	06
新生会	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09	09
東昭和郷	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新生公園前	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
日本航空電子工業	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
日本電子	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
新畠交差点北	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
新畠交差点南	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
文化自治会館	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
朝日町交差点	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
昭和町連絡所	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
保健福祉センター	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
昭島駅南口商店街	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
昭島駅南口	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
松原高齢者センター	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
第四住宅	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
拝島第二小学校	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
拝島上水橋	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
堀向	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
堀向児童遊園	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
クリエールヤマナカ	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
上水南第二公園	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
上水南第一公園	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
昭和飛行機工業昭島寮	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
美堀町四丁目	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
松原高齢者センター	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02	02
昭島駅南口	40	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
昭島駅南口商店街	41	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
保健福祉センター	42	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
昭和町連絡所	43	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
朝日町交差点	44	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
昭島市区画整理課	47	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
市立武蔵野会館	48	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
中神駅北口	53	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
平畠整形外科	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
エビスビル	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
会津鉄工業	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
日本マイクロコーティング東	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
中野スプリング北	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
キャッスル昭島	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
うしお病院	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
武蔵野学童クラブ	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
日本電子	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
新畠交差点北	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
市立武蔵野会館	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
中神駅北口	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55

へ東ルート 昭島駅南口～東中神駅方面

へ東ルート 東中神駅～松原高齢者センター方面

時刻	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
バス停名													
昭島駅南口	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20	50	20
昭島駅南口商店街	21	51	21	51	21	51	21	51	21	51	21	51	21
保健福祉センター	22	52	22	52	22	52	22	52	22	52	22	52	22
昭和町連絡所	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23	53	23
朝日町交差点	24	54	24	54	24	54	24	54	24	54	24	54	24
昭島市水道部	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26	56	26
朝日町中央通り商店会	27	57	27	57	27	57	27	57	27	57	27	57	27
中神駅	29	59	29	59	29	59	29	59	29	59	29	59	29
中神駅南	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30
馬頭尊	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31	01	31
中神坂交差点	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34	04	34
和田橋交差点	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35	05	35
多摩大橋北詰	36	06	36	06	36	06	36	06	36	06	36	06	36
多摩大橋交番	39	09	39	09	39	09	39	09	39	09	39	09	39
福島中学校北	39	09	39	09	39	09	39	09	39	09	39	09	39
新道福島	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40	10	40
昭島郷地郵便局	41	11	41	11	41	11	41	11	41	11	41	11	41
昭島団地入口	45	12	42	12	42	12	42	12	42	12	42	12	42
昭島団地南	46	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43
昭島団地北	46	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43	13	43
東町五丁目	48	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
福島	48	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
玉川小学校東	49	16	46	16	46	16	46	16	46	16	46	16	46
八清通り南	50	17	47	17	47	17	47	17	47	17	47	17	47
八清	51	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48	18	48
くじらロード	52	19	49	19	49	19	49	19	49	19	49	19	49

・・・このマークの停留所では車イスでの乗車ができます。

※Aバスは、表のようなスケジュールで運行されています。
北ルートと西ルートは一方通行で循環していますが、東ルートは、ルートを往復する関係から遠回りになってしまい可能性がありますので、目的地をよくお確かめのうえ、ご利用ください。

A.1.2) 『又利用状況調査結果表』 平成23年7月14日(木・晴)実施

[東ルート]

9 [西]レーベ

時間帯	学生	男 性					女 性					合計 (%)	
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	
7時台	2	1	1	2	6	2	6	2	1	3	1	2	9
8時台		1		6	7			1	2	3	6	12	15
9時台			1	1	2			2	1	6		9	19
10時台		1	3	4				4	3	10	4	21	11
11時台	1	1	3	5				2	1		15	18	5%
12時台	1		6	7				1	1		19	22	23
13時台	1		1	2	2			2	1	11	15	17	11%
14時台	1	1	2	5				2			6	9	14%
15時台		3	2	5				1	3	4	3	2	13
16時台	1	1	1	3				1		4	5	8	4%
17時台	2	1	1	4				1	1		3	6	10
18時台	1	1	3					1		5	3	10	13
19時台	1	2	1	4				1	1	1	2	5	9
小計	0	11	4	9	9	24	57	3	12	17	39	71	154
(%)	0%	(5%)	(2%)	(6%)	(6%)	(10%)	(33%)	(6%)	(10%)	(9%)	(34%)	(8%)	(67%)

【北ルート】

時間帯	学生	男 性				女 性				合計 (%)				
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計
7時台				1	1	2			1		1		1	3 3%
8時台	3	1	2		1	7			4	2	1	8	15	16%
9時台					1	1				2	2	2	3	3%
10時台	1			1	2	4		1		5	7	11	12%	
11時台	1	1			2		1		1		1	3	5	5%
12時台			1			1		1	1	1	11	14	15	16%
13時台				1		1		1		1	2	2	3	3%
14時台	1	1	2		4			1		2	2	5	9	10%
15時台					0		2		1		2	5	5	5%
16時台	1			1	2	4		3		1	4	8	12	13%
17時台					3	3	1		1	1	1	7	10	11%
18時台					2		2				0	2	2	2%
小計 (%)	3 3%	5 5%	2 2%	6 6%	6 6%	9 9%	31 33%	0 0%	6 6%	9 10%	8 9%	32 34%	62 67%	93 (100%)

【3ルート合計】

ルート	学生	30歳代				40歳代				50歳以上				合計 (%)
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	
東	2	3	11	9	7	98	130	130	130	130	130	130	130	30%
西	3	23	21	21	48	95	211	211	211	211	211	211	211	49%
北	3	11	11	14	13	41	93	93	93	93	93	93	93	21%
合計	8	37	43	44	68	234	434	434	434	434	434	434	434	(100%)
(%)	2%	9%	10%	10%	16%	54%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

【東ルート】

時間帯	男性						女性						合計(%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	
昭島駅南口下車	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	1	15	20	22 17%
昭島駅南口乗車	0	1	0	1	0	2	4	0	1	4	1	2	19	27 31 24%
東中神駅下車	0	0	1	1	0	2	4	0	0	1	0	1	7	9 13 10%
東中神駅乗車	2	1	1	2	1	3	10	0	0	0	1	2	8	11 21 16%
保健福祉センター下車	1	0	0	0	0	1	2	1	1	2	1	0	10	15 17 13%
保健福祉センター乗車	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	4 5 4%
小計	3	2	4	4	1	9	23	1	2	11	5	6	61	86 130 (100%)
(%)	2%	2%	3%	3%	1%	7%	18%	1%	2%	8%	4%	5%	47%	66%

【西ルート】

時間帯	男性						女性						合計(%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	
昭島駅南口下車	0	4	1	5	2	7	19	0	4	4	3	13	19	43 62 29%
昭島駅南口乗車	0	4	0	3	6	4	17	0	5	7	4	11	32	59 76 36%
林ノ上下車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	4	9 9 4%
林ノ上乗車	0	1	0	2	1	3	7	0	1	1	0	3	6	11 18 9%
保健福祉センター下車	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	0	3	6	10 12 6%
保健福祉センター乗車	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	1	2	4 6 3%
小計	0	10	1	10	9	17	47	0	11	14	8	34	69	136 211 (100%)
(%)	0%	5%	0%	5%	4%	8%	22%	0%	5%	7%	4%	16%	33%	64%

【北ルート】

時間帯	男性						女性						合計(%)	
	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	小計	学生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	
昭島駅南口下車	1	1	1	1	3	4	11	0	2	4	2	4	16	28 39 42%
昭島駅南口乗車	0	2	0	3	2	0	7	0	1	1	0	0	7	9 16 17%
中神駅北口下車	1	1	0	0	0	3	5	0	2	1	4	2	4	13 18 19%
中神駅北口乗車	2	1	1	2	1	1	8	0	1	3	1	0	0	5 13 14%
昭島病院前下車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1 1%
昭島病院前乗車	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	1	0	5	8 10 11%
小計	4	5	2	6	6	10	33	0	6	11	8	6	33	64 93 (100%)
(%)	4%	5%	2%	6%	6%	11%	35%	0%	6%	12%	9%	6%	35%	69%

（8）シルバービア事業

都市計画部都市計画課
保健福祉部介護福祉課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート

(平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名		担当部署												
	シルバーピア事業		部	都市計画部/保健福祉部	課長	永澤 貞雄/萩原 秀敏									
			課	都市計画課/介護福祉課	担当	相沢 広幸/濱崎 保									
			係	住宅係/高齢サービス係	電話	内線2264/2152									
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠<法令、要綱等>								
	政策項目 02 暮らしを支える(健康と福祉の充実)						昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例、昭島市シルバーピア生活協力員等配置要綱								
	大項目 02 地域で共に生きる(地域福祉の充実)														
	中項目 02 高齢者福祉						事業期間<開始・終了予定>								
	予算科目(コード)	款	03	項	01	目	04	細目 010 細々目 01 H 6 年度 ~ 年度							
	目的														
<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>											
シルバーピア住宅(昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営住宅の高齢者専用住宅6箇所)の入居者(65歳以上)				住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。											
事務事業概要	事業実施方法														
	直接実施 業務委託(委託先:)														
	補助金(補助先:) その他()														
	内容														
	【都市計画課】昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅(ことぶき住宅)の借上げ、ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕、機械警備委託														
	【介護福祉課】5箇所にLSA(生活協力員)を、3箇所にワーデン(管理人)を配置し、シルバーピア住宅入居者に対して、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病時に対する介護、関係機関との連絡、日常生活上必要な援助を実施。														
	細事業(主な事業内訳)	平成22年度決算額			備考(細事業内容についての補足)										
	報償費:生活協力員謝礼(介護)	2,880 千円													
	需用費:消耗品費(都市計)	8 千円			ことぶき住宅、シルバーピア団らん室等管理用消耗品										
委託料:警備委託(都市計)															
需用費:光熱水費(電気料)(介護)		316 千円													
需用費:光熱水費(水道料)(介護)		63 千円													
需用費:光熱水費(ガス料)(介護)		51 千円													
需用費:光熱水費(下水道料)(介護)		47 千円													
需用費:施設修繕料(都市計)		786 千円			3戸退去に伴う居室修繕、経年劣化に伴う修繕										
役務費:保険料(介護)		34 千円			傷害保険及び賠償責任保険										
委託料:警備委託(都市計)		1,129 千円			緊急通報システムによる安否確認及び関係先への連絡業務										
委託料:緊急通報機器保守委託(都市計)		108 千円			緊急通報システムの年間2回の機能及び総合点検										
委託料:消防用設備点検委託(都市計)		46 千円			消防法に基づく年間2回の検査										
委託料:生活協力員派遣業務委託(介護)		3,447 千円													
使用料及び賃借料:住宅借上料(都市計)		9,912 千円			@59,000円×14戸×12月										
負担金、補助及び交付金:生活協力員研修負担金(介護)		22 千円													
負担金、補助及び交付金:生活協力員居室費補助(介護)		1,843 千円													
		千円													
		千円													
		千円													
		千円													
事業の必要性															
高齢化の進展に伴い、公営住宅の入居希望者の割合が増加している。身体や経済的に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われ、低家賃で入居できるシルバーピア住宅の必要性は高い。															
関連事業															

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート

(平成22年度実施事業)

コスト		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算
コストと財源内訳	直接事業費	20,262 千円	20,692 千円	19,829 千円
	報酬	千円	千円	千円
	賃金	千円	千円	千円
	報償費	2,880 千円	2,880 千円	2,880 千円
	需用費	754 千円	1,271 千円	813 千円
	役務費	34 千円	34 千円	35 千円
	委託料	4,546 千円	4,730 千円	4,733 千円
	使用料及び賃借料	10,122 千円	9,912 千円	9,618 千円
	負担金、補助及び交付金	1,926 千円	1,865 千円	1,748 千円
	扶助費	千円	千円	千円
	その他	0 千円	0 千円	2 千円
	人件費	2,550 千円	3,750 千円	3,750 千円
	一般職員	0.3 人 2,550 千円	0.2 人 1,700 千円	0.2 人 1,700 千円
	再任用職員	0.0 人 0 千円	0.5 人 2,050 千円	0.5 人 2,050 千円
総事業費		22,812 千円	24,442 千円	23,579 千円
財源内訳				
		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算
事業の実績と成果	国庫支出金	0 千円	0 千円	0 千円
	(内容)			
	都支出金	3,588 千円	3,492 千円	2,890 千円
	(内容)	高齢者民間アパート借上げ事業補助金、高齢者社会対策区市町村包括補助金		
	その他特定財源	4,774 千円	3,941 千円	3,320 千円
課題	(内容)	緑町ことぶき住宅使用料	緑町ことぶき住宅使用料	緑町ことぶき住宅使用料
	一般財源	14,450 千円	17,009 千円	17,369 千円
	財源合計	22,812 千円	24,442 千円	23,579 千円
	事業実績			
活動指標		平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成23年度(予定)
ことぶき住宅借上戸数		14 戸	14 戸	14 戸
ことぶき住宅利用戸数		12 戸	12 戸	12 戸
単位当たりコスト				
ことぶき住宅1戸当たり経費		843,500 円	826,000 円	801,500 円
成果		居室は入居者の転出等がない限り常時満室の状態であり、空室が出ることによるコスト増は防げている。		
自己評価		シルバーピアに対する需要は多く、都営住宅建替え時に設置の要望を行うことが重要である。ことぶき住宅については借上住宅であり、借上期間満了(平成33年)後の対応を検討する必要がある。		
比較参考値		他市状況については別紙参照。		
備考				

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 シルバーピア事業				担当部署 部 都市計画部 課 都市計画課 係 住宅係				永澤貞雄 相沢広幸 内線2264			
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目	05	うるおいのあるまちを築く (質の高い都市基盤整備)				昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例					
	大項目	02	魅力あるまちをつくる(市街地の整備)				事業期間<開始・終了予定>					
	中項目	03	住宅				年度～年度					
	予算科目(コード)	款	03	項	01	目	04	細目	010	細々目	01	
	目的 <対象は誰、何か> シルバーピア入居者(昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅1箇所、都営の高齢者専用住宅6箇所)											<対象をどのような状態にすることを意図しているか> 住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。
	内容 昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅(ことぶき住宅)の借上げ ことぶき住宅の緊急通報機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕 機械警備委託											実績・成果 ことぶき住宅については、平成3年9月より民間のアパートを借上げ、住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者に住宅を提供している。12室ある居室は、入居者の転出等がない限り常時満室の状態である。
	事務事業概要	コスト (単位)		平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算		備考<特財名称等>		
		直接事業費 財源内訳		千円	20,262	千円	11,990	千円	11,167	緑町ことぶき住宅 使用料 高齢者民間アパート借上げ事業補助金 (平成22年度より入居者の安否確認等の事務を介護福祉課に移管)		
国庫支出金		千円										
都支出金		千円	1,776	千円	1,681	千円	1,078					
地方債		千円										
その他特定財源		千円	4,774	千円	3,941	千円	3,320					
一般財源		千円	13,712	千円	6,368	千円	6,769					
一般職員人件費 再任用職員人件費		千円	2,550	千円	1,700	千円	1,700					
人工数		人	0.30	人	0.20	人	0.20					
総事業費		千円	22,812	千円	14,100	千円	13,277					
事務事業評価	個別評価(大いにある5、概ねある4、どちらかというとある3、あまりない2、ない1)											
	必要性	5	↙<判断理由>	妥当性	5	↙<判断理由>						
	少子高齢化や核家族化に伴い、市の総人口に対する高齢者の割合が増加している。家族等の支えがなく、身体に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報機器を備え生活協力員や警備会社によって常時安否確認が行われるシルバーピア住宅の必要性は高い。					市内における都営シルバーピアの空き家の入居募集戸数は年間5～6件程度であるが、それに対する応募は20～30倍以上になることも少なくなく、ことぶき住宅についても同様の状況である。シルバーピアの供給に対し入居を待ち望む高齢者の需要は多い。						
	有効性	5	↙<判断理由>	効率性	4	↙<判断理由>						
	ことぶき住宅を始めとするシルバーピアは、入居者の転出等がない限り満室の状況が続いている。機械警備委託や緊急通報機器並びに消防設備の保守点検などは、入居者の安全・安心を保障する上で必要な業務となっている。					シルバーピア事業に係るコストの9割近くが、ことぶき住宅の借上げ料である。これについては、近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改定を行っている。一方、入居者の使用料は低額に設定しているため、使用料をもって借上料を賄うことはできないが、高齢者の安定的な生活を保障するため必要なコストであると考える。						
	合計点数 (20点満点)	19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> シルバーピアに対する需要は多く、都営住宅建替え時に設置の要望を行うことが重要である。ことぶき住宅については借上住宅であり、借上期間満了後の対応を検討する必要がある。なお、機械警備委託については安否確認等業務を行う主管課にて実施したほうが効率的であると考える。								
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	一部改善										

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 シルバーピア事業				担当部署 部 保健福祉 課 介護福祉 係 高齢サービス				萩原 秀敏 濱崎 保 内線 2152			
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目 02 暮らしを支える(健康と福祉の充実)				昭島市シルバーピア生活協力員等配置要綱							
	大項目 02 地域で共に生きる(地域福祉の充実)				事業期間<開始・終了予定>							
	中項目 02 高齢者福祉				予算科目(コード) 款 03 項 01 目 04 細目 010 細々目 01 H 6 年度 ~ 年度							
	目的 <対象は誰、何か> シルバーピア住宅(公営住宅法に基づき建設した住宅及び昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例に規定する民間住宅)に入居している65歳以上の高齢者。156世帯195人。				<対象をどのような状態にすることを意図しているか> シルバーピア住宅に生活協力員またはワーデンを配置し、シルバーピア住宅入居者に対して、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病時に対する介護、関係機関との連絡、日常生活上必要な援助を実施。							
	内容 シルバーピア住宅のうち、5箇所にLSA(生活協力員)を、3箇所にワーデン(管理人)を配置し、シルバーピア住宅入居者に対して、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、疾病時に対する介護、関係機関との連絡、日常生活上必要な援助を実施。				実績・成果 毎月「シルバーピア生活協力員報告書」による報告地デジテレビへの切替、自治会費納入等の日常生活上の相談 外泊や入院等の把握 急病や生活センター作動時の対応、病院、地域包括支援センター、市役所等への連絡							
	事務事業概要	コスト (単位) 直接事業費 財源内訳 一般財源		平成21年度決算 千円 0		平成22年度決算 8,702		平成23年度予算 8,662		備考<特財名称等> 高齢者社会対策区 市町村包括補助金		
		国庫支出金 都支出金 地方債 その他特定財源				1,811		1,812				
		一般職員人件費 人工数				6,891		6,850				
再任用職員人件費 人工数				1,640		1,640						
総事業費 千円		0		10,342		10,302						
個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)												
必要性 5		<判断理由>		妥当性 4		<判断理由>						
シルバーピア住宅入居者の高齢化が進み、認知症や要介護状態となる高齢者も増加し、在宅生活の継続のために、日常の安否確認や緊急時の対応、日常生活上の援助等が必要不可欠な状況である。				シルバーピア住宅入居者の高齢化の進展に伴い、ワーデンの本来業務以上の負荷が増大している。また、ワーデンの扱い手が不足している状況下で、生活協力員への切り替えが必要となっている。								
事務事業評価		有効性 3		<判断理由>		効率性 3		<判断理由>				
		シルバーピア8箇所の業務は、5箇所についてはLSA(生活協力員)業務を委託し、残り3箇所にワーデン(管理人3人)を配置している。経費からみると、ワーデンによる業務は、委託しているシルバーピアと比較して、約2.3倍以上の支出になっているが、入居者に対してよりきめ細かな対応が出来ている。				平成14年度以降、3箇所、ワーデン配置のシルバーピアから社会福祉法人への委託によるシルバーピアに転換してきた。その結果、経費節減を実現した。						
	合計点数 (20点満点) 今後の方向性 (拡充、現状維持など)		15点 現状維持		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 効率性をより高めるために、残り3箇所のワーデン配置のシルバーピアを、社会福祉法人への委託のものに転換すると共に、今後の高齢者の住宅施策については、高齢者住まい法の一部改正を踏まえた、住宅マスタープランの見直しや介護保険事業計画への位置付けが必要である。							

緑町ことぶき住宅の概要

所在地 緑町四丁目 9 番 10 号

建 物 鉄骨造陸屋根 2 階建共同住宅 (平成 3 年建築)

エレベーターなし

面 積 1 階 218 m² 2 階 218 m²

延床面積 436.76 m² (課税課調べ)

敷地面積 851.99 m² (課税課調べ)

住戸数 12 戸 (この他に団らん室などがある。)

設 備 緊急通報システム、手すり、生活センサー、洋式暖房便座など

間取り 1DK (専用面積 31.197 m²) 和 8 · DK

使用料 月額 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

使用料区分		使用料
1	生活保護法第 11 条に規定する保護を受けている者	生活保護法による住宅扶助に係る特別基準福祉事務所長限り承認額。ただし借上げ住宅賃借料相当額を限度とする。(53,700 円)
2	前年中の所得が保護基準額の 1.5 倍以下の者 (1,431,540 円以下)	28,200 円
3	前年中の所得が保護基準額の 1.5 倍を超える 1.8 倍以下の者 (1,431,541 円 ~ 1,717,848 円)	34,500 円
4	前年中の所得が保護基準額の 1.8 倍を超える 2 倍以下の者 (1,717,849 円 ~ 1,908,720 円)	41,800 円

申込資格

65 歳以上の単身者であること。

昭島市内に 2 年以上居住していること。

住宅に困っていること。(原則として自家所有者 (土地、建物の所有者) は申込ができない。)

ア貸主から正当な理由によって立ち退きを求められていること。

イ保安上または保健衛生上劣悪な状態であること。

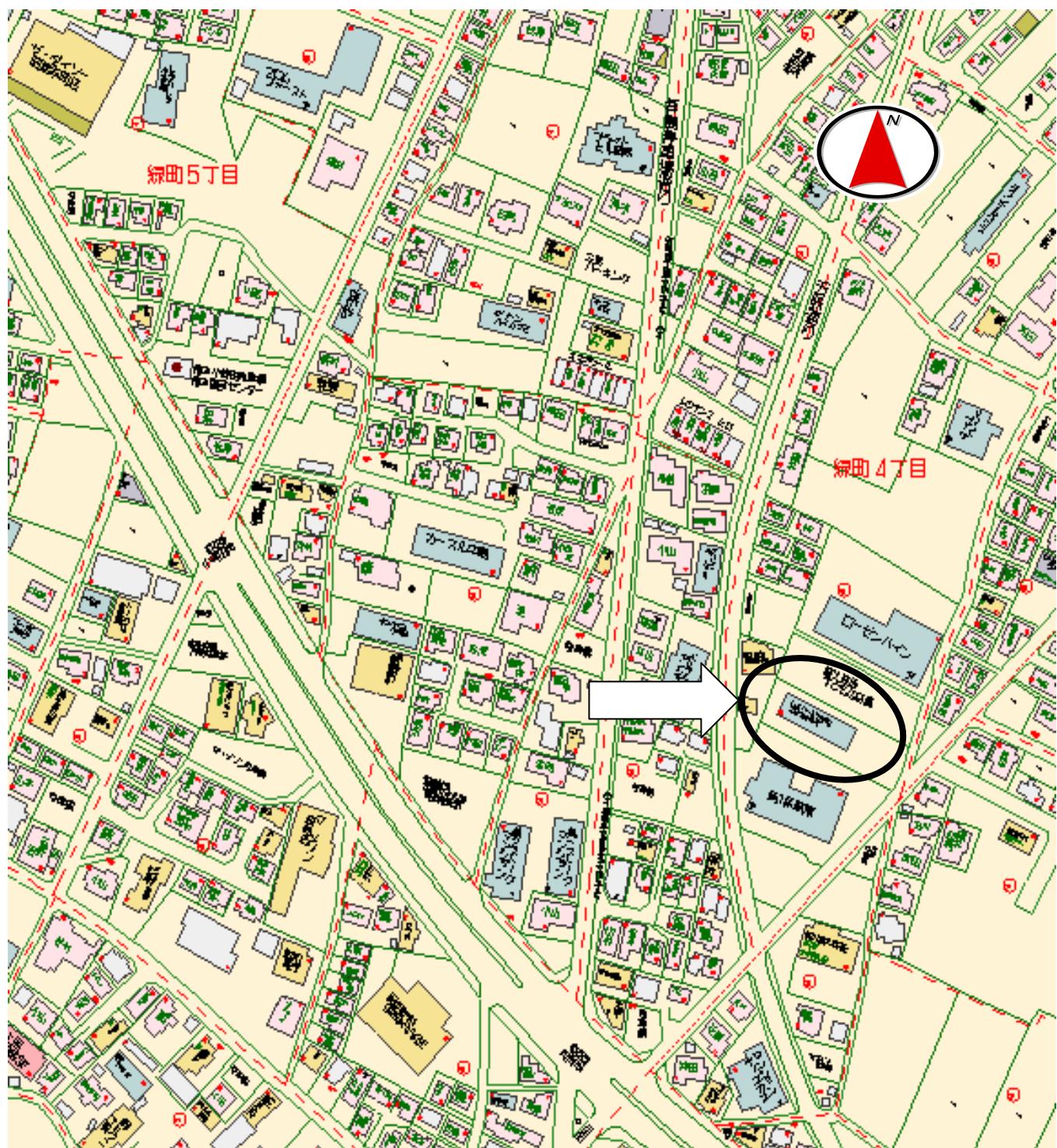
介護を必要としないで、日常生活ができること。

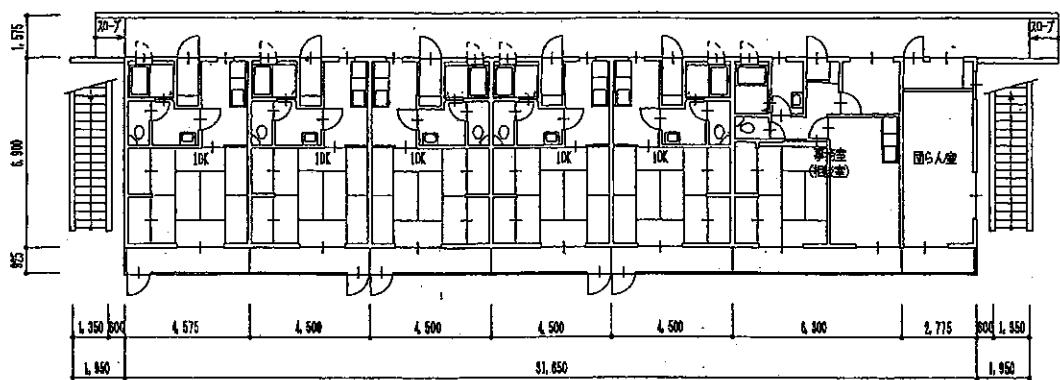
介護を必要とする場合は、居宅において必要な介護を受けることができ、かつ当該介護を受けることにより日常生活を営むことができること。

所得が基準以内であること。(平成 22 年中の所得が 1,908,720 円以下であること。)

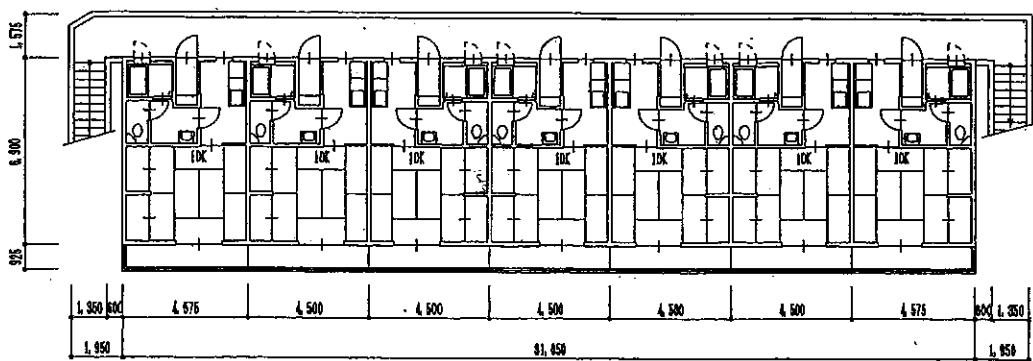
暴力団員でないこと。

緑町ことぶき住宅 案内図





1階平面図



2階平面図

高齢者民間アパート借上げ一覧（22年度実績）

	戸数（戸）	住戸専用面積 (m ²)	1戸当たり月額 (円)	年間借上げ料 (円)
武蔵野市	10	30～35.4	195,000	23,400,000
府中市	10	30.6	67,000	8,040,000
	12	30.2～30.6	74,000	10,656,000
調布市	11	26	98,000	12,936,000
小金井市	10	28	103,000	12,360,000
小平市	11	29.2	174,000	22,968,000
昭島市	14	31.2	59,000	9,912,000

(9) 就学援助事務

学校教育部学務課

平成23年度 事務事業評価（外部評価）事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本 データ	事務事業名				担当部署									
	就学援助事業				部	学校教育部	課長	浦野 和利						
					課	学務課	担当	小川 比左江						
					係	学務係	電話	内線2242						
	第4次総合基本計画における位置付け								実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目 03 人を育む（生涯学習の充実）								学校教育法、昭島市教育委員会					
	大項目 01 学校で学ぶ（学校教育の充実）								就学援助費支給要綱					
	中項目 02 学校教育								事業期間<開始・終了予定>					
	予算科目（コード）		款	10	項	02/03	目	02/03	細目	004	細々目	01	年度～	年度
	目的													
<対象は誰、何か>								<対象をどのような状態にすることを意図しているか>						
経済的な理由で就学困難な児童、生徒の保護者								就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。						
事業実施方法														
直接実施 業務委託（委託先： ）														
補助金（補助先： ） その他（ ）														
内容														
【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童、生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者														
【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費、移動教室及び修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費														
事務 事業 概要	細事業（主な事業内訳）				平成22年度決算額				備考（細事業内容についての補足）					
	賃金：臨時職員賃金				130 千円									
	需用費：消耗品費				4 千円				就学援助事務用消耗品					
	需用費：印刷製本費				19 千円									
	役務費：通信運搬費（郵便料）				73 千円									
	扶助費：就学費援助（小学校）				26,228 千円				学用品、校外活動費用等					
	扶助費：就学費援助（中学校）				38,503 千円				学用品、校外活動費用等					
	扶助費：給食費援助（小学校）				49,805 千円									
	扶助費：給食費援助（中学校）				29,787 千円									
	扶助費：医療費援助（小学校）				153 千円									
	扶助費：医療費援助（中学校）				66 千円									
					千円									
					千円									
					千円									
					千円									
				千円										
				千円										
				千円										
事業の必要性														
学校教育法第19条により、市町村は経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められており、教育の機会均等を図るために必要である。														
関連事業														

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト						
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算
	直接事業費		135,415	千円	144,768	千円	150,716 千円
	報酬			千円		千円	千円
	賃金		127	千円	130	千円	131 千円
	報償費			千円		千円	千円
	需用費			千円	23	千円	32 千円
	役務費		72	千円	73	千円	85 千円
	委託料			千円		千円	千円
	使用料及び賃借料			千円		千円	千円
負担金、補助及び交付金				千円		千円	千円
扶助費		135,216	千円		144,542	千円	150,468 千円
その他		0	千円		0	千円	0 千円
人件費		11,900	千円		11,900	千円	11,900 千円
一般職員	1.4 人	11,900	千円	1.4 人	11,900	千円	1.4 人 11,900 千円
再任用職員	人	0	千円	人	0	千円	人 0 千円
総事業費		147,315	千円		156,668	千円	162,616 千円
財源内訳							
事業の実績と成果			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算
	国庫支出金		981	千円	1,058	千円	851 千円
	(内容)	児童生徒就学援助費補助金			児童生徒就学援助費補助金		児童生徒就学援助費補助金
	都支出金		0	千円	0	千円	0 千円
	(内容)						
	その他特定財源		0	千円	0	千円	0 千円
	(内容)						
	一般財源		146,334	千円	155,610	千円	161,765 千円
	財源合計		147,315	千円	156,668	千円	162,616 千円
	事業実績						
課題	活動指標	平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(予定)	
	小学校就学援助認定者数	1,152	人	1,230	人	1,252	人
	中学校就学援助認定者数	623	人	655	人	665	人
	上記 合計者数	1,775	人	1,885	人	1,917	人
	単位当たりコスト						
	認定者1人当たり(年間平均)	82,994	円	83,113	円	84,828	円
自己評価	成果						
	【小学校】学用品費等 支給児童数:延べ2,996人 支出額:26,228,500円 給食医療費 支給児童数:延べ1,318人 支出額:49,957,827円						
比較参考値	【中学校】学用品費等 支給生徒数:延べ1,922人 支出額:38,502,695円 給食医療費 支給生徒数:延べ 655人 支出額:29,853,091円						
	各市とも要綱により実施しているため、市町村で認定基準が異なる。						
備考	法令、要綱に基づき適正に処理している。						
	他市の状況については別紙を参照						
予算上「就学援助事業(小学校)」「就学援助(給食・医療)事業(小学校)」「就学援助事業(中学校)」「就学援助(給食・医療)事業(中学校)」の4科目に分かれている。							

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 就学援助事業(小学校)						担当部署 部 学校教育部 課 学務課 係 学務係				課長 浦野和利 担当 小川比左江 電話 内線2242			
	第4次総合基本計画における位置付け 政策項目 03 人を育む(生涯学習の充実) 大項目 01 学校で学ぶ(学校教育の充実) 中項目 02 学校教育										実施根拠<法令、要綱等> 学校教育法 事業期間<開始・終了予定>			
	予算科目(コード) 款 10 項 02 目 02 細目 004 細々目 01 S 年度 ~ 年度													
	事務事業概要	目的 <対象は誰、何か> 経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。						<対象をどのような状態にすることを意図しているか> 就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。						
		内容 【対象者】昭島市に住所を有し公立の小学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費						実績・成果 支給児童数：延べ 2,996人 支出額：26,228,500円						
		コスト (単位) 直接事業費 千円 24,665 26,454 28,724 財源内訳 国庫支出金 千円 273 288 373 都支出金 千円 地方債 千円 その他特定財源 千円 一般財源 千円 24,392 26,166 28,351 一般職員人件費 千円 3,400 3,400 3,400 人工数 人 0.40 0.40 0.40 再任用職員人件費 千円 人工数 人 総事業費 千円 28,065 29,854 32,124						備考<特財名称等> 児童生徒就学援助費補助金						
		事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)											
			必要性 5  <判断理由>			妥当性 4  <判断理由>			経済情勢により、生活が困窮する世帯が多くなっている。妥当である。					
			有効性 5  <判断理由>			効率性 4  <判断理由>			要綱に基づいて適正に処理している。					
			合計点数 (20点満点) 18点			評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。								
今後の方向性 (拡充、現状維持など) 現状維持														

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 就学援助(給食・医療)事業(小学校)						担当部署 部 学校教育部 課 学務課 係 学務係				課長 浦野和利 担当 小川比左江 電話 内線2242		
	第4次総合基本計画における位置付け 政策項目 03 人を育む(生涯学習の充実) 大項目 01 学校で学ぶ(学校教育の充実) 中項目 02 学校教育										実施根拠<法令、要綱等> 学校教育法 事業期間<開始・終了予定>		
	予算科目(コード) 款 10 項 02 目 03 細目 004 細々目 01 年度～年度												
	目的 <対象は誰、何か> 経済的な理由で就学困難な児童の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。												
	内容 【対象者】昭島市に住所を有し公立の小中学校に在籍する児童の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】医療費、学校給食費												
	事務事業概要	実績・成果 支給児童数: 延べ1,318人 支出額: 49,957,827円											
		コスト (単位) 平成21年度決算 平成22年度決算 平成23年度予算 備考<特財名称等>											
		直接事業費 千円 45,361 49,958 50,101 児童生徒就学援助費補助金											
		財源内訳	国庫支出金 千円	74	107								
			都支出金 千円										
地方債 千円													
その他特定財源 千円													
一般財源 千円			45,287	49,851	50,101								
一般職員人件費 千円 2,550 2,550 2,550													
人工数 人 0.30 0.30 0.30													
再任用職員人件費 千円													
人工数 人													
総事業費 千円 47,911 52,508 52,651													
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)												
	必要性 5		<判断理由>		妥当性 4		<判断理由>						
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。												
	有効性 5		<判断理由>		効率性 4		<判断理由>						
	教育の機会均等を図るために有効である。												
	合計点数 (20点満点) 18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。										
	今後の方向性 (拡充、現状維持など) 現状維持												

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 就学援助事業(中学校)						担当部署 部 学校教育部 課 学務課 係 学務係				課長 浦野和利 担当 小川比左江 電話 内線2242		
	第4次総合基本計画における位置付け 政策項目 03 人を育む(生涯学習の充実) 大項目 01 学校で学ぶ(学校教育の充実) 中項目 02 学校教育										実施根拠<法令、要綱等> 学校教育法 事業期間<開始・終了予定>		
	予算科目(コード) 款 10 項 03 目 02 細目 004 細々目 01										年度～年度		
	目的 <対象は誰、何か> 経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。											<対象をどのような状態にすることを意図しているか> 就学に必要な費用を援助することにより、公平に教育を受けられる。	
	内容 【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学生徒学用品費等、移動教室及び修学旅行費、通学費											実績・成果 支給生徒数：延べ 1,922人 支出額：38,502,695円	
	事務事業概要	コスト (単位) 平成21年度決算 平成22年度決算 平成23年度予算										備考<特財名称等>	
		直接事業費 千円		37,711		38,503		41,237		児童生徒就学援助費補助金			
		財源内訳	国庫支出金 千円		579		614		478				
			都支出金 千円										
			地方債 千円										
その他特定財源 千円													
一般財源 千円			37,132		37,889		40,759						
一般職員人件費 千円		3,400		3,400		3,400							
人工数 人		0.40		0.40		0.40							
再任用職員人件費 千円													
人工数 人													
総事業費 千円		41,111		41,903		44,637							
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)												
	必要性 5		<判断理由>		妥当性 4		<判断理由>						
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。		経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。										
	有効性 5		<判断理由>		効率性 4		<判断理由>						
	教育の機会均等を図るために有効である。		要綱に基づいて適正に処理している。										
	合計点数 (20点満点)		18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等> 法令に基づいて継続的に実施する。								
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)		現状維持										

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名 就学援助(給食・医療)事業(中学校)						担当部署 部 学校教育部 課 学務課 係 学務係				課長 浦野和利 担当 小川比左江 電話 内線2242		
	第4次総合基本計画における位置付け 政策項目 03 人を育む(生涯学習の充実) 大項目 01 学校で学ぶ(学校教育の充実) 中項目 02 学校教育										実施根拠<法令、要綱等> 学校教育法 事業期間<開始・終了予定>		
	予算科目(コード) 款 10 項 03 目 03 細目 004 細々目 01 年度～年度												
	目的 <対象は誰、何か> 経済的な理由で就学困難な生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する。												
	内容 【対象者】昭島市に住所を有し公立の中学校に在籍する生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、要保護者に準ずる程度に困窮している者 【支給内容】医療費、学校給食費												
	事務事業概要	実績・成果 支給生徒数: 延べ655人 支出額: 29,853,091円											
		コスト (単位)		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>						
		直接事業費 千円		27,678	29,853	30,654	児童生徒就学援助費補助金						
		財源内訳	国庫支出金 千円	55	49								
			都支出金 千円										
地方債 千円													
その他特定財源 千円													
一般財源 千円		27,623	29,804	30,654									
一般職員人件費 千円		2,550	2,550	2,550									
人工数 人		0.30	0.30	0.30									
再任用職員人件費 千円													
人工数 人													
総事業費 千円		30,228	32,403	33,204									
事務事業評価	個別評価 (大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)												
	必要性 5		<判断理由>		妥当性 4		<判断理由>						
	学校教育法第19条により、市町村は、経済的理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないと定められている。教育の機会均等を図るために必要である。		経済情勢により、生活が困窮する世帯も多くなっており、妥当である。										
	有効性 5		<判断理由>		効率性 4		<判断理由>						
	教育の機会均等を図るために有効である。		要綱に基づいて適正に処理している。										
	合計点数 (20点満点)		18点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>								
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)		現状維持		法令に基づいて継続的に実施する。								

就学援助認定状況について(22年度決算)

市名	小学校				中学校				認定		認定に際しての基準	
	要保護者数(人)	%	準要保護者数(人)	%	要保護者数(人)	%	準要保護者数(人)	%	基準			
									所得	収入	在籍	在住
八王子市	720	2.43	4,260	14.36	416	3.03	2,337	17.05	所 1.1			
三鷹市	115	1.48	921	11.86	73	2.35	636	20.46	所 1.15			
青梅市	60	0.79	823	10.83	66	1.71	468	12.13	所 1.0			
調布市	61	0.61	1,316	13.17	56	1.50	758	20.26	所 1.1			
町田市	388	1.62	3,192	13.32	232	2.41	1,733	18.00	所 1.1			
小平市	139	1.50	1,417	15.24	88	2.14	772	18.77	所 1.1			
国分寺市	15	0.28	426	7.93	10	0.47	286	13.54	所 1.5			
日野市	75	0.80	1,360	14.43	52	1.34	739	18.99	所 1.3			
国公立市	23	0.68	484	14.40	12	0.83	328	22.78	所 1.5			
福生市	43	1.54	738	26.49	16	1.14	392	27.92	所 1.0			
狛江市	21	0.64	431	13.23	13	1.02	236	18.57	所 1.1			
武蔵村山市	63	1.44	868	19.78	53	2.74	503	25.97	所 1.1			
羽村市	37	1.10	540	16.08	34	2.17	296	18.90	所 1.0			
立川市	203	2.30	1,450	16.41	124	3.30	813	21.65		収 1.5		
武蔵野市	41	0.82	533	10.75	27	1.46	278	15.05		収 1.5		
府中市	232	1.75	1,649	12.42	141	2.59	917	16.86		収 1.5		
昭島市	65	1.11	1,165	19.94	43	1.67	612	23.75		収 1.6		
小金井市	43	0.82	548	10.48	20	0.89	285	12.67		収 1.8		
東村山市	137	1.72	1,175	15.10	89	2.48	660	18.39		収 1.4		
西東京市	139	1.48	1,047	11.15	94	2.36	613	15.42		収 1.5		
東大和市	124	2.67	725	15.63	60	2.93	365	17.81		収 1.3		
清瀬市	72	1.85	802	20.56	55	3.20	468	27.20		収 1.5		
東久留米市	94	1.57	770	12.90	59	2.16	457	16.74		収 1.4		
多摩市	155	2.23	1,970	28.28	99	3.30	904	30.17		収 1.5		
稻城市	43	0.82	830	15.83	25	1.27	412	21.01		収 1.7		
あきる野市	6	0.12	669	14.10	7	0.30	398	17.27		収 1.5		

平成21年度決算 就学援助(準要保護)認定率(26市)

市名	認定		認定基準額			
	基準		持ち家(有)		持ち家(無)	
	所得	収入	収入	所得	収入	所得
八王子市	所 1.1		4,047,999	2,695,430	5,091,999	3,533,030
三鷹市	所 1.2		4,783,999	3,287,000	4,839,999	3,329,000
青梅市	所 1.0		3,619,999	2,353,236	4,663,999	3,190,836
調布市	所 1.1		4,217,999	2,760,913	5,175,999	3,598,513
町田市	所 1.1		3,955,999	2,620,000	4,987,999	3,450,000
小平市	所 1.1		4,119,999	2,754,741	5,167,999	3,592,341
国分寺市	所 1.5		5,347,999	3,737,694	6,395,999	4,575,294
日野市	所 1.3		4,735,999	3,245,892	5,779,999	4,083,492
国立市	所 1.5		5,191,999	3,611,086	5,383,999	3,767,086
福生市	所 1.0		3,807,999	2,505,372	4,843,999	3,342,972
狛江市	所 1.1		4,103,999	2,740,000	5,151,999	3,580,000
武蔵村山市	所 1.1		4,060,416	2,708,000	4,898,016	3,376,800
羽村市	所 1.0		3,519,999	2,282,808	4,575,999	3,120,408
立川市		収 1.5	2,860,536	1,822,000	3,698,136	2,416,800
武蔵野市		収 1.5	4,898,016	3,376,800	4,060,416	2,708,000
府中市		収 1.5	4,195,635	2,813,600	5,033,235	3,485,600
昭島市		収 1.6	4,384,700	2,967,200	5,222,300	3,636,000
小金井市		収 1.8	4,647,649	3,175,200	5,485,253	3,847,200
東村山市		収 1.4	2,908,330	1,855,600	3,745,930	2,455,200
西東京市		収 1.5	4,020,228	2,676,000	4,857,840	3,344,800
東大和市		収 1.3	3,584,880	2,331,600	4,422,480	2,996,000
清瀬市		収 1.5	4,364,200	2,951,200	5,620,600	3,956,000
東久留米市		収 1.4	3,431,232	2,219,600	4,268,832	2,874,400
多摩市		収 1.5	5,173,374	3,597,600	5,173,374	3,597,600
稻城市		収 1.7	2,450,112	1,533,600	2,450,112	1,533,600
あきる野市		収 1.5	2,244,156	1,376,800	2,400,156	1,500,000

認定基準額の算出にあたっては、一定のモデル世帯を設定しています。
また収入と所得の換算については、収入を得る人の人数によって変わるものがあります。

平成23年度

教育費の援助制度のお知らせ

昭島市教育委員会

昭島市では、国の法律に基づいて、学用品費・給食費など就学に必要な費用を援助しています。

(1) 援助を受けられるご家庭

生活保護を受けている。(申し込みの必要はありません。)

経済的な事情で、教育費の支出が困難である。(収入が一定基準以下)

(2) 申請に必要な書類 証明書類がないと受付はできません(コピーを提出してください)

就学援助費受給申請書(各家庭1部)

同一世帯及び生計を同じくする方全員(同居・別居を問わない)の収入を証明するもの

(下記のいずれか)のコピー

- 平成22年分給与所得の源泉徴収票
- 平成23年度市都民税申告書の控
- 平成22年分所得税の確定申告の控
- 各種年金、恩給を受給している場合、平成22年中に受領した金額を証明するもの
- その他、平成22年中の収入を証明するもの

持ち家以外の方は、家賃が証明できるもの(下記のいずれか)のコピー

- 賃貸借契約書
- 家賃証明書
- 住宅使用料決定通知書
- その他、領収書等金額が証明できるもの

児童扶養手当証書(証書番号を確認しますので、支給をうけている方は、必ずご持参ください。)

(3) 受付期間・受付場所

期間 **平成23年4月1日(金)～4月28日(木)**〔土日祝日を除く〕

時間 午前8時30分～午後5時(12時～1時の間は、なるべくご遠慮ください。)

21日(木)・22日(金)は午後7時30分まで 受付けます。

場所 昭島市教育委員会 学務課(市役所2階) 郵送での受付はしません。

22年度認定された方も、平成23年度は改めて申請が必要となります。

5月2日以降も随時受け付けますが、認定は受け付けた月の翌月となります。

(4) 認定結果について

申請を受け付けた月の翌月に、結果をご家庭に送付します。

(5) 援助の内容(金額は年額) 振込み先の銀行の通帳またはカードを、必ずご持参ください

対象 学年 援助費目	小 学 生		中 学 生	
	1 年 生	2～6 年生	1 年 生	2・3 年生
学用品費	11,100 円	11,100 円	21,700 円	21,700 円
通学用品費		2,170 円		2,170 円
新入学学用品費	19,900 円		22,900 円	

校外活動費・移動教室費・修学旅行費・給食費は実費相当額

医療費（学校保健安全法に定められた病気）は保護者負担額

病気とは、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、

アデノイド、う歯（虫歯）寄生虫病をいいます。

援助を受けられるご家庭の参考例 —— 平成22年中の年間総収入による ——

人数	家族構成	年間総収入限度額	
		持ち家	借家
2人	母(35歳) 子(9歳)	約292万円	約376万円
3人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳)	約383万円	約465万円
4人	父(37歳) 母(35歳) 子(9歳) 子(4歳)	約438万円	約521万円

- * 人数は、同じ建物に住んでいる人全員です。
- * 上記の表はおよその基準で、家族構成及び条件により限度内でも認定されない場合があります。

問い合わせ先：昭島市教育委員会学校教育部学務課

昭島市田中町1-17-1

042-544-5111 内線2244

<記入例>

第1号様式(第6条関係)

(秘) 平成23年度就学援助費受給申請書(兼認定台帳)

認定区分	認定・否認定
認定年月日	年月日

太線の中のみ記入してください。

就学援助費の支給を受けたいので、下記により必要書類を添えて申請します。
なお、私は昭島市教育委員会教育長を代理人に選任し、当該年度において昭島市から受けける就学援助費のうち、学校給食費の請求及び受領に関する一切の権限を委任いたします。また、昭島市教育委員会が就学援助費認定事務のため住民基本台帳、課税台帳並びに援助を受けたい理由1に掲げる公簿を閲覧することを承諾します。

(あて先)昭島市教育委員会
平成23年4月15日

現住所：昭島市 田中町1丁目17番(地)1号

保護者氏名：昭島太郎 自宅電話：544-5111(携帯可)
勤務先電話：512-3456

学校名	小学校
学年	児童氏名
5年	昭島市郎
年	
年	

学校名	中学校
学年	生徒氏名
3年	昭島みどり
年	
年	

世帯の状況について(同一世帯及び生計を同じくする方全員を記入)

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	学年	年間総収入
1 昭島太郎	世帯主	明・大・昭平47・1・15	39	株式会社		
2 花子	妻	明・大・昭平48・5・20	37	無職		
3 みどり	子	明・大・昭平8・4・15	14	中学校	3	
4 市郎	子	明・大・昭平12・10・1	10	小学校	5	
5 良子	子	明・大・昭平18・2・3	5	保育園		
6		平成23年4月1日現在の年齢を記入してください。				
7						

住宅の形態 持ち家 その他(民間アパート、公営住宅等)月額家賃()円

援助を受けたい理由

1 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当します。

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法第295条に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第223条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の6に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金掛け金の免除

キ 地方税法第17条に基づく国民健康保険税の減免

ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金による貸付け

左記の1に該当しない場合必ず記入

2 その他(理由を具体的に記入してください)

世帯主が病気で思うように働けず。

妻も子供が小さいので、仕事につかない

口座振込依頼書

振込金融機関・支店名
銀行 信用金庫 農協 預金種別 普通 預金 口座番号 1234567 フリガナ アキシマタロウ 名義 昭島太郎

上記の通り振込依頼いたします。

この依頼書に基づき、昭島市が就学援助費を振り込んだときは、同時に領収したものと認めます。

保護者氏名
昭島太郎

受付印

委任状

私は、就学援助費の支給が認定されたのち、学校へ納める教材費などを滞納した場合は、支払われる就学援助費(通学用品費、新入学用品費を除く)の受領にかかる一切の権限を、児童生徒が通学する学校の校長に委任します。

保護者氏名
昭島太郎

内容を読んで署名してください。不明な点はお問い合わせください。

23年度
就学援助費申請控

援助を受けたい理由1に該当する場合、証明書が必要です。

結果通知が届くまで大切に保管してください

昭島市教育委員会就学援助費支給要綱

平成 12 年 4 月 1 日実施

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる関係法令の規定により、経済的な理由で就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助（以下「就学援助」という。）し、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的とする。

- (1) 憲法第 26 条
- (2) 教育基本法（昭和 18 年法律第 120 号）第 4 条
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条
- (4) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法第 16 条に規定する者をいう。
- (2) 世帯 同一の住居に居住し、生計を一にしている者の集まりをいう。
ただし、居住を一にしない場合であっても、次のときは同一世帯員として扱うこととする。
 - ア 病気療養のため病院等に入院しているとき。
 - イ 保護者が就労のため他の土地に寄宿しているとき。
 - ウ その他上記ア又はイと同様の状態にあるとき。
- (3) 要保護者 第 3 条第 1 号から第 3 号に規定する者をいう。
- (4) 準要保護者 第 3 条第 4 号から第 6 号に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 就学援助の対象者は、昭島市に住所を有し、公立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号に掲げる事項（以下「認定基準」という。）のいずれかに該当するものとする。ただし、昭島市に住所を有しなくても市内の小中学校に児童生徒が在籍するときは、対象者とすることができます。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助（単給又は併給）を受けている者
- (2) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者で、現に教育扶助以外の扶助（医療、出産、生業、葬祭）を受けている者
- (3) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者で、現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者
- (4) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者又は生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

- イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
 - ウ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
 - エ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 89 条及び 90 条に基づく国民年金掛金の免除
 - キ 地方税法第 717 条に基づく国民健康保険税の減免
 - ク 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付け
- (5) 次の式により算定した倍数が 1.6 以下の者

$$\frac{\text{月割換算収入額}}{\text{需 要 額}} = \text{倍数(小数点以下第 2 位を四捨五入)}$$

この算式における、月割換算収入額は別表第 1 において、需要額は別表第 2 において定める。

- (6) 前各号に該当しない者で、児童生徒の在籍する小中学校の校長(以下「校長」という。)の意見書により、昭島市教育委員会(以下「委員会」という。)が特別の事情があると認める者
(意見の聴取)

第4条 委員会は、前条の認定を行うため必要があるときは福祉事務所の長及び民生委員に対して助言を求めることができる。

(援助項目及び支給方法等)

第5条 就学援助の支給項目、支給対象者、対象学年、支給額、支給時期及び支給方法は、別表第 3 のとおりとする。

- 2 就学援助を受給している者が学校納付金を滞納しているときは、前項及び第 14 条の規定にかかわらず就学援助費の全部又は一部を校長の口座に直接振り込むことができるものとする。

(申請)

第6条 就学援助の受給を希望する保護者は、要保護者及び第 3 条第 4 号アに規定する準要保護者を除き、毎年度ごとに就学援助費受給申請書(第 1 号様式)を小学校又は中学校ごとに作成し、世帯全員の収入を証明する書類を添付のうえ、委員会に提出しなければならない。

(認定)

第7条 第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する要保護者の認定は、福祉事務所からの保護開始連絡票に基づき、委員会が認定する。

- 2 第 3 条第 3 号に規定する要保護者の認定は、民生委員からの連絡票に基づき、委員会が認定する。

3 第3条第4号アに規定する準要保護者の認定は、福祉事務所からの保護停止・廃止連絡票に基づき、委員会が認定する。

4 第3条第4号ア以外に規定する準要保護者の認定は、前条の申請書に基づき、委員会が認定する。

(認定日)

第8条 前条第1項の認定日は、生活保護開始年月日とする。

2 前条第2項の認定日は、民生委員からの連絡票を委員会が受理した日とする。

3 前条第3項の認定日は、生活保護停止又は廃止年月日とする。

4 前条第4項の認定日は、就学援助費受給申請書を委員会が受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、就学援助費受給申請書を4月中に受理したときは、受理した日の属する月の初日を認定日とする。

(認定及び否認定の通知)

第9条 委員会は、第7条の規定により認定の決定をしたときは、速やかに次の各号の様式により、通知するものとする。

(1) 第7条第1項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第2号様式)

(2) 第7条第2項該当の要保護者 就学援助費支給認定通知書(第3号様式)

(3) 第7条第3項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第4号様式)

(4) 第7条第4項該当の準要保護者 就学援助費支給認定通知書(第5号様式)

2 委員会は、第7条の規定により否認定の決定をしたときは、速やかに就学援助費否認定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(届出)

第10条 要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、就学援助費受給変更事項届(第7号様式)により、就学援助の受給を辞退する場合には、就学援助費受給辞退届(第8号様式)により、速やかに委員会に届出なければならない。

(1) 住所の変更があったとき。

(2) 氏名の変更があったとき。

(3) 就学援助費受給申請書の記載内容に変更があったとき。

(認定の取消し)

第11条 委員会は、要保護者又は準要保護者の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により認定の決定を受けたとき。

(2) 第3条に定める認定基準の要件を欠いたとき。

2 前項の認定の取消しは、就学援助費支給認定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(就学援助費の返還)

第12条 就学援助費を受給した者が、前条の認定の取消しを受けた場合において、既に受給した就学援助費の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。

2 前項の返還を求めるときは、就学援助費返還請求書(第10号様式)により行うものとする。

(関係者への通知)

第13条 委員会は、要保護者及び準要保護者と認定した者、変更の届出のあった者、又は認定を取消した者について、次の各号に掲げる通知を校長及び学校給食課長に送付する。

(1) 認定日が4月1日の場合

ア 要保護準要保護児童生徒名簿(第11号様式)

(2) 認定日が前号以外の場合

ア 就学援助費受給児童生徒認定通知書(第12号様式)

イ 就学援助費(要保護者)開始・廃止・停止・変更連絡票(第13号様式)

ウ 就学援助費受給認定取消通知書(第14号様式)

エ 就学援助費受給変更通知書(第15号様式)

(委任)

第14条 校長が要保護者又は準要保護者の認定を受けた者の代理として就学援助に係る金銭を取り扱う場合は、保護者から一切の権限の委任を受けなければならない。

(書類の整理)

第15条 委員会及び校長は、就学援助に係る書類を備え常に整理しておかなければならぬ。また、関係書類は、事業年度終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(広報)

第16条 委員会は、就学援助の制度について、広報等により保護者への周知に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月7日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の昭島市教育委員会就学援助費支給要綱の様式による用紙で、この要綱の実施の日に現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

別表第1(第3条関係)

月割換算収入額とは、次の式により算定した額とする。

月割換算収入額 = A - B - C

この算式中各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 Aとは、次に掲げる項目の合計額を 12 で除した額(円未満切捨)

当該世帯の前年中の合計所得金額を算出するため、各種所得の収入金額の合計額

当該世帯の前年中の各種年金の合計額

当該世帯の前年中の仕送り及び養育費として収入とされた合計額

2 Bとは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表の住宅扶助(6人以内の世帯)知事承認額

3 Cとは、当該世帯の児童生徒に係る前年度の市立小中学校の学校給食費の年額を 12 で除した額(円未満切捨)

別表第2(第3条関係)

需要額とは、前年度の4月1日に昭島市に適用された生活保護法第8条の規定による生活保護基準額表を用い、次の式により算定した額とする。

$$\text{需要額} = a + b + c + d + e$$

この算式中各記号の意義は、それぞれ各号に掲げるとおりとする。

1 aとは、当該世帯の世帯員の第1類年齢別基準額の合計額

2 bとは、当該世帯の人員別第2類基準額

3 cとは、当該世帯の人員別第2類冬期加算の額に加算月数を乗じて得た額を 12 で除した額(円未満切捨)

4 dとは、当該世帯の児童生徒に係わる教育扶助基準額の合計額

5 eとは、基礎控除表の収入金額別区分の 76,000 ~ 79,999 の欄の1人目の額

別表第3(第5条関係)

支給項目	支給対象者	対象学年	支給額	支給時期及び方法
学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の全学年	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
通学用品費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の2学年以上	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月及び11月の年2回保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	校外活動に参加した児童生徒の要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な宿泊費・交通費・見学料等で保護者が負担する額	校外活動実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み

新入学児童生徒学用品費等	第3条第2号から第6号までの該当者(認定日が4月1日の者)	小・中学校の第1学年	当該年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の児童生徒1人当たり予算単価の額	7月に保護者の指定した口座への振り込み
移動教室費及び修学旅行費	移動教室に参加した児童又は修学旅行に参加した生徒の要保護者及び準要保護者	小学校の第6学年及び中学校の第3学年	児童が移動教室又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見物料等の経費で保護者が負担する額	移動教室又は修学旅行実施後校長からの報告に基づき保護者の指定した口座への振り込み
通学費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の特別支援学級在籍者及び通級指導学級の通級者	児童生徒が最も経済的な通常の経路・方法により通学する場合の交通費及び当該児童生徒に同行する保護者の交通費	9月、10月、1月及び4月の年4回保護者の指定した口座への振り込み
医療費	要保護者及び準要保護者	小・中学校の全学年	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療のための医療に要する費用から健康保険法(大正11年法律第70号)等に定める保険者負担額を控除した額とする。ただし、第3条第1項第1号の該当者で社会保険未加入者は、当該医療に要する費用の総額	治療後、医療機関の請求に基づき医療機関が指定した口座への振り込み
学校給食費	第3条第2号から第6号までの該当者	小・中学校の全学年	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定により保護者が負担する額	教育長口座への振り込み

(注意事項)

認定日が年度の中途のため支給時期に支給できない場合は、別に支給時期を設け支給するものとする。この場合において、学用品費及び通学用品費の月割り按分額に10円未満の端数が生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを5円とする。

保 護 者 各 位

昭 島 市 教 育 委 員 会

就学奨励費のお知らせ

昭島市では、ひとりひとりのお子さんに適した教育が受けられるように、小学校及び中学校に特別支援学級を設置しておりますが、お子さんがこの学級に通うための給食費や学用品などの教育費の補助をしています。

この制度は、経済的にお困りの方に援助している就学援助費とは異なるもので、特別支援学級に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するためのものです。

お手数ですが、下記により就学奨励費の手続きをお願いします。

記

1 対象になる方

就学援助費を受けていない方で、世帯の収入額が生活保護基準の例により計算した需要額の2.5倍未満の場合に支給の対象になります。

2 提出書類

にかかる収入額・需要額調書	就学奨励費
	1部
同一世帯及び生計を同じくする方全員の収入を証明するもの	
平成22年分給与所得の源泉徴収票又は	
平成22年分所得税の確定申告の控	等のコピー
通学費調査票（定期券のコピーを必ず付けて下さい）	1部
支払金口座振込依頼書	1部

3 提出期限 平成23年4月22日（金）

4 提出先 教育委員会学務課（学校経由で提出）

5 支給される経費

次の経費の半額又は、一部を支給します。

1 学校給食費	2 学用品費	3 通学用品費
4 新入学学用品費	5 校外学習費	6 通 学 費
7 宿泊学習費	8 修学旅行費	

6 その他

辞退する方または、就学援助費を申請している方は、2のの辞退欄に記入、押印のうえ提出してください。

なお、辞退した方への支給はありませんのでご注意ください。

7 問い合せ先 昭島市教育委員会学務課 担当 長田 電話 544-5111(代) 内線2244

昭島市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成 12 年 6 月 1 日

実施

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、その就学の特殊性から保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を援助する費用(以下「就学奨励費」という。)を支給し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、昭島市に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級(固定学級)に在籍する児童生徒又は昭島市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者とする。ただし、[昭島市教育委員会就学援助費支給要綱](#)(以下「援助費要綱」という。)第7条に規定する認定者は対象者としない。

2 難聴、言語障害、情緒障害等の児童生徒で、[学校教育法施行規則第73条の21第1項](#)の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒の保護者については、当該児童生徒の通学に係る交通費及び当該児童生徒の通学に付き添う保護者等(付き添いが必要な場合に限る。)に係る通学同行費を次条第1項第7号の通学費として支給することができる。

(支給項目及び支給額等)

第3条 就学奨励費の支給項目は次のとおりとし、支給額は[援助費要綱](#)別表第3の額を基本とする。

- (1) 学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (2) 通学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (3) 新入学児童生徒学用品費(別表第3の額の2分の1)
- (4) 校外活動費(別表第3の額の2分の1)
- (5) 移動教室費及び修学旅行費(別表第3の額の2分の1)
- (6) 学校給食費(別表第3の額の2分の1)
- (7) 通学費(実費)
- (8) 職場実習交通費(実費)

2 前項第7号及び第8号の費用は、公共交通機関を利用し最も合理的な経路で通学したときにかかる費用とする。

3 就学奨励費の支給方法及び支給時期は[別表1](#)のとおりとする。

(支給の基準)

第4条 前条第1項に規定する就学奨励費の支給項目は、第2条第1項の対象者世帯の収入額に応じ、つぎの各号の基準により区分する。

(1) 収入額が需要額の 2.5 倍未満

前条第1項第1号から第8号に規定する全項目

(2) 収入額が需要額の 2.5 倍以上又は収入額を証明する書類の未提出者

前条第1項第7号及び第8号に規定する項目

2 前項に規定する収入額及び需要額は、[別表2](#)により算出した額とする。

(申請)

第5条 第2条第1項に規定する対象者は毎年度ごとに、就学奨励費にかかる収入額・

需要額調書([第1号様式](#))を、世帯全員の収入を証明する書類を添付して、在籍校長を通じて昭島市教育委員会(以下「委員会」という)に申請するものとする。

2 第2条第2項に規定する対象者は毎年度ごとに、通学費調査票([第2号様式](#))を在籍校長を通じて委員会に申請するものとする。

3 申請を辞退した者については、就学奨励費に係る一切の費用を支給しない。

(認定)

第6条 就学奨励費の認定は、前条の申請に基づき委員会が審査し、第2条第1項の対象者は第4条第1項に規定する区分により、第2項の対象者は収入額にかかわらず認定する。

(認定日)

第7条 前条の規定による認定の日は、毎年4月1日とする。ただし、年度の途中で特別支援学級に転学した児童生徒の保護者については、転学した月の前日の属する月の翌月の初日からとする。

(認定の通知)

第8条 委員会は、第6条の規定により認定したときは、速やかに次の各号の様式により通知するものとする。

(1) 第4条第1項第1号の該当者 就学奨励費の支給について([第3号様式](#))

(2) 第4条第1項第2号の該当者 就学奨励費の支給について([第4号様式](#))

(3) 第2条第2項の該当者 通学費の支給について([第5号様式](#))

(就学援助費の準用)

第9条 就学奨励費支給の手続き等において、この要綱に定めのない事項については、[援助費要綱](#)の例による。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月20日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

支給項目	支給方法	支給時期

学用品費、通学用品費	保護者の指定した口座に振り込む	9月(年1回)
新入学児童生徒学用品費		
校外活動費	保護者の指定した口座に振り込む	実施後、校長からの報告を受けた後(9月以降)
移動教室費及び修学旅行費		
職場実習交通費		
学校給食費	保護者の指定した口座に振り込む	9月から毎月
通学費	保護者の指定した口座に振り込む	9月、10月、1月及び4月(年4回)

別表2(第4条関係)

1 収入額は、同一世帯ごとに、次の式により算定した額とする。

$$\text{収入額} = \frac{(A) - (B)}{12} - (C)$$

(A)=当該年度に納付すべき市町村民税の課税の基礎となった前年1月から12月までの間の世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額(所得控除を行う前の額)の合計額

(B)=(A)の市町村民税の課税にあたって、所得控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の合計額

(C)=同一世帯で2人以上の児童等が盲・聾学校、特別支援学校又は特別支援学級に就学している場合、その就学者の数から1を減じた数に、生活保護法による保護の基準(以下「保護基準」という。)に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額

2 需要額は、前年12月末現在の世帯構成に基づいて、前年12月末現在に適用されている保護基準に示される次の各号の額の合計額とする。

- (1) 生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の第1類、第2類及び期末一次扶助費の表に示す額。ただし、第2類中「地区別冬季加算額」については12分の5、「期末一時扶助費」については12分の1をそれぞれ乗じて得た額
- (2) 教育扶助基準の表中「基準額」に示す額
- (3) 住宅扶助基準の基準額の表中「家賃、間代、地代等の額」に示す額
- (4) 特別支援学級に通学している児童・生徒が前年度中(前年4月1日から3月31日まで)に、その通学に要した交通費の額(年額)に12分の1を乗じて得た額

(5) 小・中学校の児童・生徒に係る学校給食費(前年度の国の年額の予算単価)に12分の1を乗じて得た額

別表3 (省略)

W第1号様式

(第5条関係)

平成 年度 就学援助費にかかる収入額・需要額調書

保護者 氏名 印		住 所			児童生徒氏名			学年・学級名		
世帯の収入状況		世帯の状況(昨年12月末日現在)			収入額			要領		
		氏名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (心障学級通学の有無)	教育扶助基準	生活	第1類	第2類		
所得控除前の 所得額	給所得金額	円	年月日 (桁)		円	円	円	円		
	退職所得金額		年月日 (桁)							
	山林所得金額		年月日 (桁)							
	計	A	年月日 (桁)							
所得控除後の 所得額	社会保険料		年月日 (桁)							
	生命保険料		年月日 (桁)							
	損害保険料		年月日 (桁)							
	計	B	年月日 (桁)							
所得額(A-B)	C	年月日 (桁)								
所得月額(C×1/12)	D	年月日 (桁)								
障害者加算控除 (保護基準にて算定)	E	年月日 (桁)								
収入額(D-E)	F	合 計		a	b	c	d	e		
就学費明細	(就学費を要した者ごとに記入すること)				特記事項			認定区分		
辞退欄	就学援助費の受給を辞退します。 平成 年 月 日 保護者氏名							認定年月日		
								部長		
								課長		

W第2号様式

(第5条関係)

通 学 費 調 査 票

児童生徒氏名	(第 学年)		
通 学 校 名			
保 護 者 氏 名			
住 所			
通 学 費 の 有 無	1 通学費がかかります 2 通学費はかかりません		
乗車区間・経路 及び利用交通機関			
運賃支払い方法	1 その都度 2 定期券(カ月定期券)		
上記運賃の金額 (交通機関ごと)	合計 円		
通 学 同 行 者	有・無	氏 名	続柄()
通学同行者運賃	円		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名
学校長 

昭島市教育委員会教育長 殿

W第3号様式
(第8条関係)

平成22年度就学援助費決算額(26市調査結果)

	小学校				中学校				合計
	学用品費等	給食費	医療費	合計	学用品費等	給食費	医療費	合計	
八王子市	106,723,660	176,114,802	416,929	283,255,391	145,566,192	36,049,854	258,073	181,874,119	465,129,510
立川市	37,902,306	60,048,583	29,730	97,980,619	55,961,880	33,260,916	5,200	89,227,996	187,208,615
武蔵野市	12,850,941	23,084,635	0	35,935,576	16,577,091	13,191,313	0	29,768,404	65,703,980
三鷹市	17,260,770	41,881,726	341,948	59,484,444	37,053,369	31,169,717	79,703	68,302,789	127,787,233
青梅市	15,400,321	32,398,310	2,800	47,801,431	30,343,618	21,888,662	0	52,232,280	100,033,711
府中市	37,568,305	65,145,673	0	102,713,978	51,056,345	42,288,607	0	93,344,952	196,058,930
昭島市	26,228,500	49,804,740	153,087	76,186,327	38,502,695	29,787,089	66,002	68,355,786	144,542,113
調布市	30,947,754	59,064,241	50,218	90,062,213	52,894,878	37,241,100	33,245	90,169,223	180,231,436
町田市	80,198,334	123,082,123	535,972	203,816,429	114,767,070	31,226,400	150,987	146,144,457	349,960,886
小金井市	11,785,203	23,755,991	34,688	35,575,882	17,144,481	13,996,368	2,733	31,143,582	66,719,464
小平市	29,507,670	58,683,834	77,708	88,269,212	52,722,678	36,282,102	26,134	89,030,914	177,300,126
日野市	37,882,291	56,810,956	13,350	94,706,597	48,959,718	37,188,590	600	86,148,908	180,855,505
東村山市	26,317,326	51,361,385	102,718	77,781,429	43,850,058	23,928,326	274,518	68,052,902	145,834,331
国分寺市	9,661,556	17,156,012	0	26,817,568	17,752,840	11,580,650	0	29,333,490	56,151,058
国立市	12,970,271	19,244,997	3,000	32,218,268	21,349,813	14,734,985	1,600	36,086,398	68,304,666
福生市	19,641,773	30,990,000	11,600	50,643,373	23,121,232	1,587,431	5,200	24,713,863	75,357,236
狛江市	10,295,618	16,174,940	196,103	26,666,661	14,365,776	7,376,799	53,574	21,796,149	48,462,810
東大和市	17,604,564	27,515,754	227,730	45,348,048	23,759,418	15,780,698	80,300	39,620,416	84,968,464
清瀬市	15,250,567	33,317,210	23,480	48,591,257	27,017,508	21,270,653	3,560	48,291,721	96,882,978
東久留米市	14,273,392	35,011,033	43,649	49,328,074	32,011,987	15,844,006	23,490	47,879,483	97,207,557
武蔵村山市	18,771,169	33,686,774	331,161	52,789,104	30,955,461	21,360,052	143,217	52,458,730	105,247,834
多摩市	40,925,000	83,498,030	52,320	124,475,350	50,680,277	41,106,002	9,726	91,796,005	216,271,355
稻城市	10,724,180	32,362,550	68,560	43,155,290	9,464,370	19,014,220	37,860	28,516,450	71,671,740
羽村市	11,855,798	19,769,367	0	31,625,165	14,879,073	12,378,640	0	27,257,713	58,882,878
あきる野市	13,593,963	27,368,283	7,330	40,969,576	19,852,878	18,405,625	1,200	38,259,703	79,229,279
西東京市	26,446,698	48,019,911	49,604	74,516,213	47,613,770	2,875,101	11,852	50,500,723	125,016,936

(10) 総合スポーツセンター管理運営

生涯学習部スポーツ振興課

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

基本データ	事務事業名		担当部署													
	総合スポーツセンター管理運営		部	生涯学習部	課長	石川 千尋										
			課	スポーツ振興課	担当	青木 昇一										
			係	スポーツ振興係	電話	544-4152										
	第4次総合基本計画における位置付け						実施根拠<法令、要綱等>									
	政策項目	03	環境を守る(循環型社会の形成)													
	大項目	03	心を豊かにする(市民文化・学習の推進)													
	中項目	04	スポーツ・レクリエーション													
	予算科目(コード)		款	10	項	05	目	02								
	細目	001	細々目	01	H 16 年度 ~	年度										
事務事業概要	目的															
	<対象は誰、何か>			<対象をどのような状態にすることを意図しているか>												
	市民・団体等			市内の公共スポーツ施設の拠点において充実したサービスを受けられる。												
	事業実施方法															
	直接実施	業務委託(委託先:昭島ビルメンテナンス事業協同組合、シンコースポーツ株式会社)														
	補助金(補助先:)	その他()										
	内容															
	総合スポーツセンターの管理・運営等を民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供していく。また、各種スポーツ教室についても民間に委託し、効果的な運営を行う。															
	総合スポーツセンター:体育室、軽体操室、柔道場、剣道場、弓道場、温水プール、トレーニングルーム、研修室、クラブ室 スポーツ教室:「健康さわやか教室」、「親子体操教室」等27事業															
	細事業(主な事業内訳)		平成22年度決算額		備考(細事業内容についての補足)											
需用費:消耗品費		973 千円														
需用費:燃料費		177 千円		車両のガソリン代												
需用費:印刷製本費		60 千円														
需用費:光熱水費(電気料)		7,865 千円														
需用費:光熱水費(水道料)		9,049 千円														
需用費:光熱水費(ガス料)		22,032 千円														
需用費:光熱水費(下水道料)		7,601 千円														
需用費:施設修繕料		1,458 千円		B棟通路漏水のため改修、トレーニングルームガラス修繕												
需用費:機械器具等修繕料		959 千円		トレーニング機器修繕												
役務費:通信運搬費(電話料)		663 千円														
委託料:管理運営委託		106,696 千円		主な内訳は下記のとおり												
管理運営業務		56,412 千円		受付・案内、管理サービス業務、駐車場、トレーニングルーム、室内温水プール管理運営業務												
設備運転保守管理		28,468 千円		運転保守管理、ボイラー性能検査等業務、各種保守点検業務												
清掃業務等		15,620 千円		日常・定期、ランニング走路清掃、安土清掃・的張り業務等												
保険料等		660 千円		賠償責任保険等												
委託料:スポーツ教室運営委託		15,498 千円		各種スポーツ教室												
委託料:警備委託		328 千円		夜間の機械警備(午後10時~午前8時30分)												
委託料:電気工作物保安委託		255 千円		設備運転の安全性の維持管理												
委託料:樹木せん定委託		1,260 千円		高木、中木、低木、垣根、芝等の良好な維持管理												
使用料及び賃借料:複写機借上料		281 千円		コピー機リース代												
使用料及び賃借料:受信料		22 千円		NHK受信料												
使用料及び賃借料:簡易印刷機借上料		16 千円		印刷機リース代												
使用料及び賃借料:トレーニング機器借上料		3,130 千円		トレーニングマシーン等借上げ												
事業の必要性																
廉価で通年利用できる温水プールやトレーニングジム、屋内競技用の体育施設は、市民の健康づくりのために必要。																
関連事業																

平成23年度 事務事業評価(外部評価)事業説明シート (平成22年度実施事業)

コストと財源内訳	コスト						
			平成21年度決算		平成22年度決算		平成23年度予算
	直接事業費		184,969	千円	178,321	千円	187,857 千円
	報酬			千円		千円	千円
	賃金			千円		千円	千円
	報償費			千円		千円	千円
	需用費		52,667	千円	50,173	千円	54,365 千円
	役務費		797	千円	663	千円	651 千円
	委託料		125,231	千円	124,036	千円	128,754 千円
	使用料及び賃借料		3,700	千円	3,449	千円	4,017 千円
負担金、補助及び交付金				千円		千円	千円
扶助費				千円		千円	千円
その他			2,574	千円	0	千円	70 千円
人件費			4,980	千円	4,980	千円	4,980 千円
一般職員	0.2 人	1,700	千円	0.2 人	1,700	千円	0.2 人 1,700 千円
再任用職員	0.8 人	3,280	千円	0.8 人	3,280	千円	0.8 人 3,280 千円
総事業費		189,949	千円		183,301	千円	192,837 千円
財源内訳							
事業の実績と成果	平成21年度決算						
	国庫支出金		0	千円	0	千円	0 千円
	(内容)						
	都支出金		0	千円	0	千円	4,090 千円
	(内容)						緊急雇用創出事業臨時特例補助金
	その他特定財源		64,933	千円	58,954	千円	67,360 千円
	(内容)	総合スポーツセンター使用料、庁舎等光熱水費、複写機利用料、各種講習会受講料ほか					
	一般財源		125,016	千円	124,347	千円	121,387 千円
	財源合計		189,949	千円	183,301	千円	192,837 千円
	事業実績						
課題	活動指標	平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(予定)	
	利用人数(団体、個人、教室参加者)	299,988	人	302,200	人	301,401	人
	単位当たりコスト						
	利用人数当たりの単価	655	円	607	円	640	円
自己評価	成果						
	総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は、民間に委託している。 各種スポーツ教室については、参加人数等を検証し、見直しを行っている。						
比較参考値	使用料について、東京都が運営していたのと同様に市内、市外の区別をしない料金体系を取っていること。施設については、建設から36年が経過しているため、修繕箇所が増えている。						
	市内の公共スポーツ施設の拠点として、多くの団体、個人のかたが利用をしている。 官民一体となって、充実したサービスを提供している。						
備考	他市の状況については別添参照						

平成23年度 事務事業評価(内部評価)シート (平成22年度実施事業)

基本 データ	事務事業名				担当部署							
	総合スポーツセンター管理運営				部	生涯学習部	課長	石川千尋				
					課	スポーツ振興課	担当	青木昇一				
					係	スポーツ振興係	電話	544-4152				
	第4次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>							
	政策項目 03 人を育む(生涯学習の充実)				昭島市総合スポーツセンター条例							
	大項目 03 心を豊かにする(市民文化・学習の推進)											
	中項目 04 スポーツ・レクリエーション				事業期間<開始・終了予定>							
	予算科目(コード)	款	10	項	05	目	02	細目 001 細々目 01 H 16 年度 ~ 年度				
事務 事業 概要	目的											
	<対象は誰、何か>				<対象をどのような状態にすることを意図しているか>							
	市民・団体等				市内の公共スポーツ施設の拠点において充実したサービスを受けられる。							
	内容				実績・成果							
	総合スポーツセンターの管理・運営等を民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供していく。また、各種スポーツ教室についても民間に委託し、効果的な運営を行う。				団体利用 ・体育室(2ヶ所): 2,314件 ・軽体操室(2ヶ所): 3,213件 ・柔剣道場: 1,315件 ・弓道場: 638件 ・温水プール: 1,129							
	総合スポーツセンター: 体育室、軽体操室、柔道場、剣道場、弓道場、温水プール、トレーニングルーム、研修室 スポーツ教室: 「健康さわやか教室」「親子体操教室」等27事業				個人利用 ・軽体操室(2ヶ所): 894人 ・柔剣道場: 2,039人 ・弓道場: 662人 ・温水プール: 46,792人 ・トレーニングルーム: 66,03							
	コスト		(単位)	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度予算	備考<特財名称等>					
	直接事業費		千円	184,969	178,321	187,857	総合スポーツセンターユ用料 厅舍等光熱水費 複写機利用料 電話料 各種講習会受講料 保険返戻金等					
	財 源 内 訳	国庫支出金	千円				建物損害共済災害共済金 緊急雇用創出事業臨時特例補助金					
		都支出金	千円			4,090						
		地方債	千円									
		その他特定財源	千円	64,933	58,954	67,360						
		一般財源	千円	120,036	119,367	116,407						
事務 事業 評価	一般職員人件費		千円	1,700	1,700	1,700						
	人工数		人	0.20	0.20	0.20						
	再任用職員人件費		千円	3,280	3,280	3,280						
	人工数		人	0.80	0.80	0.80						
	総事業費		千円	189,949	183,301	192,837						
	個別評価(大いにある 5、概ねある 4、どちらかというとある 3、あまりない 2、ない 1)											
	必要性	5		<判断理由>		妥当性	4		<判断理由>			
	廉価で通年利用できる温水プールやトレーニングジム、屋内競技用の体育施設は、市民の健康づくりのために必要。				総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は民間に委託し、官民一体となって充実したサービスを提供している。							
	有効性	5		<判断理由>		効率性	5		<判断理由>			
	市内には同規模以上の体育施設は無く、市内の公共スポーツ施設の拠点となって多くの市民に利用されている。				総合スポーツセンターの管理・運営及び各種スポーツ教室の開催は民間に委託している。また、各種スポーツ教室については毎年参加人数等を検証し、見直しを行っている。							
	合計点数 (20点満点)	19点		評価全般・今後の方向性に関するコメント<理由、改善内容等>								
	今後の方向性 (拡充、現状維持など)	一部改善		「都立施設を移管」という経過もあるが、市内料金、市外料金等の設定について検討できる。また、施設が老朽化してきている部分も見受けられるので、利用者の安全・安心という面からも計画的な修繕等を検討する必要がある。								



昭島市 総合スポーツセンター

所 在 地：〒196-0033 昭島市東町5-13-1
電話番号：042-544-4151 FAX：042-544-4159
開 設 日：平成16年7月1日
開館時間：午前9時～午後10時
休 館 日：第1月曜日(施設点検日) 祝日の場合
第3月曜日(定期休館日) はその翌日
12月28日～1月3日、その他 臨時休館日
駐 車 場：51台(他 障害のある方用2台)「有料」
交 通：JR青梅線東中神駅(南口)下車徒歩5分
(昭島市立昭和公園内)

A 棟 屋内温水プール
トレーニングルーム
柔道場・剣道場
第一軽体操室・研修室

B 棟 第一体育室・第二体育室
第二軽体操室

C 棟 弓道場

昭島市総合スポーツセンター トレーニングルームのご利用案内

当館のトレーニングルームは、個人でご利用になれます。（貸切りでの利用はできません。）トレーナーが、利用する方の体力に合わせた運動のしかたについて、アドバイスをしています。

ご利用時間

9:00～22:00【トレーニングご利用時間 21:45まで】

『最終入場時刻は、21:00となっておりますのでご注意ください。』



使用料

一般《高校生以上》 2時間 290円

（2時間を超えた場合は、1時間につき140円の超過料金がかかります。）

利用券は、一回券と回数利用券（5枚綴り 1,300円）があります。

一回券は、1階総合受付横券売機で、回数利用券は総合受付お求めください。

休館日

第一月曜日 臨時休館日（祝日にあたる時はその翌日）

第三月曜日 定期休館日（祝日にあたる時はその翌日）

年末年始 その他臨時に休館することがあります。



ご利用上の注意

中学生以下の方は、入場できません。

初めてご利用する方は、問診をしますのでトレーナーにお申し出てください。

2回目以降の方は、券をトレーナーに提示して時間を打刻後利用できます。

トレーニング終了後トレーニング受付に券をお渡しください。

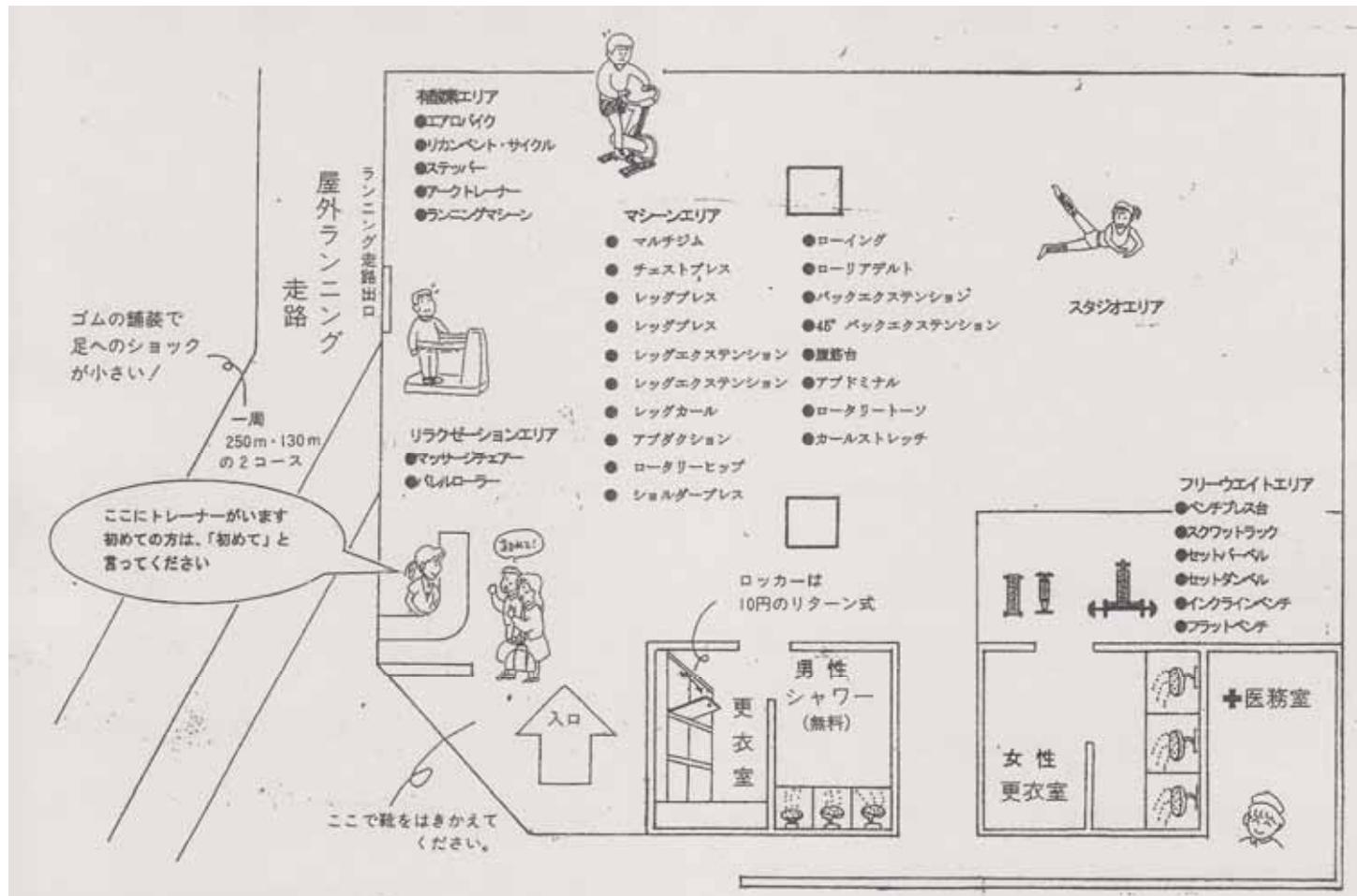
ご利用の際は、運動のできる服装と室内用運動靴を、必ずお持ちください。

運動のできる服装と室内用運動靴をお持ちでない場合は、入場をお断りします。

屋外を走る方は、屋外用運動靴もご用意ください。

フリーウエイトをご利用の際、大声を発したり、ダンベル等を床に放り投げる等、他の方に迷惑となる行為をされた場合は、途中退出していただく場合があります。

（裏面もご覧ください）



フィットネス体操

トレーナーが体操の指導を行います。自由にご参加ください。

10:30 ~ 11:15

(各45分)

19:30 ~ 20:15

詳しくは、別紙フィットネス体操のご案内をご覧ください。

体力スポーツ相談

「久しぶりに運動をしたいが、体力に自信がない」「腰痛・肩こりに効く運動は?」など「どんな運動を、どれくらいやればよいのか」とお困りの方に、「体力スポーツ相談」を開設しています。詳しくは、別紙体力スポーツ相談のご案内をご覧になるか、お近くのトレーナーにお問い合わせください。

JR青梅線東中神駅下車徒歩5分

昭島市総合スポーツセンター

〒196-0033

東京都昭島市東町5-13-1

TEL 042-544-4151

FAX 042-544-4159

昭島市総合スポーツセンター トレーニングルーム

平成23年度 フィットネス体操のご案内



トレーナーによるフィットネス体操を下記のとおり実施します。

ぜひこの機会をご利用ください。皆様のご参加をお待ちしております。

曜日 時間帯	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT	日 SUN
午前	フィットネス 体操 10:30~ 11:15 尾崎	フィットネス 体操 10:30~ 11:15 宇田川	ベーシック ステップ 10:30~ 11:15 末木	フィットネス JOG 10:30~ 11:15 末木	フィットネス 体操 10:30~ 11:15 宇田川	フィットネス JOG 10:30~ 11:15 末木	フィットネス 体操 10:30~ 11:15 石田
午後	フィットネス 体操 14:30~ 15:15 小口	マーシャル アーツ 14:30~ 15:15 居倉	ボディ チェンジ 14:30~ 15:15 居倉	健美ヨーガ 14:30~ 15:15 小口	フィットネス 体操 14:30~ 15:15 戸井	健美ヨーガ 14:30~ 15:15 小口	マーシャル アーツ 14:30~ 15:15 居倉
夜間	健美ヨーガ 19:30~ 20:15 小口	フィットネス 体操 19:30~ 20:15 尾崎	フィットネス JOG 19:30~ 20:15 末木	ヒップホップ 19:30~ 20:15 田代	健美ヨーガ 19:30~ 20:15 石田	ベーシック ステップ 19:30~ 20:15 尾崎	フィットネス 体操 <u>18:00~</u> <u>18:45</u> 井野

参加費は、トレーニングルーム利用料に含みます。

運動のできる服装と室内用運動靴を必ずお持ちください。

ベーシックステップ（ステップ台を使用してのレッスンです）は、定員制です。（40名）

整理券をカウンターにてお受取りください。

トレーニングルーム内のフリースペースで行いますが、状況に応じて人数制限をする場合があります。

《午前の部については、整理券が必要です。（定員50名）カウンターにてお受取りください。》

フィットネス体操開始15分経過してのご入場は、ケガ等の防止のため入場をお断りする場合がございますのでご了承ください。

運動中は汗が多くですので、ペットボトル等をご用意いただく事をお勧めいたします。

運動内容については、裏面をご参照ください。



昭島市総合スポーツセンター

TEL 042 544 4151



フィットネス体操プログラム 内容

フィットネス体操	音楽に合わせ、ウォーキングを中心に様々なステップを組合せた脂肪燃焼、持久力向上効果のあるプログラムです。	(レベル 初心者～上級)
フィットネスJOG	テンポある音楽に合わせ、走る・跳ねる・回る動きが入る心拍機能向上、脂肪燃焼効果の高いプログラムです。	(レベル 中級～上級)
ベーシックステップ	ステップ台を使い、リズムにのっての昇降運動、大肢部強化も兼ねそなえたプログラムです。	(レベル 中級～上級)
マーシャルアーツ	パンチやキックなど格闘技の動きを取り入れ、大きな筋肉を使い代謝を高めると共に、体幹刺激してバランスアップ！ まずは何も考えずにストレス解消から！(レベル 初心者～上級)	(レベル 初心者～上級)
ヒップホップ	ヒップホップの音楽に合わせ、ダンスのリズムを楽しみながら体全体を動かしていくダンスプログラムです。	(レベル 初級～上級)
健美ヨーガ	呼吸に合わせ、体を動かし柔軟性、バランス感覚、筋力向上、基礎代謝アップ体の中心(コア)を鍛えるプログラムです。	(レベル 初心者～上級)
ボディチェンジ	自重体重、チューブ、ステップ台等を使って音楽に合わせながら筋力アップと有酸素運動を同時に進行する画期的なプログラムです。	(レベル 初心者～上級)

インストラクターにより若干のレベル差はありますので詳しくはトレーナーにお聞きください。
都合によりインストラクターの変更、レッスンの変更等がございます。その際は、掲示板にてお知らせいたしますのでご確認ください。

平成23年度 昭島市総合スポーツセンター 体力・スポーツ相談のご案内

トレーニングルームをご利用になられている方を対象に、目的に応じた安全で効果的なトレーニングが行えるように、スポーツ科学の専門的な見地からアドバイスを行います。また、トレーニングメニューも提供します。

競技力向上を目指す方、お医者さまから運動を勧められた方、運動不足を感じている方、健康体力づくりを目指す方、やせたい方、筋肉をつけたい方等、ぜひご利用ください。

実施場所 昭島市総合スポーツセンター トレーニングルーム

実施日

榎本先生	鈴木先生	榎本先生	鈴木先生
4月 24日(日) / 17日(日)		5月 8日(日) / 15日(日)	
6月 5日(日) / 19日(日)		7月 3日(日) / 17日(日)	
8月 28日(日) / 21日(日)		9月 25日(日) / 18日(日)	
10月 23日(日) / 16日(日)		11月 6日(日) / 20日(日)	
12月 4日(日) / 18日(日)		1月 8日(日) / 15日(日)	
2月 5日(日) / 19日(日)		3月 4日(日) / 18日(日)	

講師の都合により実施日が変更になる場合があります。

実施時間

日曜日 10:00 ~ 16:00 実施日の一週間前より定員7名の予約制です
電話での予約は行なっておりません。当センターでのお申し込みになります。

講師

東洋大学 ライフデザイン学部 健康スポーツ学科 教授
鎌倉女子大学 教育学部 教育学科 講師

鈴木 哲郎先生
榎本 至 先生

対象 原則として、昭島市総合スポーツセンタートレーニングルーム利用者

費用 トレーニングルーム利用料に含みます。

持ち物 トレーニングウェア、室内用スポーツシューズ、タオル等

詳細はトレーニングルームスタッフまで気軽にお問い合わせください。



昭島市総合スポーツセンター

TEL 042-544-4151

2011年10月

昭島市総合スポーツプール

屋内温水プール 一般券

(11月分は裏面です) 直前の予約券が入り、コース数が変更になります。(H22.5.23現在)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4
9:00	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
11:00	—	休	3	4	4	3	—	休	3	4	4	3	—	休	3	4	4	3	—	4	3	4	4	3	—	4	3	4	—	4	3	
13:00	般	—	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般
15:00	開	般	館	6	4	6	4	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般	般
17:00	放	開	日	6	6	6	6	放	開	日	6	6	6	放	開	日	6	6	6	放	開	日	6	6	6	放	開	日	6	6	6	6
19:00	21:00	放	日	6	6	6	6	放	放	日	6	6	6	放	放	放	日	6	6	6	放	放	放	日	6	6	6	放	放	放	放	放
21:45	21:45	放	日	6	6	6	6	放	放	日	6	6	6	放	放	放	放	日	6	6	6	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放	放

ご利用いただく水着、帽子等については、レジャー要素の高いものは、ご遠慮ください

午高年のためのアクアクラシクス、10月 4.11.18.25 11月 1.8
「水中カーニングランゲンドアトリウム」10月 24.31.11月 14.28
(介護予防運動)

初心者水泳クリニック、10月6.13.20.24.27日 11月10.14.17.24.28
13:05～13:50(泳げるようになりたい方) 14:05～14:50(更に上達したい方)
「ブルー」受付または、ブルーの名簿に氏名等を記入ください。実施中でもご参加いただけます。

お知らせ

往復コースで連続して泳がれる場合には、ターンの際に後方確認を忘れずにお願い致します。
この表は予定表です。急な変更もございますので、ご了承ください。

[3コースが一般公開の場合]

—自由遊泳コース—	片側一方通行コース
—自由遊泳コース—	—往復遊泳コース—
—自由遊泳コース—	—自由遊泳コース—

ウォーキングコース

ウォーキングコースでは
「アクアシユーズ」の利用を認めています。
シユーズの利用は、ブルー場内でお願いします。

[4コースが一般公開の場合]

—自由遊泳コース—	—往復遊泳コース—
—自由遊泳コース—	—自由遊泳コース—
—自由遊泳コース—	—自由遊泳コース—

ウォーキングコース

[5コースが一般公開の場合]

—自由遊泳コース—	—往復遊泳コース—
—自由遊泳コース—	—自由遊泳コース—
—自由遊泳コース—	—自由遊泳コース—

ウォーキングコース

水底確認時間	10:55～
	12:55～
	14:55～
	16:55～
	18:55～ 約10分間です

【基本型】

数字は、一般開放するコースの予定数です。直前の予約等が入り、コース数が変更になる場合があります。(H23.9.30現在)

11月	1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火	9 水	10 木	11 金	12 土	13 日	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	1 木	
9:00	3 3	3 3	4 4	— —	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	4 4	3 3	3 3	3 3	4 4	3 3	3 3	4 4	3 3	3 3	4 4	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3		
11:00	3 3	4 4	— —	3 3	4 4	3 3	4 4	3 3	4 4	3 3	4 4	3 3	4 4	— —	3 3	4 4	3 3	4 4	— —	3 3	4 4	— —										
13:00	3 3	5 5	般 般	4 4	— —	3 3	5 5	3 3	4 4	— —	4 4	6 6	5 5	3 3	4 4	般 般	— —	6 6	般 般	3 3	4 4	— —	4 4	6 6	5 5	3 3	4 4	— —	3 3	4 4	— —	
15:00	6 6	4 4	開 放	6 6	— —	6 6	4 4	6 6	6 6	— —	6 6	4 4	6 6	6 6	— —	6 6	般 般	6 6	開 放	6 6	般 般	6 6	4 4	6 6	— —	6 6	4 4	6 6	— —	6 6	4 4	6 6
17:00	6 6	6 6	放 放	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	開 放	6 6	6 6									
19:00	6 6	6 6	— —	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	6 6									
21:00	6 6	6 6	— —	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	6 6									
21:45	6 6	6 6	— —	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	6 6	6 6	6 6	— —	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	放 放	6 6	6 6									

(3)

利用時間は、9時00分～21時45分です。お時間までに、チケットを受付にお戻ください。(最終入場時間は21時00分)
入場料は、1回 2時間以内(入場から退場まで)大人(高校生以上) 290円、小人(小学生・中学生) 140円、未就学児 無料
2時間を超えてのご利用は、一時間毎 大人140円 小人70円の超過料金がかかります。半額の方は 大人70円 小人30円です。

お得な5枚綴り回数券を総合受付にて販売しております。大人 1,300円 小人 630円
3歳以上でおむつのどれたお子様から利用できます。小学3年以下の子供2名につき、1名の付き添い

小学4年生以上のお子様だけのご利用は可能ですが、18時以降は小学6年生以下の子供2名につき、1名の付き添い(高校生相当以上)が必要です。中学生だけでのご利用は、19時までです。19時以降は、同様に付き添いが必要です。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、介護者1名を含め、入場料が半額になります。

⇒ 介護者とは、第1種身体障害者・療育手帳の交付を受けている方・精神障害者保健福祉手帳等級1～2級の方、及び2歳未満で身体障害者手帳の交付を受けている方の付き添いで、施設利用時同行し介護する方です。

身体に障害のある方のお得な5枚綴り回数券を総合受付で販売しています。利用時は、総合受付に申し出してください。

障害のある方のお得な5枚綴り回数券を総合受付で販売しております。

大人 650円 小人 310円

お子様連れの方は、お子様から目を離さないようにしてください。

水泳帽子がないと入場できません。貴金属類は外してください。

当施設は体育施設であることからピキニ等のレジャー的要素の高い水着の着用はご遠慮ください。また浮き輪等の遊びを目的とした用具を持ち込むことは出来ません。

お化粧は、必ず落としてください。クレンジングをお忘れの方は、プール受付にて貸し出しています。

シャワーを十分に浴び、整髪料等をよく落してください。シャンプー・石鹼等の使用は出来ません。

バンソウコウ類をつけたままでの入水は、認めておりません。医療加工(キネシオ等)されたものは、使用を認めていますので、

プール受付に申し出ください。

ルールとマナーを守り、安全な施設づくりに、ご協力をお願い申し上げます。

プール水の水質検査のデータは、1階ロビーとプール場内掲示板にお知らせしています。
水質を良好に保つために、皆様のご協力をお願い申し上げます。

注意事項

昭島市総合スポーツセンター

〒196-0033 東京都昭島市東町5-13-1
JR青梅線(東中神駅)南口下車 徒歩5分
(昭島市立昭和公園内)
電話 042-544-4151 (総合受付)

主催事業実施状況(平成22年度実施)

課長	係長	主事	教室担当

シンコースポーツ(株)

NO.	事業名	対象	参加料	回数	定員	応募者数	参加決定者数	実施日数	延べ参加人数	参加率(22年度)	参加率(21年度)
1	個人開放デー(球技)	小学生以上	大人 ¥300 子ども¥150	22回	上限なし	大人/子どもとする	22	894/691			888/529
	クライミング開放デー	小学生以上	大人 ¥500 子ども¥350	22回	先着20名	大人/子どもとする	22	282/104			311/100
2	中高年のためのアクアエクササイズ(前期)	40歳以上	1回¥500	7回	30名	54	45	7	220	104.8%	114.3%
	中高年のためのアクアエクササイズ(中期)	40歳以上	1回¥500	7回	30名	58	45	7	255	121.4%	102.9%
3	中高年のためのアクアエクササイズ(後期)	40歳以上	1回¥500	7回	30名	45	45	7	213	101.4%	101.0%
	弓道教室	15歳以上	1回¥1,000	10回	30名	20	20	10	185	61.7%	44.7%
4	アクアエクササイズ(前期)	18歳以上	1回¥500	8回	30名	当日にて受付	8	108	45.0%	42.4%	
	アクアエクササイズ(後期)	18歳以上	1回¥500	8回	30名	当日にて受付	8	103	42.9%	37.6%	
5	健康さわやか教室(総合スポーツセンター)	50歳以上	1回¥250	25回	80名	79	79	25	1235	61.8%	61.1%
	健康さわやか教室(みほり体育館)	50歳以上	1回¥250	25回	80名	64	64	25	937	46.9%	42.3%
6	健康さわやか教室(商工市民センター)1班	50歳以上	1回¥250	25回	80名	81	81	25	1308	65.4%	62.4%
	健康さわやか教室(商工市民センター)2班	50歳以上	1回¥250	25回	80名	81	81	25	1135	56.8%	50.4%
7	子どもクライミング教室(前期)	小・中学生	¥2,000	4回	20名	41	22	4	78	97.5%	85.0%
	子どもクライミング教室(中期)	小・中学生	¥2,000	4回	20名	21	21	4	79	98.8%	73.8%
8	子どもクライミング教室(後期)	小・中学生	¥2,000	4回	20名	26	24	4	84	105.0%	86.3%
	はじめてのクライミング教室(前期)	15歳以上	¥4,000	4回	20名	18	18	4	56	70.0%	78.8%
9	はじめてのクライミング教室(中期)	15歳以上	¥4,000	4回	20名	21	20	4	70	87.5%	81.3%
	はじめてのクライミング教室(後期)	15歳以上	¥4,000	4回	20名	16	16	4	50	62.5%	82.5%
10	はじめてのクライミング教室(夜間)	18歳以上	1回¥500	6回	50名	33	33	6	113	37.7%	50.3%
	テニス初心者教室(昼間)	18歳以上	1回¥500	6回	20名	17	17	6	86	71.7%	78.3%
11	ナイターテニス初心者教室(夜間)	18歳以上	1回¥500	6回	50名	40	40	6	194	80.8%	66.3%
	女性のためのエアロビクス教室(後期)	18歳以上	¥3,000	6回	40名	72	50	6	219	91.3%	67.1%
12	女性のためのエアロビクス教室(前期)	18歳以上	¥3,000	6回	40名	55	55	1	51	63.8%	78.8%
	少年少女サッカー教室(高学年)	小学校4~6年生	¥100	1回	80名	62	62	1	55	68.8%	98.8%
13	少年少女サッカー教室(低学年)	小学校1~3年生	¥100	1回	80名	19	19	1	19	63.3%	96.7%
	14 救急救命(上級救命講習会)	15歳以上	テキスト代¥2,600	1回	30名	10	10	6	50	27.8%	77.2%
15	15 子どもヒップホップダンス教室	小・中学生	¥1,500	6回	30名	10	10	6	50	27.8%	77.2%
	16 親子体操教室	3歳以上と保護者	1組¥3,000	6回	30組	3	3	6	30	16.7%	26.7%
17	17 体育の日記念行事	一般市民	無料開放	1回	上限なし	当日にて受付	1	1599			1737
	18 少年少女卓球教室	小学生のみ	¥2,000	8回	30名	23	23	8	150	62.5%	92.1%
19	19 バドミントン初心者教室(小)	小学4~6年	¥2,000	8回	30名	12	12	8	101	42.1%	63.3%
	20 バドミントン初心者教室(大)	18歳以上	¥4,000	8回	30名	12	12	8	83	34.6%	13.3%
21	21 空手道教室	小学生のみ	¥1,500	6回	20名	25	25	6	111	92.5%	
	22 指導者講習会(日赤救命講習会)	18歳以上	テキスト代¥3,000	1回	30名	14	14	1	14	46.7%	
23	23 はじめてのフラダンス	18歳以上	¥3,000	6回	20名	30	20	6	98	81.7%	
	24 やさしいピラティス	18歳以上	¥3,000	6回	20名	20	20	6	96	80.0%	
					合計				298	10,592	68.5%
											67.4%



クライミング開放デー



第1・3土曜日午後3時～午後6時のみの実施。（受付は午後2時30分～）

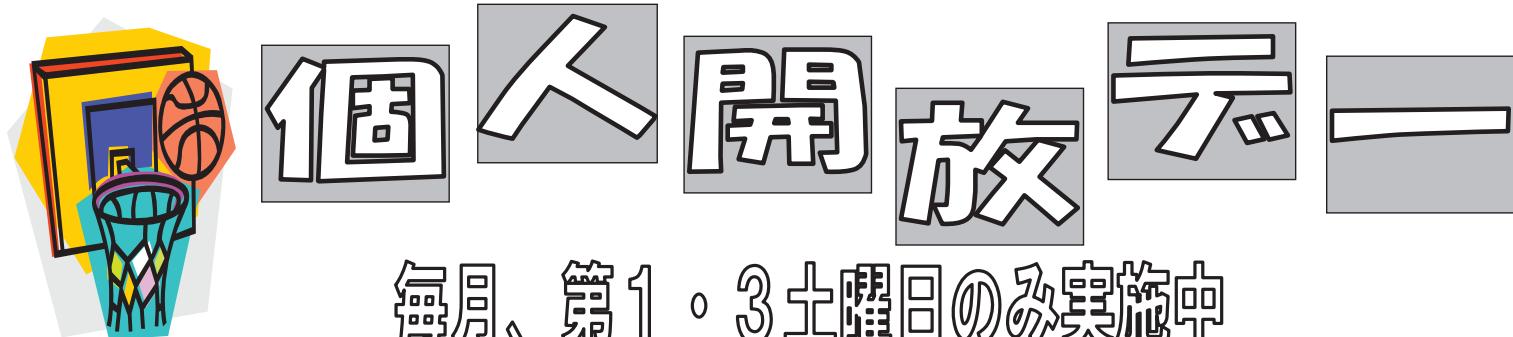
※認定証所有者及びクライミング教室を参加されていない方は午後3時から受付。



- ・対象：小学生以上
- ・料金：高校生以上 300円 小学生以上 150円
※保険料200円が別途で掛かります。
- ・定員：20人（当日、現地にて申込順）

・検定は毎月クライミング開放日に実施しています。（希望される方は、事前に教室担当までご連絡ください）

【問合せ】総合スポーツセンター教室担当まで（042-544-4151）



毎月、第1・3土曜日のみ実施中

料金 小・中学生 ¥150 ※各公開、開始30分前より受付開始。

高校生以上 ¥300

持ち物 室内履き



利用時間	種目	会場
9時～正午	卓球（2台）ミニテニス（1面） バスケットボール（ハーフコート） バドミントン（3面）	第二体育室 第一体育室
正午～15時	卓球（4台）	第一体育室
15時～18時		
18時～21時	バドミントン（5面）	

【問合せ】総合スポーツセンター教室担当まで（042-544-4151）

26市におけるスポーツ施設の運営方法

	直営	委託	指定管理
八王子市			
立川市			
武蔵野市			
三鷹市			
青梅市			
府中市			
昭島市			
調布市			
町田市			
小金井市			
小平市			
日野市			
東村山市			
国分寺市			
国立市			
福生市			
狛江市			
東大和市			
清瀬市			
東久留米市			
武蔵村山市			
多摩市			
稲城市			
羽村市			
あきる野市			
西東京市			

の数は施設数とは対応しない(施設が複数ある場合は、まとめての記載としている)

近隣市体育施設の使用料状況

八王子	団体	9時から11時50分、12時から14時50分、15時から17時50分各6,000円 18時から21時7,000円
	個人	月曜日から金曜日時間を決めて開放。月曜日ミニテニス13時から17時30分、火曜日バレー、ボーラー18時から21時30分---etc 1回300円
立川	団体	9時から12時30分12,000円、13時30分から17時13,400円、18時から21時30分16,000円
	個人	月曜日水曜日他半日単位で開放。半日200円(トレーニング室も同額。市外は2倍)プールは400円/2時間
福生	団体	主競技施設市内1,600円/1時間市外4,800円/1時間
	個人	150円/90分 市内、市外の区分はなし。
あきる野	団体	市内900円/2時間、市外2,700円/2時間 市外は2倍
	個人	100円/1時間、プールは200円/1時間 市内、市外の区分はなし。
昭島	団体	9時から12時6,000円、12時から15時6,500円、15時から18時7,700円 18時から22時9,700円
	個人	290円/2時間

昭島市事務事業外部評価委員会要綱

（設置）

第1条 昭島市の事務事業評価に市民及び有識者の視点を取り入れ、評価の透明性及び客觀性を確保するため、昭島市事務事業外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について評価し、その結果を市長に対して報告する。

- (1) 事務事業に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 公募による市民 1人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の3月末日までとし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は職員から資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から実施する。

昭島市事務事業外部評価委員会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
学識経験者	座間 康臣	昭島市老人クラブ連合会会長 昭島市補助金等適正化委員会委員長
	佐久間 榮昭	前東大和市教育長
	和田 篤彦	昭島市行財政改革推進会議委員
	出雲 明子	東海大学政治経済学部准教授 昭島市行財政運営審議会委員
公募市民	松本 智子	

委員会開催経過

委員会	日時	内容
第1回	11月10日（木） 17：15～21：30	1 委嘱状交付 2 委員長及び副委員長の選出 3 昭島市の事務事業評価について 4 外部評価対象事業の選定について 5 外部評価の流れについて 6 平成23年度外部評価対象事業の概要について 7 その他
第2回	11月19日（土） 10：00～16：00	1 外部評価の進め方について 2 外部評価 (1) がん検診事業 (2) シルバーピア事業 (3) ごみ減量化・資源化事業 (4) 青少年等交流センター管理運営 (5) 交通機関対策等事業 3 その他
第3回	11月26日（土） 10：00～16：00	1 外部評価の進め方について 2 外部評価 (1) 就学援助事業 (2) 総合スポーツセンター管理運営 (3) 広報活動事業 (4) 庁舎等維持管理 (5) 安全・安心まちづくり推進事業 3 その他
第4回	12月22日（木） 19：00～21：00	1 外部評価報告書（案）について 2 外部評価全体を通して 3 その他

傍聴者アンケート

実施日 11月19日（土） 傍聴者9名（アンケート回答7名）

Q1 お住まいはどちらですか

- | | |
|--------|----|
| 1 昭島市内 | 5人 |
| 2 昭島市外 | 2人 |

（国立市 1、国分寺市 1）

Q2 開催を何で知りましたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 広報あきしま | 4人 |
| 2 昭島市ホームページ | 2人 |
| 3 その他 | 1人 |

Q3 開催日程は、いつが良いと思います

- | | |
|--------|----|
| 1 平日昼間 | 0人 |
| 2 平日夜間 | 2人 |
| 3 休日昼間 | 4人 |
| 4 その他 | 3人 |

- ・土曜日以外
- ・どちらとも言えない
- （休日昼間の開催なのに、傍聴者が極めて少なかったため）
- ・土曜日昼間

Q4 職員の説明はいかがでしたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 良い | 2人 |
| 2 悪い | 1人 |
| 3 どちらとも言えない | 2人 |

ご意見・理由等

- ・早口である。声が小さい。質問に対する答えになっていない。
- ・資料のどの部分を説明しているのか分からぬ説明があった。
- ・声が聞き取れない。

Q5 配付した資料はいかがでしたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 良い | 2人 |
| 2 悪い | 1人 |
| 3 どちらとも言えない | 4人 |

ご意見・理由等

- ・もう少し市民向け工夫がほしい。
- ・予算が組み替わっている時の判断材料がない。
- ・ポイントをとらえて作成されている。
- ・初めて見たのでどちらとも言えない。ただ、1つの事業をまとめた資料として市民の目に触れることが必要。

Q6 その他、ご意見ご感想等をお聞かせください。

○お疲れさまです。

○熱心な討議で良かった。いろいろな事業で実施すればよい。

シルバーピア事業は平成33年契約満期なら、これから見直ししていけばちょうどよいのでは。
結果報告では、文書作成に工夫がほしい。

○外部から意見を聞くことは評価できる。

しかし、一件当たりの審議時間が少ない。

また、議会へ報告することが必要ではないか。（ここは議員が知らないといけない部分ではあるが）
評価結果の開示（インターネットか広報で）が必要。

○一部の委員や説明員の声が小さく、聞き取れないケースがあった。（マイク・スピーカー使用の要検討）
公募委員の質が高い。

○委員の声も小さくて聞き取れない。

○事業の見直しが前提の議論・質疑なので（この会議そのものが）、市の方針づくりへのあくまで補完的なものに位置付けられなければならないと思うが・・・。

○この意見・評価の上で、各部門の（外部の）専門的な見解をどう入れていくのか、不安が残る。
各委員がどういう立場の誰なのか、傍聴者に分かりづらかった。

○今まで近隣住民の多くの声として無駄使いと思う事業もあったので、何で？？？と話題になったこともあります。

政府も今回第3回目の事業仕分けをしていますが、昭島版事業仕分けともいえる今年度から導入された事務事業外部評価は、市民に対しても①必要性②妥当性③有効性④効率性をオープンにするとともに、事業の透明性や客観性を高める手段としてよいことだと思いました。

内部評価が甘い気がしました。内部評価と外部評価の合計点数や今後の方向性について、公表されるのでしょうか？

傍聴者アンケート

実施日 11月26日（土） 傍聴者12名（アンケート回答6名）

Q1 お住まいはどちらですか

- | | |
|--------|----|
| 1 昭島市内 | 6人 |
| 2 昭島市外 | 0人 |

Q2 開催を何で知りましたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 広報あきしま | 1人 |
| 2 昭島市ホームページ | 2人 |
| 3 その他 | 2人 |

・友人

Q3 開催日程は、いつが良いと思いますか

- | | |
|--------|----|
| 1 平日昼間 | 0人 |
| 2 平日夜間 | 1人 |
| 3 休日昼間 | 4人 |
| 4 その他 | 0人 |

Q4 職員の説明はいかがでしたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 良い | 2人 |
| 2 悪い | 1人 |
| 3 どちらとも言えない | 3人 |

ご意見・理由等

- ・説明はもう少し自信を持ってはっきりとしてほしい。

Q5 配付した資料はいかがでしたか

- | | |
|-------------|----|
| 1 良い | 2人 |
| 2 悪い | 1人 |
| 3 どちらとも言えない | 2人 |

ご意見・理由等

- ・これだけで判断できない「数値」が多いはず。
・字が小さすぎる。

Q6 その他、ご意見ご感想等をお聞かせください。

○外部評価委員の質問、発言は経費がかかっても市民のために必要かどうか、大切なことかどうかの視点での発言を望みます。必要なものは増やしていくことも大切です。

○事業活動を評価する仕組みとしては「外部の目」は効果があるとは思うが・・・。
最終判断としてこれらの外部評価がどのように反映されたか、それも開示してほしい。

○市民の声はどうなのか？反映されていない。

委員のほとんどの方がコスト面だけで評価しており、コストが安ければよいというものではない。
どの項目も必要性は認めているようだが、市民の暮らしにとってどうなのかという視点が欠落している。

○マイクの準備設定ありがとうございました。

○市民に知られていない。

委員の選出方法もよく分からぬ。
議会で議論してほしい。

11月19日（土）のアンケートのご意見を踏まえ、26日（土）はマイクを使用しました。